

第 2 期

北斗市地域福祉実践計画

計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度



ともに支え合う やさしさとぬくもりのある ”^{まち}北斗市 ” をめざして



平成 18 年 2 月に北斗市社会福祉協議会が旧上磯町と旧大野町の合併によって誕生してから 12 年が経過しました。

この間、長引く経済不況もあいまって、若者の都市部流出等によって北斗市の人口は減少し、我が国の経済が平成 24 年 11 月を底に緩やかな回復基調が続いている今日でも人口減少は続いており、高齢化が一段と進んでいます。また、我が国では、少子化・核家族化の進行と人口減少社会の到来によって、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、地域住民のつながりの希薄化と一人暮らし高齢者や子育てに不安を抱えるひとり親家庭等の増加によって、地域が抱える課題は多様化・複雑化・深刻化してまいりました。

このような社会情勢の中で、平成 22 年度に第 1 期北斗市地域福祉実践計画を策定し、基本目標を「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」とし、その実現に向けて今日まで地域福祉の推進に努めてまいりました。本来であれば、平成 27 年度に第 2 期実践計画を策定する予定でしたが、北斗市地域福祉計画に合わせるため、策定を 2 年間延長し、このたびの第 2 期実践計画の策定となった次第です。

第 2 期実践計画では、第 1 期実践計画の基本目標を基本理念に改め、「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」を基本理念とし、その実現に向けて 4 つの基本目標を掲げ各種事業に取り組んでまいります。

また、これまでの「福祉のまちづくり」から「福祉の地域づくり」に改めたのは、今日の福祉政策が地域づくりに重点が置かれていることでもあります。それ以前に、地域の絆が薄れつつあることから、かつて、どこの地域にもあった、平時からのお互いさまの心で、向こう三軒両隣で声をかけあう習慣や普段からほどよい距離感でご近所付き合いができれば、その地域は互いに助け合い、励まし合って生活することが可能となり、この互助の精神が他の地域に広がっていくことによって、必然的に北斗市の福祉のまちづくりへと繋がっていくものとの思いから、改めて地域づくりの必要性を強く抱いたからであります。

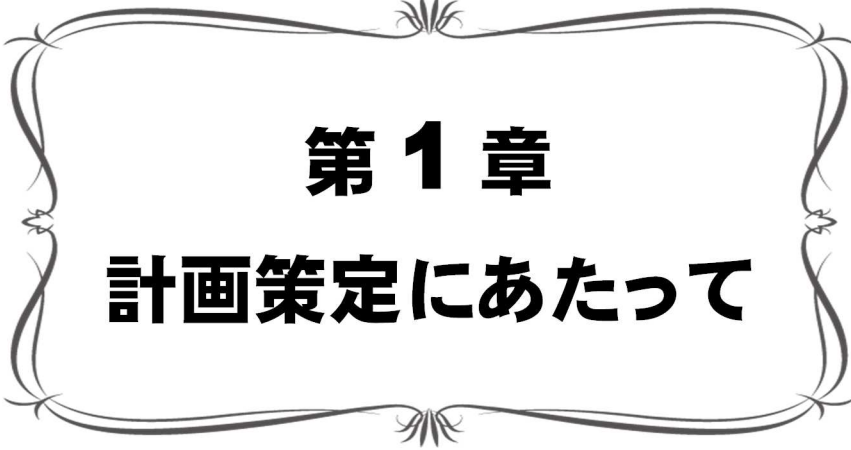
このことから、今後は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、この計画の着実な実践が大切になってまいります。そのためには、行政はもちろんのこと、これまで以上に多くの地域住民の方々や福祉関係団体・関係機関の参画、ボランティアの方々の積極的な参加をいただいて、ともに地域づくりを進めていかなければなりません。

本会では、この基本理念の実現に向けて、役職員一同、一丸となって地域福祉活動に取り組んでまいりますので、関係者の皆様をはじめ、より多くの市民の皆様の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会
会長 伏見 勉

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに.....	3
2 地域福祉実践計画について.....	5
第2章 これまでの取組みを振り返って	11
1 第1期北斗市地域福祉実践計画について.....	13
2 第1期計画の重点目標別成果と課題.....	13
第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題について	17
1 北斗市の現状.....	19
2 地域福祉に関する現状と課題.....	35
3 北斗市社会福祉協議会の現状と課題.....	47
4 今後、地域福祉を推進するにあたっての課題.....	49
第4章 計画の理念と基本目標	51
1 基本理念.....	53
2 計画推進のための基本目標.....	53
3 計画の施策体系について.....	54
第5章 施策の展開	55
基本目標1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり.....	57
基本目標2 福祉の心を育む人づくり.....	62
基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり.....	66
基本目標4 組織体制の強化と基盤づくり.....	72
資料編	77
1 北斗市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱.....	79
2 北斗市地域福祉実践計画策定委員会委員名簿.....	80
3 北斗市地区別の概況.....	81



第 1 章
計画策定にあたって

1 はじめに

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする」営利を目的としない民間組織で、全国、都道府県、市区町村にそれぞれ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、公私の社会福祉関係者・施設・団体などの参加と協力のもと、「福祉のまちづくり」を目指し、様々な活動を行っています。

北斗市社会福祉協議会は、地域住民、福祉団体、福祉施設などの会員のほか、企業などを賛助会員とする地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を進めています。

■社会福祉協議会の活動原則



(出典：新・社会福祉協議会基本要項)

また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、その実現では、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示されていますが、その体制づくりの中心的な機関の一つとしてあげられているのが社会福祉協議会です。

【「ニッポン一億総活躍プラン（抜粋）」（平成28年6月2日閣議決定）】

（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行う NPO などを中心となつて、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

【社会福祉法】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【社会福祉法】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域福祉実践計画について

(1) 計画策定の背景

北斗市（以下「本市」という。）は、平成18年2月1日に旧上磯町と旧大野町が合併し、道内35番目の市として誕生した新しいまちのため、本市のまちづくりの最上位計画である「北斗市総合計画」が平成20年度から平成29年度までの10か年計画とする「第一次総合計画」が策定されました。その2年後の平成22年度に、平成26年度までの5か年計画とする「第1期北斗市地域福祉計画」が策定されています。

北斗市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、北斗市地域福祉計画をもとに、平成23年度から平成27年度までの5か年計画とする「第1期北斗市地域福祉実践計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、重点課題に「地域の課題を共有し、解決していくための地域づくり」、「地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくり」、「自立した生活を支援するためのサービス提供体制の推進」及び「地域福祉推進のための社協体制の強化」を掲げ、基本目標である「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んできました。

しかし、本会が策定する北斗市地域福祉実践計画の上位計画である北斗市地域福祉計画が、平成30年度からの第二次北斗市総合計画を基に第2期計画を策定する方針に改められたことから、本会もそれに従って2年間期間を延長し、平成30年度から平成34年度までの「第2期北斗市地域福祉実践計画」に改めることとしました。

第1期計画策定時から今日までの間、我が国では、少子化・核家族化の進行と人口減少社会の到来により、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、地域経済の長期低迷等により若者等の都市部流出によって地方人口の減少が進んでおり、地域住民のつながりの希薄化と高齢者単独世帯や子育てに不安を抱えるひとり親家庭等の増加によって、地域が抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。

このような社会情勢の中、新たな福祉ニーズに対応するための「生活困窮者自立支援制度」や「子ども・子育て支援制度」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等の創設と、「社会福祉法人の経営組織の強化と、地域における公益的な取組みの実施に関する責務規定等を盛り込んだ社会福祉法人制度改革」が行われました。

さらに、地域福祉の理念に住民や福祉関係者が連携して複合的な地域生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するための新たな取組みが進められようとしています。

以上のことから、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ、新たな課題への対応を図っていくため、本市の地域福祉を取り巻く現状と課題や住民ニーズを踏まえて、「第2期北斗市地域福祉実践計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

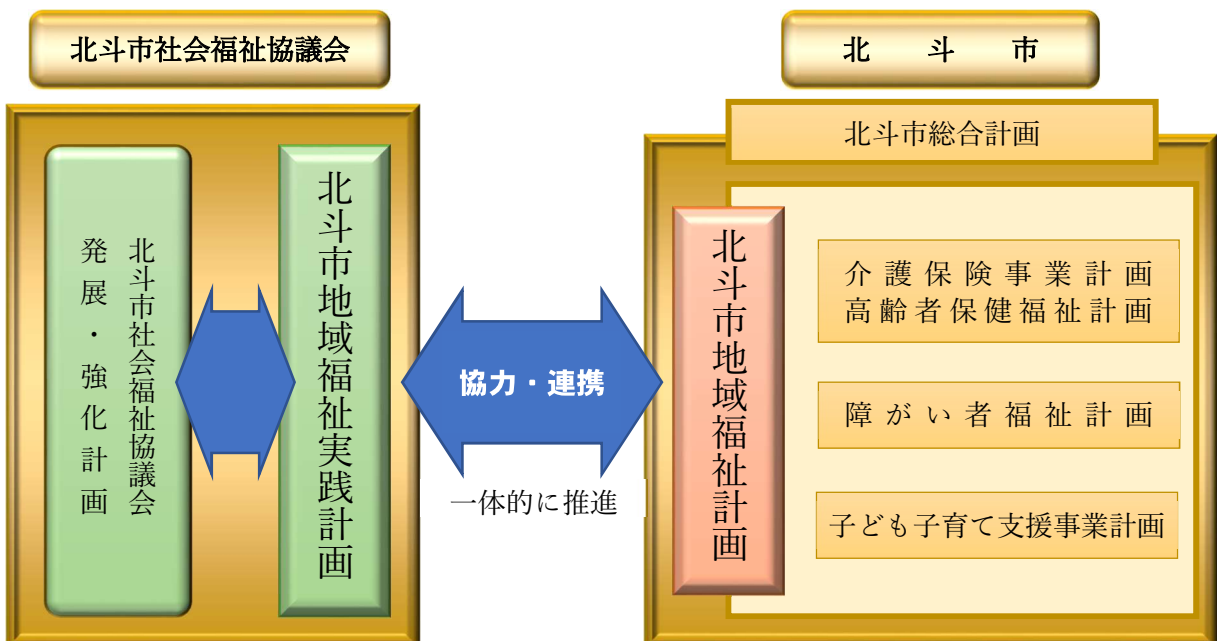
(2) 計画の位置付け

本会が策定する「北斗市地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

■地域福祉実践計画の策定意義

- ① 計画づくりをとおして、地域住民や地域福祉に関わる関係者が地域の生活課題を共通に認識するとともに、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、お互いの役割分担や協力して行う活動が明らかになる。
- ② 計画づくりをとおして、住民や地域福祉にかかわる関係者が社協活動への理解を深め、社協活動への協力体制が構築される。
- ③ 長期計画を策定することにより、地域福祉活動が体系的にすすめられ、住民の参加や関係機関団体等との連携がとりやすくなる。
- ④ 民間（住民）の地域福祉活動の展開が明らかになることにより、市町村の行政計画への連携促進が図られる。
- ⑤ 体系的な地域福祉活動の展開により、財政対策等が計画的に進められることが可能となるとともに、市町村行政、住民の協力が期待される。
- ⑥ 民間（住民）の地域福祉活動が豊かに用意されることで、福祉サービスの総合化が推進される。

計画の推進にあたっては、地域福祉推進のための基盤や体制づくりを推進する「北斗市地域福祉計画」と、それを実行するための住民活動、行動の在り方を定める「北斗市地域福祉実践計画」は、いわば「車の両輪」であり、相互に補完し合いながら計画を一体的に推進し地域福祉の向上を目指すものです。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

また、北斗市と連携して一体的に地域福祉を推進していくために、計画期間を「第2期北斗市地域福祉計画」と合わせるものとします。

■ 計画期間

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	～	H39
第1次北斗市総合計画										第2次北斗市総合計画						
		第1期 北斗市地域福祉計画										第2期 北斗市地域福祉計画			次期 計画	
		第1期 北斗市地域福祉実践計画										第2期 北斗市地域福祉実践計画			次期 計画	

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市が実施した次の計画策定のためのアンケート調査回答データをもとに、地域ニーズの資料として活用しています。

- ア 第2期北斗市地域福祉計画（平成30～34年度）
 - ・ 北斗市における地域福祉に関する調査 ～平成29年10月実施～
- イ 第7期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）
 - ・ 日常生活圏域ニーズ調査 ～平成29年10月実施～
 - ・ 在宅介護実態調査 ～平成29年10月実施～
- ウ 第5期北斗市障がい者福祉計画（平成30～32年度）
 - ・ 北斗市における障がい者福祉に関する調査 ～平成29年10月実施～

なお、策定委員については、本会の役員が、町会連合会、民生委員児童委員連合会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、福祉施設など、福祉団体等の代表者で構成されているため、本会役員を策定委員とする「北斗市地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(5) 本計画で新たに位置付けていく取組みについて

社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化していることを踏まえ、本計画においては、以下の取組みを新たに位置付けていくものとします。

❖ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組み

平成29年5月に可決・成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の一環として、社会福祉法も改正されました。今後、「地域共生社会」に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが進められていくことから、国の制度・施策の動きを正しく認識し、新たな時代における社協の組織・活動等に取り組んでいきます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法・医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法・介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。
- ・その他（略）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護給付金への総所得報酬の導入（介護保険法）

※ 平成30年4月1日施行（II 5は平成29年8月分の介護給付金から適用、II 4は平成30年8月施行）

【出典】厚生労働省ホームページ（一部省略）

❖生活困窮者等への支援の取り組み

前期計画の最終年度である平成27年4月に開始された生活困窮者自立支援制度によって、本会は市から委託を受けて「北斗市生活相談支援センター」を設置し、「生活困窮者自立支援事業」のほか、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」を実施しています。

今後は、地域共生社会の実現に向けた取組の中で、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら多様なニーズに対応していく「全世代・全対象型包括的支援体制」の構築が求められていくことから、生活困窮者自立支援事業等による相談支援体制の強化に努めていきます。

❖防災への取り組み

平成28年8月に道内で発生した台風10号等の大雨による甚大な災害が発生したことにより、北海道社協内に常設の北海道災害ボランティアセンターが開設されたことを踏まえ、全道一丸となった被災地社協（災害ボランティアセンター）を応援する仕組みの整備が図られたことから、平成29年10月に本会と北海道社協による「災害援護活動の支援に関する協定」を締結しました。

今後は、本会が「市民や団体等と協働による地域づくり」を進めるために新たに設置した「北斗市市民活動サポートセンター」が、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすよう、災害救援活動の体制整備に取り組んでいきます。

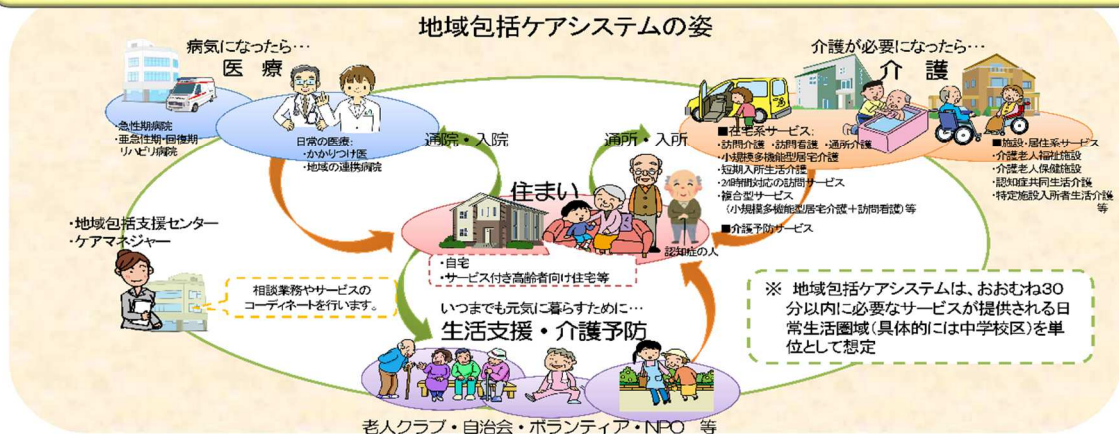
「地域包括ケアシステム」とは

日本は、65歳以上の人口が3,000万人を越えており、2042年には3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口が増加し続けると予想されています。

このため、厚生労働省は、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳を保ち、自律した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



出典：厚生労働省ホームページより





第 2 章

これまでの取組みを振り返って

1 第1期北斗市地域福祉実践計画について

第1期計画は、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として、平成22年3月に策定された「北斗市地域福祉計画」の下に同年12月に策定されました。

本会が2町の社協の合併により発足して4年が経過し、地域福祉の推進の役割を果たす体制づくりが必要としている中で、基本目標の実現に向けた取り組むべき4項目の重点目標を柱とし、今後の目指すべき方向性と、取り組むべき活動を明確にすべく策定されたものです。

《基本目標》

～ ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり ～

重点目標

- 1 地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します。
- 2 地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します。
- 3 自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します。
- 4 地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります。

2 第1期計画の重点目標別成果と課題

重点目標に対応する具体的事業計画に基づく事業の成果と課題は、次のとおりです。

(1) 重点目標：『地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します。』

❖本市内は、過疎化が進んでいる地域もあれば新興住宅地もあるなど様々な地域構成により、福祉にかかる地域的課題も異なっている中で、各町内会を単位として行われている「小地域ネットワーク活動」は、各町内会の努力により継続実施されています。しかし、事業実施計画の中にある「課題その他」では、「活動の活性化を図るため、社協職員の地域訪問活動等を実施していく必要がある。」としていますが、職員不足により実施には至っていません。今後は各町内会等とともに、新たな地域づくりを目指して取り組んでいく必要があります。

- ❖ 新規事業のうち、「サロン活動事業支援」では、平成23年度よりサロン活動費助成金の支給を実施しましたが、サロン活動の普及には至らなかったことから、サロンサポーター養成講座や実践研修会を開催するなど、関係者等への情報提供・助言を行いました。現在は、各町内会でカラオケや茶話会、運動などが行われているものの、その実施団体数は小数です。また、新たな取り組みとして、「介護予防運動から始める地域づくり」の動機づけを図るため、ふまねっと運動を導入した「ふれあい・いきいきサロン」の普及活動を行っていますので、今後はさらなる普及活動に取り組んでいく必要があります。
- ❖ 新規事業の取組みとして「身寄りのない方の死への対応」は、自分の死後に不安を持つ方に対して特別相談所を開設するとともに、具体的な対応について研究し、事業化を探っていくこととしていました。しかし、死後の不安の内容は、葬儀、納骨・永代供養、病院・施設等への未払い金の精算、遺品の整理、孤独死など様々なことがあり、これらの問題を解決するには、亡くなった後のための準備として「死後事務委任契約」という方法があります。その方法では、生前に死後の事務を行えるだけの費用を受任者に預けておく必要があります。また、孤独死の早期発見等を希望する場合は「見守り契約」をするなど、様々な契約が必要となります。これらの問題解決を行政書士等が行っているため、本会が事業化するには至っていません。なお、相談対応は、心配ごと相談事業で通年設置している「よろず相談窓口」で対応することとしています。
- ❖ また、「地域福祉にかかる情報の共有化」では、地域福祉を推進する上で、町内会や民生委員、行政が地域住民の情報を安全に共有するためのマニュアル化を図り、それぞれの共通意識を醸成することにしていましたが、平成23年の東日本大震災を機に、災害対策基本法の規定に基づき北斗市防災会議が作成した「北斗市地域防災計画」に、市が防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援計画の策定を行うことになっています。



(2) 重点目標：『地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します。』

- ❖ 本会は、老人クラブ連合会をはじめとする7福祉団体のなお一層の活性化を図るため、事務局業務を担い、団体運営の支援とともに活動費助成を実施していますが、今後は、それぞれの団体が自主的な活動を自ら行う「地域福祉の推進を意識した活動ができる団体」へと、育成するための支援に努める必要があります。
- ❖ 「社協だより」を年4回発行し、福祉団体等の活動状況を紹介するなど、福祉活動の啓発を実施していますが、社協の活動がよくわからないなどの声もあることから、市民が地域福祉活動を理解してもらえるよう、情報発信の広報紙づくりに努める必要があります。



- ❖ 「北斗市社会福祉大会」は、社会福祉に貢献のあった方々を表彰し、講演等による福祉の啓蒙を図る事業として実施していますが、参加者が少なく、より多くの方々に参加いただける大会にすることが課題となっていました。近年は、福祉活動を積極的に実施している社会福祉法人の活動紹介や本会職員による介護劇で介護保険制度等のPRを行うなど、市民から評価される大会へと進展してきましたが、より多くの方々が参加できる大会に努める必要があります。



- ❖ 「福祉まつり」は、市内等で行われている福祉団体等の取組みを紹介し、楽しみながら福祉を学ぶ機会として、北海道ユニバーサル上映映画祭と同時開催し、親子連れなど様々な年齢階層の来場者により、その数は増え続けていますが、今後は様々な福祉団体が参加し、活動を発表する場となるよう、実施内容の充実を図る必要があります。



- ❖ 福祉講座やボランティア体験講座などを実施し、市民の意識啓発に努めていますが、その後のボランティア活動に結びつくまでには至っていません。今後は、地域づくりの担い手を育成する仕掛けづくりが必要となっています。

(3) 重点目標：『自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します。』

- ❖ 本会が実施する「居宅介護支援事業」や「訪問介護事業」、「福祉有償運送事業」は、特定施設等の増加などにより利用者数は減少し、厳しい経営状況にあります。介護保険制度の改正による新たな生活支援サービスの提供体制づくりが必要になっています。



- ❖ 新規事業に掲げた「成年後見制度における法人後見事業」は、平成23年度より実施していますが、事業対象者は「市長が申し立てを行った者」としているため、その受任件数は少数です。今後は、事業対象者の要件を緩和するなど、事業拡大に取り組む必要があります。
- ❖ また、新規事業の「法外介護サービス事業」は、介護保険や自立支援等では対応できない介護サービスを実施していて、今後も継続していく必要があります。
- ❖ 市から委託を受けている事業は、計画策定時よりも増えていますが、受託事業の実施内容の充実を図っていかねばなりません。また、本会の安定した財源を確保するためには、できる限りの事業を受託する必要があります。

(4) 重点目標：『地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります。』

❖ 新規事業として掲げた「事務局体制の強化」では、生活困窮者自立支援事業等の受託によって、人件費の一部を確保することができたことから、前期計画の策定時よりも事務局体制の整備は進んでいますが、地域福祉推進の中核組織としての機能を発揮するまでには至っていません。今後は、地域づくりを推進するための体制整備の強化を図る必要があります。

❖ 法人運営では、財源確保が最大の課題となっています。本会の法人運営の財源（人件費を除く）は、会費、寄附金及び共同募金配分金が主なもので、その額は、多様なニーズに対応できるだけのものではありません。また、法人運営の人件費は、受託金収入の一部や福祉基金の取り崩し、介護支援事業からの拠出金のほか、法人運営職員の人件費不足分（人数制限あり）を市から補助金として助成を受けていますが、新たな人員確保のための財源の確保の目途は付いていません。今後は、本会が地域福祉推進のための事業を市に提案し、自らその事業を実施して人件費の確保に取り組んでいく必要があります。



❖ 新規事業として掲げた「せせらぎ保健センター指定管理」については、計画どおり指定管理を受け、現在はファミリー・サポート・センターの職員を配置し、センターの貸出業務や施設管理を行っています。今後もこの体制を維持することとしています。

❖ 「理事会・評議員会」は、平成29年4月から施行された社会福祉法人制度改正により、新たな体制としましたが、それぞれの定数は従来どおりとしています。現在、評議員の定数は従来の30名ですが、この制度改正により評議員の定数の下限が、「理事定数の2倍を超えた数」から「理事の定数を超えること」に変更されたことから、評議員の次期改選に向けて定数の削減を検討していく必要があります。





第 3 章

地域福祉を取り巻く 現状と課題について

1 北斗市の現状

(1) 総人口及び高齢者人口等の推移

国勢調査による北斗市の総人口では、平成27年が46,390人で、平成12年よりも414人の減少となっています。

年齢別人口の0～14歳人口（年少人口）では、平成27年が6,353人で、平成12年よりも1,326人（△17.3%）の大幅な減少となっています。15～64歳人口（生産年齢人口）でも、平成27年が27,723人で、平成12年よりも3,340人（△10.8%）の減少となっています。

しかし、65歳以上人口（高齢者人口）では、平成27年が12,297人で、平成12年よりも4,236人（52.5%）の大幅な増加で高齢化が進んでいます。

また、世帯数では、人口減少に反して増加を続けており、平成27年では18,508世帯で、平成12年よりも1,994世帯の増加となっています。

人口の減少とそれに反する世帯数の増加によって、1世帯当たりの人数は、平成27年では2.4人で、平成12年よりも0.4人の減少となっています。

■表1 総人口と世帯数の推移

項 目			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口※1			46,804人	48,056人	48,032人	46,390人
年齢別人口 ※2	0～14歳人口 (年少人口)	実数	7,679人	7,567人	7,217人	6,353人
		割合	16.4%	15.7%	15.0%	13.7%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	実数	31,063人	31,035人	30,038人	27,723人
		割合	66.4%	64.6%	62.6%	59.8%
	65歳以上人口 (高齢者人口)	実数	8,061人	9,454人	10,749人	12,297人
		割合	17.2%	19.7%	22.4%	26.5%
世帯数	総世帯数	16,514世帯	17,723世帯	18,412世帯	18,508世帯	
	施設等世帯数	60世帯	56世帯	110世帯	76世帯	
一般世帯の1世帯当たり人数			2.8人	2.6人	2.5人	2.4人

※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致していません。

※2 国勢調査では「65歳以上人口」を「老年人口」と表記しますが、本計画では「高齢者人口」としています。
(出典：国勢調査結果（総務省統計局）)

(2) 年齢階層別人口の推移

国勢調査による5歳毎の年齢階層別人口を見ると、平成12年と平成27年の比較では、最も減少している年齢階層は「25～29歳人口」(△1,488人)で、次は「30～34歳人口」(△976人)、「20～24歳人口」(△778人)、「0～4歳人口」(△723人)と続いています。この「20～34歳人口」の減少が、「0～4歳」の減少の一因となっているようです。

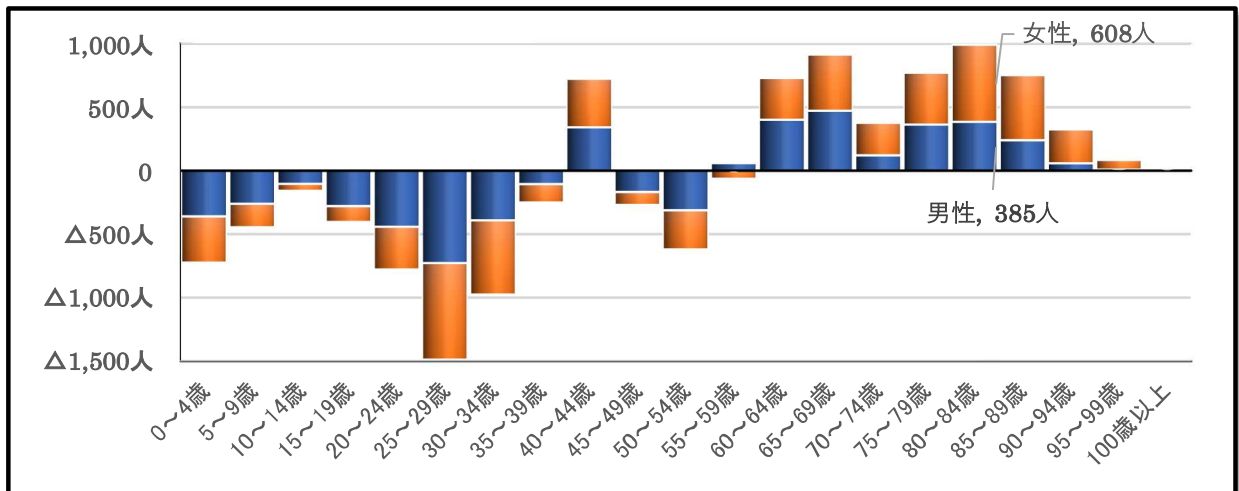
増加している年齢階層では、「80～84歳人口」(993人増)が最も多く、次は「65～69歳人口」(916人増)、「75～79歳人口」(773人増)と続いていて、60歳未満で増加している年齢階層は、「40～44歳人口」(725人増)のみとなっています。

■表2 年齢(5歳階層)別人口の推移

年齢階層	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	④-①
0～4歳	2,428人	2,298人	2,132人	1,705人	△723人
5～9歳	2,621人	2,602人	2,446人	2,176人	△445人
10～14歳	2,630人	2,667人	2,639人	2,472人	△158人
15～19歳	2,693人	2,424人	2,376人	2,290人	△403人
20～24歳	2,480人	2,168人	1,783人	1,702人	△778人
25～29歳	3,318人	2,817人	2,247人	1,830人	△1,488人
30～34歳	3,295人	3,597人	3,020人	2,319人	△976人
35～39歳	3,244人	3,413人	3,778人	2,994人	△250人
40～44歳	3,029人	3,283人	3,408人	3,754人	725人
45～49歳	3,576人	3,004人	3,197人	3,307人	△269人
50～54歳	3,718人	3,619人	2,926人	3,098人	△620人
55～59歳	2,916人	3,761人	3,545人	2,904人	△12人
60～64歳	2,794人	2,949人	3,758人	3,525人	731人
65～69歳	2,700人	2,741人	2,867人	3,616人	916人
70～74歳	2,309人	2,506人	2,538人	2,686人	377人
75～79歳	1,519人	2,037人	2,262人	2,292人	773人
80～84歳	870人	1,265人	1,691人	1,863人	993人
85～89歳	443人	614人	928人	1,197人	754人
90～94歳	181人	221人	370人	506人	325人
95～99歳	36人	63人	80人	121人	85人
100歳以上	3人	7人	13人	16人	13人
年齢不詳	1人	-	28人	17人	16人
総数	46,804人	48,056人	48,032人	46,390人	△414人

(出典：国勢調査結果(総務省統計局))

■図1 年齢階層別人口の変動（平成12年と平成27年の比較増減）



(3) 地区別人口の推移

国勢調査による地区別人口を見ると、平成12年と平成27年の比較では、最も増加している地区は、「浜分地区」（1,981人増）で、次は「中央地区」（362人増）、「萩野地区」（265人増）と続いています。増加している地区はこの三地区のみです。

また、最も減少している地区は、「谷川地区」（△632人）で、次は「本町地区」（△591人）、「茂辺地地区」（△516人）と続いています。

減少率の高い地区は、「茂辺地地区」（△31.6%）で、次は「石別地区」（△26.5%）、「市渡地区」（△21.0%）と続いています。茂辺地地区・当別地区の過疎化が一段と進んでいます。

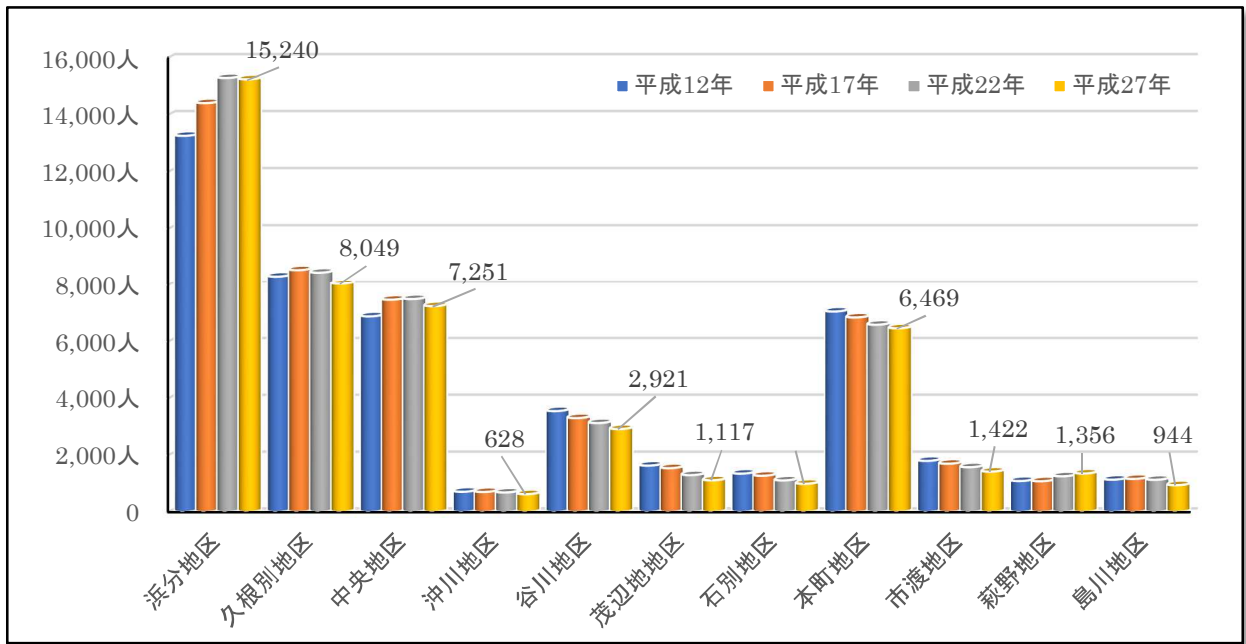
※ 各地区の範囲は図3参照

■表3 地区別人口の推移

地区名	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	増減率	
					④－①	④÷①
浜分地区	13,259人	14,406人	15,286人	15,240人	1,981人	14.9%
久根別地区	8,318人	8,546人	8,457人	8,049人	△269人	△3.2%
中央地区	6,889人	7,475人	7,499人	7,251人	362人	5.3%
沖川地区	712人	705人	687人	628人	△84人	△11.8%
谷川地区	3,553人	3,306人	3,132人	2,921人	△632人	△17.8%
茂辺地地区	1,633人	1,544人	1,298人	1,117人	△516人	△31.6%
石別地区	1,351人	1,276人	1,112人	993人	△358人	△26.5%
本町地区	7,060人	6,850人	6,594人	6,469人	△591人	△8.4%
市渡地区	1,800人	1,700人	1,576人	1,422人	△378人	△21.0%
萩野地区	1,091人	1,083人	1,257人	1,356人	265人	24.3%
島川地区	1,138人	1,165人	1,134人	944人	△194人	△17.0%
総数	46,804人	48,056人	48,032人	46,390人	△414人	△0.9%

（出典：国勢調査小地域集計結果（総務省統計局））

■図2 地区別人口の推移



【地区の範囲について】

本計画書に用いている地区は「小学校区」を基準としています。ただし、一部の町（丁目）名が番地（番）で学校区を分けているところがあるため、各地区の範囲は次図のとおりとしています。

■図3 地区図



■各地区の範囲

- ▶ 浜分地区
 - …七重浜、追分
- ▶ 久根別地区
 - …久根別、東浜
- ▶ 中央地区
 - …中央、中野通、飯生、常盤、大工川、押上、公園通、添山
- ▶ 沖川地区
 - …中野、野崎、清川
- ▶ 谷川地区
 - …谷好、昭和、桜岱、水無、三好、富川、柳沢、館野
- ▶ 茂辺地地区
 - …茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡、湯ノ沢
- ▶ 石別地区
 - …当別、三ツ石
- ▶ 本町地区
 - …本町、南大野、向野、本郷、白川、細入、文月、村内
- ▶ 市渡地区
 - …市渡、稲里、村山、中山
- ▶ 萩野地区
 - …萩野、東前、開発
- ▶ 島川地区
 - …清水川、千代田、一本木

(4) 地区別高齢化率の推移

国勢調査による地区別高齢化率で最も高かったのは、「茂辺地地区」(52.3%)で、次に「沖川地区」(43.3%)、「島川地区」(37.5%)と続いています。

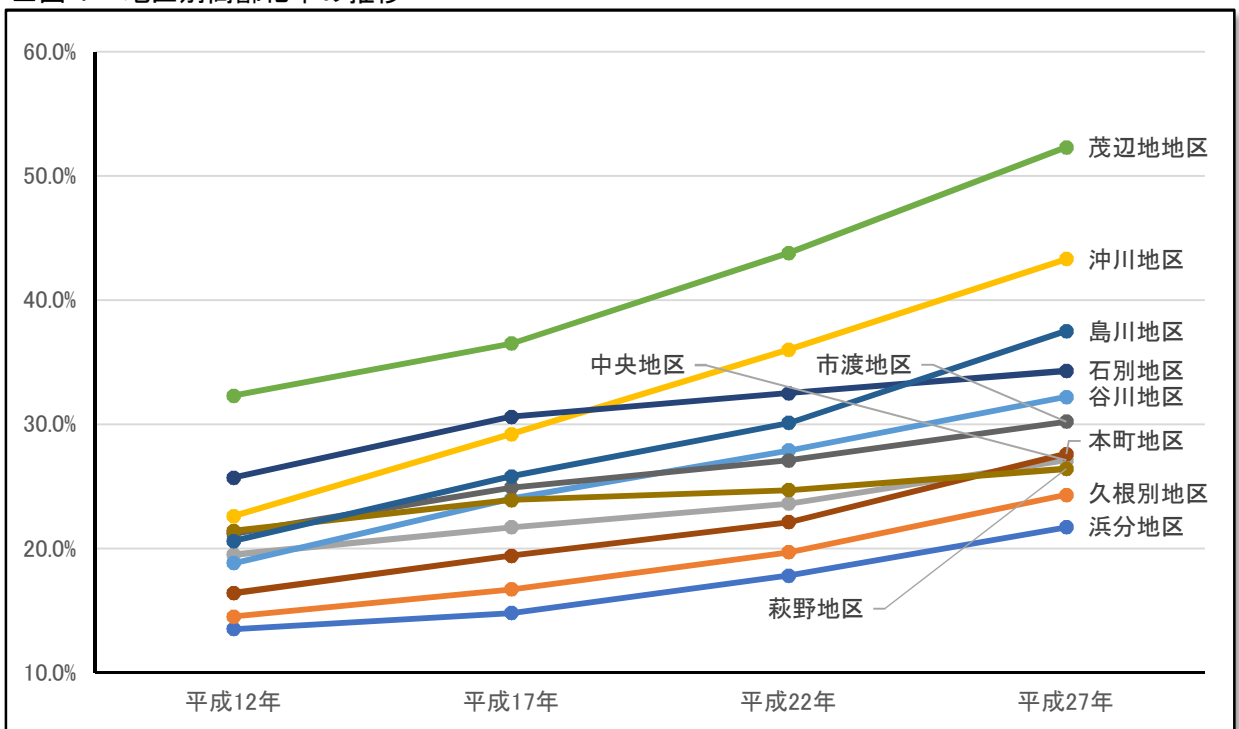
また、高齢化率が最も低かったのは、「浜分地区」(21.7%)で、次に「久根別地区」(24.3%)となっています。この二地区の人口総数が、北斗市全体の約50%を占めているため、北斗市全体の高齢化率(平成27年国勢調査結果)が26.5%と低く、全国平均並み(26.7%)となっています。

■表4 地区別高齢化率の推移

地区名	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	④-①
浜分地区	13.5%	14.8%	17.8%	21.7%	8.2%
久根別地区	14.5%	16.7%	19.7%	24.3%	9.8%
中央地区	19.5%	21.7%	23.6%	27.1%	7.6%
沖川地区	22.6%	29.2%	36.0%	43.3%	20.7%
谷川地区	18.8%	24.0%	27.9%	32.2%	13.4%
茂辺地地区	32.3%	36.5%	43.8%	52.3%	20.0%
石別地区	25.7%	30.6%	32.5%	34.3%	8.6%
本町地区	16.4%	19.4%	22.1%	27.6%	11.2%
市渡地区	21.2%	24.9%	27.1%	30.2%	9.0%
萩野地区	21.4%	23.9%	24.7%	26.4%	5.0%
島川地区	20.6%	25.8%	30.1%	37.5%	16.9%
総数	17.2%	19.7%	22.4%	26.5%	9.3%

(出典：国勢調査小地域集計結果(総務省統計局))

■図4 地区別高齢化率の推移



(5) 地区別年少人口比率の推移

国勢調査による地区別人口に対する年少人口（0～14歳）の占める割合で最も高かった地区は、平成27年では「萩野地区」（20.43%）で、次に「浜分地区」（15.8%）、「久根別地区」「中央地区」（同率の14.2%）と続いています。

最も低かったのは、「茂辺地地区」（3.2%）で、次に「石別地区」（5.1%）、「沖川地区」（8.9%）と続いています。

また、平成12年と平成27年を比較すると、年少人口比率が増加しているのは、「萩野地区」（9.8%増）となっています。

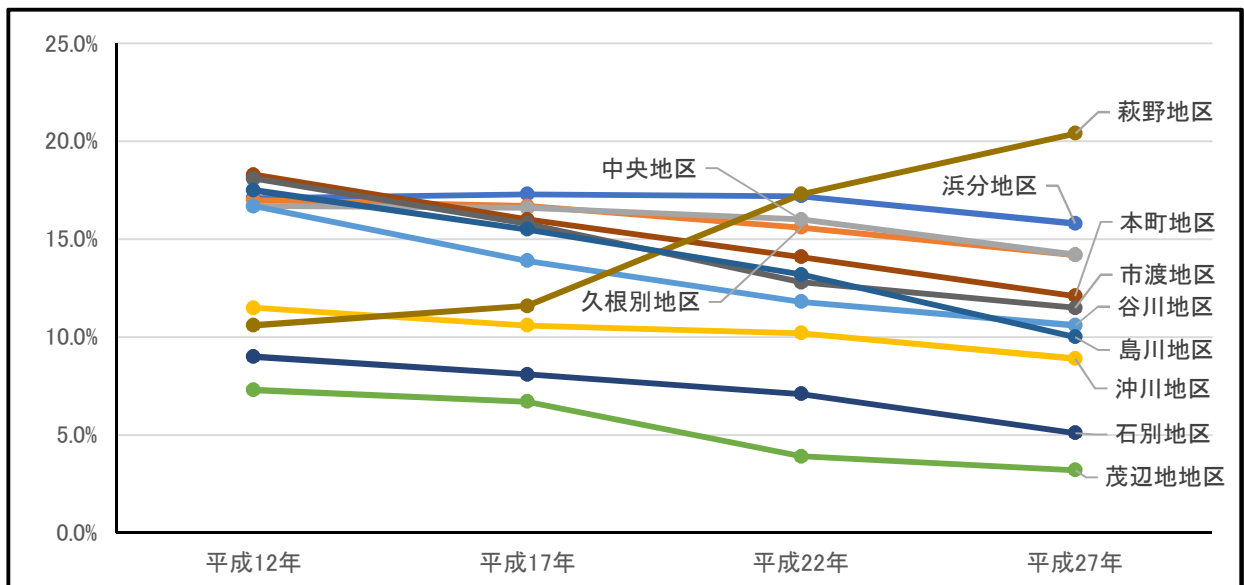
減少率が高かったのは、「島川地区」（△7.5%）で、次に「市渡地区」（△6.6%）、「本町地区」（△6.2%）と続いています。

■表5 地区別年少人口（0～14歳）比率の推移

地区名	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	④－①
浜分地区	17.1%	17.3%	17.2%	15.8%	△ 1.3%
久根別地区	17.0%	16.7%	15.6%	14.2%	△ 2.8%
中央地区	16.7%	16.6%	16.0%	14.2%	△ 2.5%
沖川地区	11.5%	10.6%	10.2%	8.9%	△ 2.6%
谷川地区	16.7%	13.9%	11.8%	10.6%	△ 6.1%
茂辺地地区	7.3%	6.7%	3.9%	3.2%	△ 4.1%
石別地区	9.0%	8.1%	7.1%	5.1%	△ 3.9%
本町地区	18.3%	16.0%	14.1%	12.1%	△ 6.2%
市渡地区	18.1%	15.8%	12.8%	11.5%	△ 6.6%
萩野地区	10.6%	11.6%	17.3%	20.4%	9.8%
島川地区	17.5%	15.5%	13.2%	10.0%	△ 7.5%
総 数	16.4%	15.7%	15.0%	13.7%	△ 2.7%

（出典：国勢調査小地域集計結果（総務省統計局））

■図5 地区別年少人口（0～14歳）比率の推移



(6) 世帯人員の推移

平成27年の国勢調査による1世帯毎（福祉施設等の世帯を除く※）の人員数を見ると、全世帯に占める割合が最も高かったのは、2人世帯の33.3%で、次に1人世帯（単独世帯）の26.0%、3人世帯の20.3%と続いています。

4人世帯以上では、平成12年と比較するとすべて減少しており、3人以下の世帯、特に1人世帯と2人世帯の増加によって、1世帯当たりの人数が減少し続けています。

■表6 世帯人員の推移

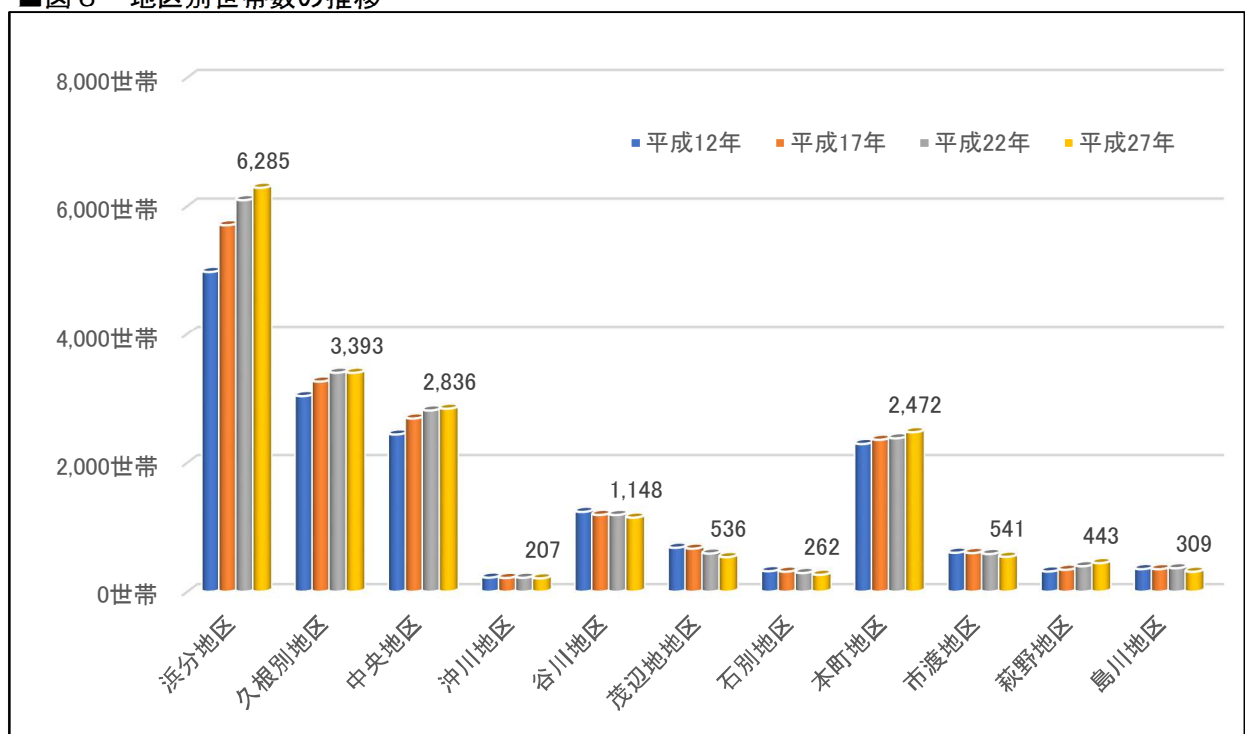
(単位：世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	割合	比較 (④-①)
	①	②	③	④		
世帯数(施設除く)	16,514	17,723	18,302	18,432	100.0%	1,918
世帯人員数	1人	3,084	3,778	4,215	26.0%	1,700
	2人	5,037	5,488	5,908	33.3%	1,108
	3人	3,525	3,862	3,913	20.3%	210
	4人	3,211	3,148	3,026	14.4%	△ 562
	5人	1,082	971	898	4.4%	△ 267
	6人	389	334	224	1.1%	△ 178
	7人以上	186	142	118	0.5%	△ 93
一般世帯の1世帯当たり人数	2.8人	2.6人	2.5人	2.4人		△ 0.4人

※ 国勢調査方法の相違により、平成12年及び平成17年の世帯数に福祉施設等の世帯が含まれています。

(出典：国勢調査小地域集計結果（総務省統計局）)

■図6 地区別世帯数の推移



(7) 高齢者の単独世帯の推移

平成27年の国勢調査による65歳以上単独世帯の地区別世帯数に占める割合を見ると、最も高かった地区は、「石別地区」(26.3%)で、次に「茂辺地地区」(23.1%)、「沖川地区」(14.5%)と続いています。

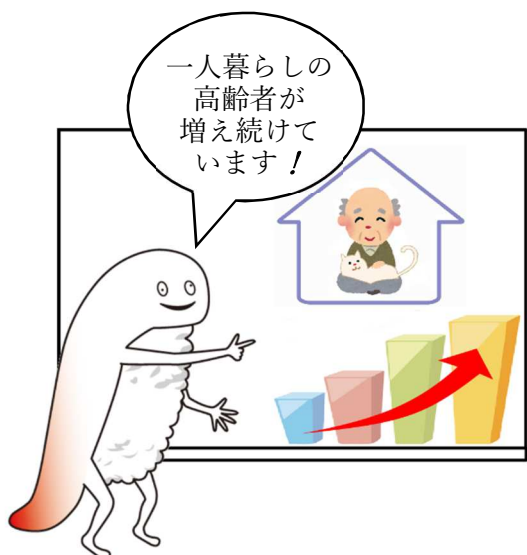
最も低かった地区は、「萩野地区」(9.3%)で、次に「浜分地区」(9.7%)、「本町地区」(11.3%)と続いています。

最も割合の高かった「石別地区」では、地区全世帯の4世帯に1世帯が高齢者単独世帯となっていて、「茂辺地地区」も同様の状況になっています。

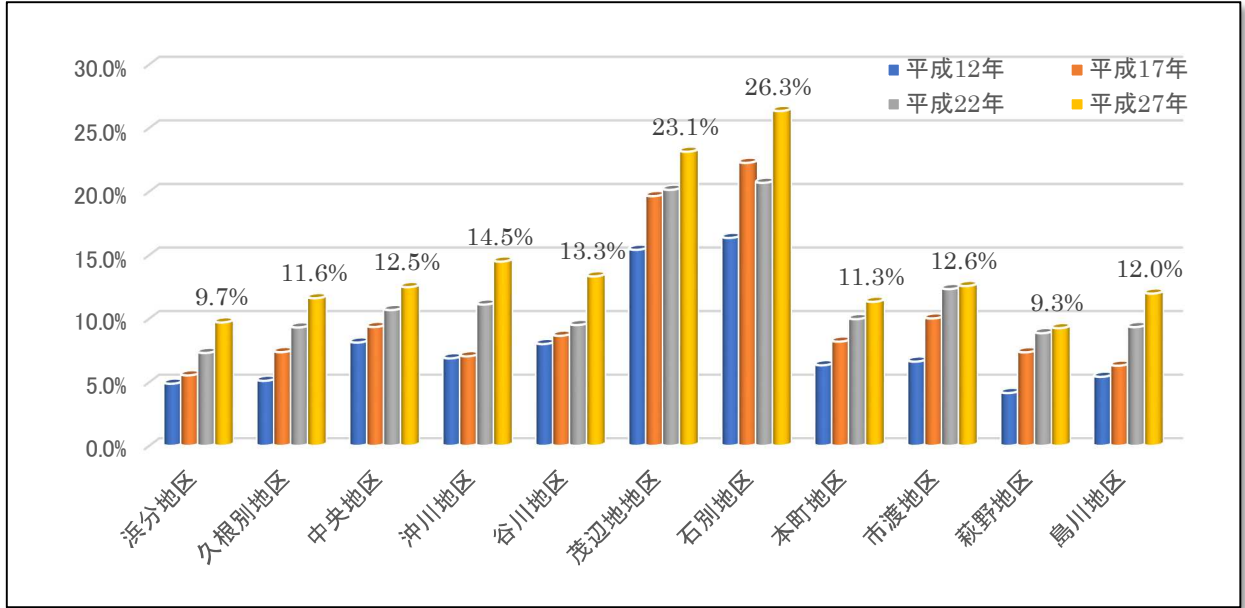
■表7 地区別高齢者単独世帯割合の推移

地区名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(4) - (1)
	①	②	③	④	
浜分地区	4.9%	5.5%	7.3%	9.7%	4.8%
久根別地区	5.1%	7.4%	9.3%	11.6%	6.5%
中央地区	8.1%	9.3%	10.7%	12.5%	4.4%
沖川地区	6.9%	7.0%	11.1%	14.5%	7.6%
谷川地区	8.0%	8.7%	9.5%	13.3%	5.3%
茂辺地地区	15.4%	19.6%	20.1%	23.1%	7.7%
石別地区	16.4%	22.3%	20.7%	26.3%	9.9%
本町地区	6.3%	8.2%	10.0%	11.3%	5.0%
市渡地区	6.6%	10.0%	12.3%	12.6%	6.0%
萩野地区	4.2%	7.4%	8.9%	9.3%	5.1%
島川地区	5.4%	6.3%	9.3%	12.0%	6.6%
総数	6.6%	8.1%	9.6%	11.7%	5.1%

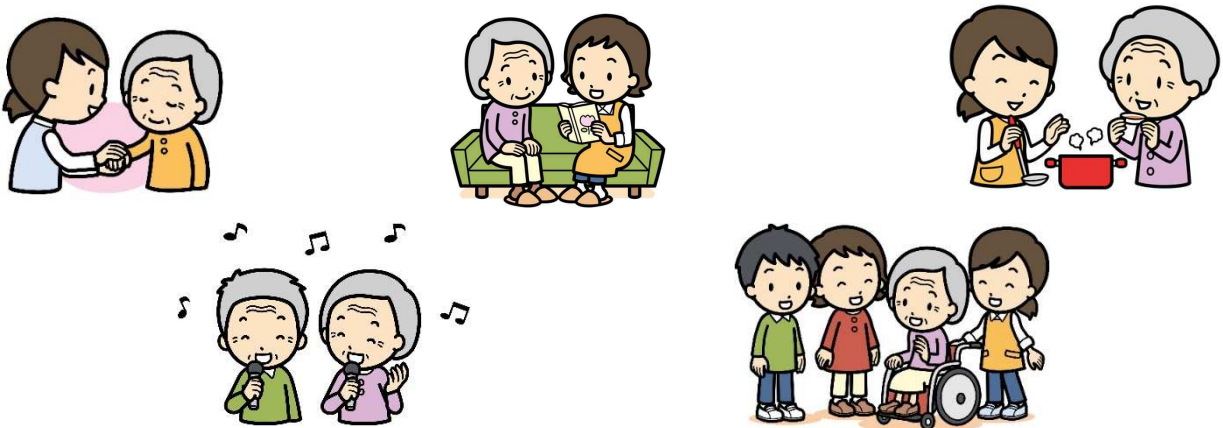
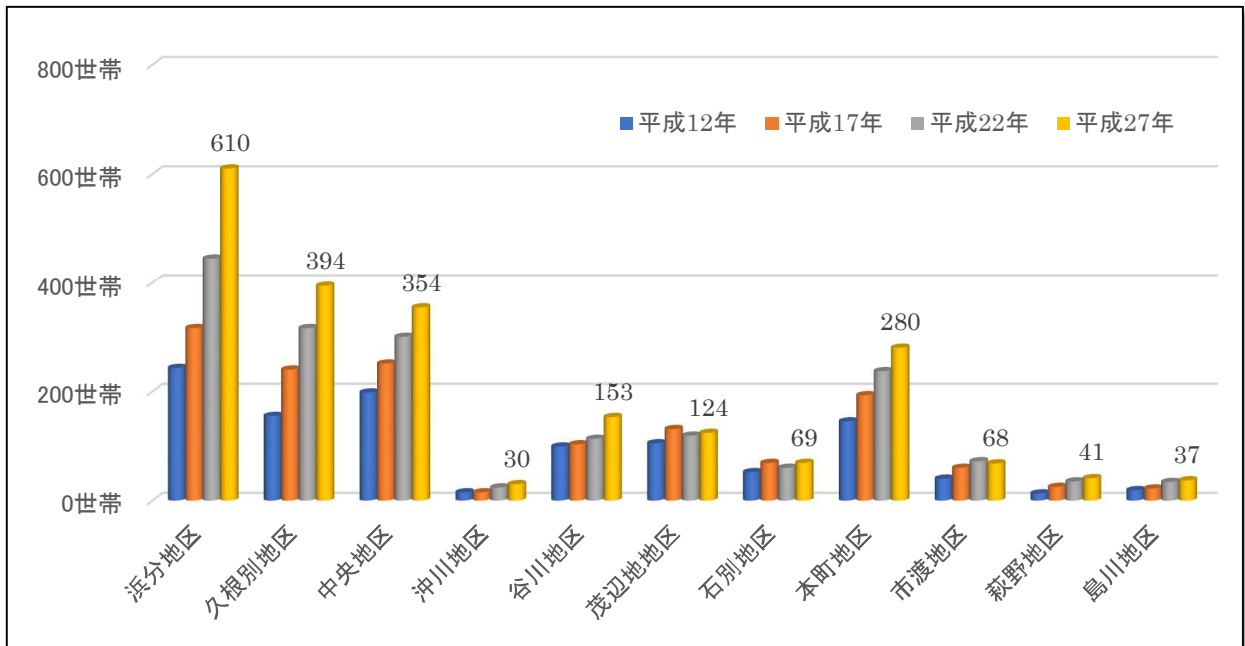
(出典：国勢調査小地域集計結果(総務省統計局))



■ 図7 65歳以上単独世帯の地区別世帯数に占める割合の推移



■ 図8 65歳以上の単独世帯数の推移



(8) 就業者人口の推移

国勢調査による15歳以上の就業者数を見ると、平成17年をピークにそれ以降は減少が続いています。

産業別では、第2次産業の減少が大きく、次いで第1次産業と続いています。

本市の基幹産業の一つ、農業の就業者数は、平成12年と平成27年の比較では、421人(△22.1%)の減少となっていて、漁業の就業者数では、134人(△46.5%)の減少となっています。

■表8 就業者数(15歳以上)の推移

区 分	平成12年 ①	平成17年 ②	平成22年 ③	平成27年 ④	割合	比 較 (④-①)
総人口	46,804人	48,056人	48,036人	46,390人		△414人
就業者数	21,985人	22,514人	22,063人	21,715人	100.0%	△270人
第1次産業	2,257人	2,018人	1,794人	1,699人	7.8%	△558人
農業	1,903人	1,724人	1,526人	1,482人	6.8%	△421人
林業・狩猟業	66人	57人	71人	63人	0.3%	△3人
漁業	288人	237人	197人	154人	0.7%	△134人
第2次産業	5,909人	5,539人	5,015人	4,840人	22.3%	△1,069人
鉱業	37人	51人	18人	16人	0.1%	△21人
建設業	2,920人	2,559人	2,286人	2,203人	10.1%	△717人
製造業	2,952人	2,929人	2,711人	2,621人	12.1%	△331人
第3次産業	13,038人	14,130人	14,230人	13,924人	64.1%	886人
電気・ガス・水道業等	78人	59人	59人	56人	0.3%	△22人
運輸・通信業	2,017人	1,914人	1,980人	1,827人	8.4%	△190人
卸売・小売業、飲食店	4,990人	4,434人	4,017人	3,701人	17.0%	△1,289人
金融・保険業	446人	419人	396人	368人	1.7%	△78人
不動産業	93人	115人	240人	281人	1.3%	188人
サービス業	5,414人	7,189人	7,538人	7,691人	35.4%	2,277人
公務	764人	793人	674人	591人	2.7%	△173人
分類不能の産業	17人	34人	350人	661人	3.0%	644人

(出典：国勢調査小地域集計結果(総務省統計局))

地区別就業者数では、平成12年と平成27年を比較すると、農業では「本町地区」、「市渡地区」、「萩野地区」、「島川地区」が減少し、漁業では「久根別地区」、「谷川地区」、「茂辺地地区」、「石別地区」が減少しています。

また、「卸売・小売業・飲食店」では、「萩野地区」を除く全ての地区で減少し、「サービス業」では、「茂辺地地区」、「石別地区」を除く全ての地区で増加しています。

■表9 地区別就業者数の推移（第1次産業（農業、漁業））

地区名	農 業			漁 業		
	平成 12 年 ①	平成 27 年 ②	比較 (②-①)	平成 12 年 ③	平成 27 年 ④	比較 (④-③)
浜分地区	118 人	111 人	△7 人	16 人	9 人	△7 人
久根別地区	28 人	58 人	30 人	69 人	30 人	△39 人
中央地区	223 人	178 人	△45 人	21 人	17 人	△4 人
沖川地区	151 人	144 人	△7 人	-	1 人	1 人
谷川地区	56 人	59 人	3 人	60 人	35 人	△25 人
茂辺地地区	36 人	31 人	△5 人	84 人	42 人	△42 人
石別地区	13 人	4 人	△9 人	32 人	13 人	△19 人
本町地区	534 人	377 人	△157 人	6 人	5 人	△1 人
市渡地区	214 人	137 人	△77 人	-	1 人	1 人
萩野地区	298 人	231 人	△67 人	-	1 人	1 人
島川地区	232 人	152 人	△80 人	-	-	-
総数	1,903 人	1,482 人	△421 人	288 人	154 人	△134 人

（出典：国勢調査小地域集計結果（総務省統計局））

■表10 地区別就業者数の推移（第3次産業（卸売・小売業、飲食店、サービス業））

地区名	卸売・小売業、飲食店			サービス業		
	平成 12 年 ①	平成 27 年 ②	比較 (②-①)	平成 12 年 ③	平成 17 年 ④	比較 (④-③)
浜分地区	1,806 人	1,335 人	△471 人	1,633 人	2,733 人	1,100 人
久根別地区	973 人	699 人	△274 人	998 人	1,351 人	353 人
中央地区	729 人	630 人	△99 人	771 人	1,225 人	454 人
沖川地区	47 人	22 人	△25 人	48 人	66 人	18 人
谷川地区	301 人	210 人	△91 人	347 人	449 人	102 人
茂辺地地区	119 人	52 人	△67 人	145 人	124 人	△21 人
石別地区	57 人	32 人	△25 人	120 人	98 人	△22 人
本町地区	614 人	467 人	△147 人	975 人	1,152 人	177 人
市渡地区	162 人	104 人	△58 人	195 人	231 人	36 人
萩野地区	88 人	96 人	8 人	94 人	151 人	57 人
島川地区	94 人	54 人	△40 人	88 人	111 人	23 人
総数	4,990 人	3,701 人	△ 1,289 人	5,414 人	7,691 人	2,277 人

（出典：国勢調査小地域集計結果（総務省統計局））

(9) 労働力状態の推移

国勢調査による労働力状態を見ると、平成12年と平成27年の比較では、労働力人口が502人(△2.1%)減少し、非労働力人口は331人(2.1%)増加しています。

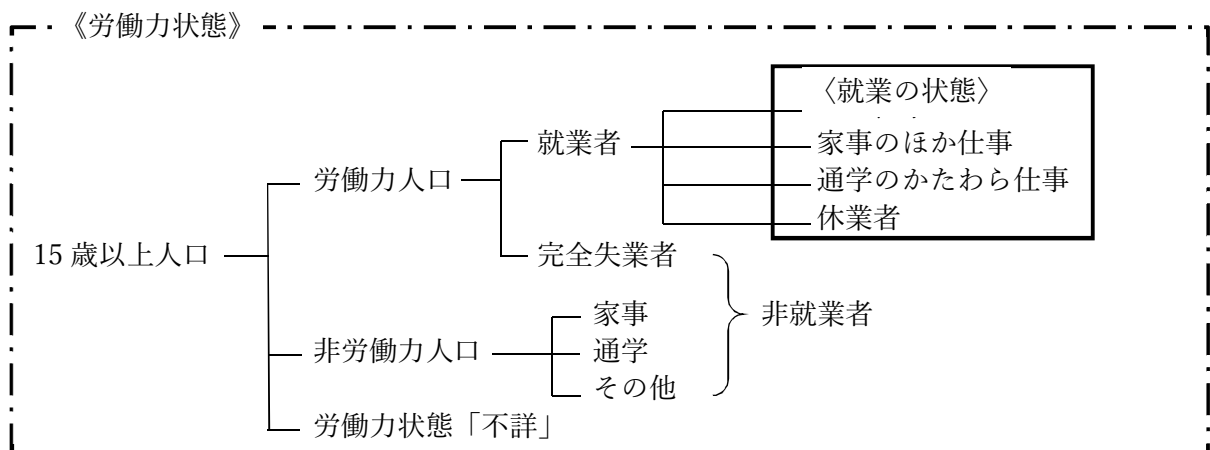
男女別で見ると、男性の労働力人口が1,231人(△9.0%)減少し、非労働力人口は681人(14.4%)増加しています。

女性では、労働力人口が729人(7.5%)増加し、非労働力人口は350人(△3.2%)減少しています。

■表11 地区別労働力状態の推移

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数(労働力状態)	39,124人	40,489人	40,787人	40,020人	100.0%	896人
	労働力人口	23,389人	24,249人	23,981人	22,887人	57.2%	△502人
	非労働力人口	15,696人	15,917人	16,355人	16,027人	40.0%	331人
	不詳	39人	323人	451人	1,106人	2.8%	1,067人
男性	総数(労働力状態)	18,384人	18,870人	18,833人	18,407人	100.0%	23人
	労働力人口	13,643人	13,834人	13,401人	12,412人	67.4%	△1,231人
	非労働力人口	4,725人	4,805人	5,202人	5,406人	29.4%	681人
	不詳	16人	231人	230人	589人	3.2%	573人
女性	総数(労働力状態)	20,740人	21,619人	21,954人	21,613人	100.0%	873人
	労働力人口	9,746人	10,415人	10,580人	10,475人	48.5%	729人
	非労働力人口	10,971人	11,112人	11,153人	10,621人	49.1%	△350人
	不詳	23人	92人	221人	517人	2.4%	494人

(出典：国勢調査小地域集計結果(総務省統計局))



(10) 障がいのある人の現状

① 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数を平成25年と平成29年で比較すると、「18歳未満」は1人の増加でほぼ変わりありません。「18歳以上」では13人の減少となっています。

■表12 身体に障がいのある人の現状

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	36人	35人	36人	38人	37人
18歳以上	2,006人	2,002人	1,935人	1,946人	1,993人
合 計	2,042人	2,037人	1,971人	1,984人	2,030人

出典：北斗市（※平成29年のみ9月30日現在で、それ以外の各年は3月末現在）

② 身体障害者手帳交付者の年齢階層別の人数

身体障害者手帳交付者数を年齢階層別の全体に占める割合で見ると、「65歳以上」が72.1%と最も多く、次に「40～64歳」が21.9%となっていて、40歳以上が全体の94%を占めています。

■表13 身体障害者手帳交付者の年齢階層別の人数（平成29年）

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
合 計	37人	84人	445人	1,464人	2,030人
割 合	1.8%	4.2%	21.9%	72.1%	100.0%

出典：北斗市（※平成29年9月30日現在）

③ 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数を平成25年と平成29年で比較すると、「18歳未満」では10人の増加となっていて、そのうち「療育手帳B」が22人の増加で、「療育手帳A」は12人の減少となっています。

「18歳以上」では34人の増加となっていて、そのうち「療育手帳B」が38人の増加で、「療育手帳A」は4人の減少となっています。

■表14 療育手帳交付者数の推移

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	A	42人	42人	40人	36人	30人
	B	95人	99人	99人	106人	117人
	計	137人	141人	139人	142人	147人
18歳以上	A	168人	169人	179人	174人	164人
	B	229人	233人	236人	253人	267人
	計	397人	402人	415人	427人	431人
合 計		534人	543人	554人	569人	578人

出典：北斗市（※平成29年のみ9月30日現在で、それ以外の各年は3月末現在）

④ 精神障がいのある人の推移

保健所で把握している精神障がいのある人の人数を平成25年と平成29年で比較すると、57人の増加となっています。

精神保健福祉手帳交付数では87人の増加となっています。また、平成29年の精神保健福祉手帳交付数を年齢階層別及び級別に見ると、「40～64歳」が最も多く、全体の56.7%を占めていて、その中で2級が最も多い人数となっています。

■表15 精神障がいのある人と精神保健福祉手帳交付者の推移

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保健所把握数	512人	524人	530人	562人	569人
精神保健福祉手帳交付数	176人	186人	227人	252人	263人

出典：渡島保健所

(注1：保健所把握数は、平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は3月末現在)

(注2：精神保健福祉手帳交付数は、平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は3月末現在)

■表16 精神保健福祉手帳交付者の現状

区 分	1級	2級	3級	合計
0～19歳	-	1人	1人	2人
20～39歳	5人	40人	28人	73人
40～64歳	11人	99人	39人	149人
65歳以上	9人	19人	11人	39人
合 計	25人	159人	79人	263人

出典：渡島保健所（平成29年9月末現在）

(11) 介護認定を受けている人の現状

介護認定を受けている人数を平成25年と平成29年で比較すると、全体で352人増加しています。

介護認定区分別では、「要介護1」が151人増加し、次に「要介護2」が102人増加、「要介護3」が55人増加と続き、減少は「要介護5」のみで39人減少しています。

■表17 介護認定を受けている人の現状

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	246人	232人	219人	249人	254人
要支援2	341人	348人	349人	391人	368人
要介護1	475人	475人	528人	547人	626人
要介護2	354人	426人	460人	475人	456人
要介護3	284人	311人	315人	359人	339人
要介護4	241人	256人	294人	278人	289人
要介護5	304人	294人	286人	268人	265人
合 計	2,245人	2,342人	2,451人	2,567人	2,597人

出典：北斗市（平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は3月末現在）

(12) 生活保護世帯の現状

生活保護世帯の状況を平成26年と平成29年で比較すると、被保護者人員は136人減少し、受給世帯数は39世帯減少しています。

■表 18 生活保護世帯の現状

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口		48,101人	47,876人	47,593人	46,887人
総世帯数		21,759人	21,802人	21,961人	22,153人
被保護者	人員	867人	809人	755人	731人
	比率	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%
	世帯数	581人	564人	548人	542人

出典：北斗市（平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は4月1日末現在）



2 地域福祉に関する現状と課題

以下のデータは、北斗市が「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者福祉計画」の策定のために実施したアンケート調査結果を基に作成しています。

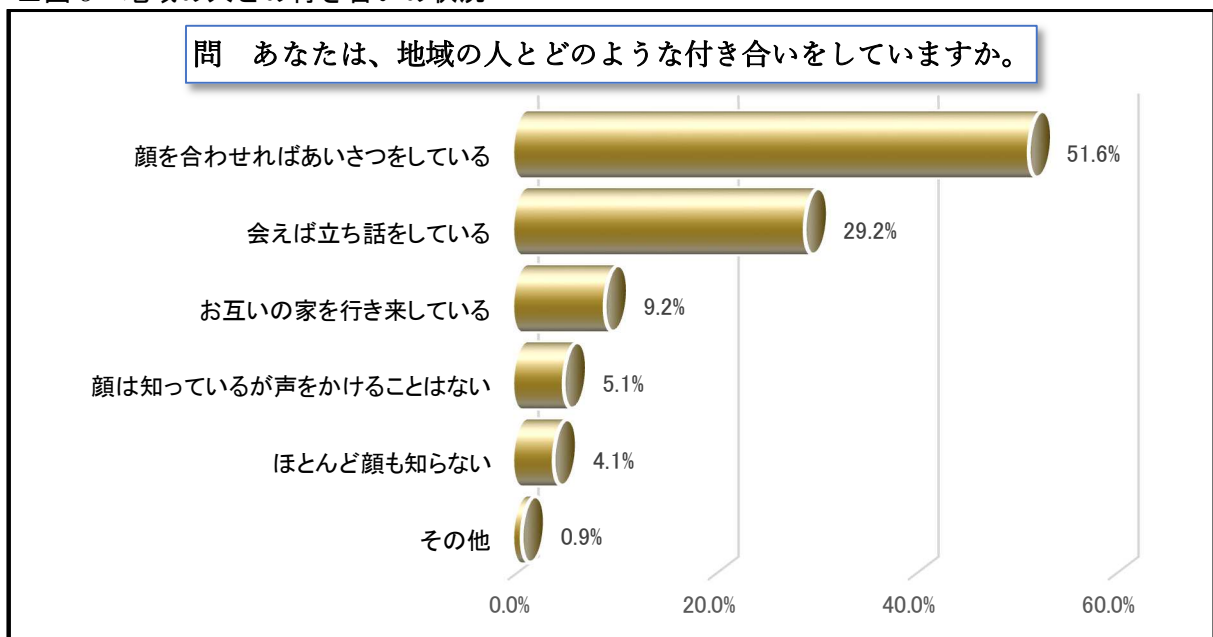
調査名	対象者	実施時期
北斗市における「地域福祉に関する調査」	20歳以上の市民	平成29年10月
北斗市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	平成29年10月
在宅介護実態調査	要介護認定者（施設入所者は除く）及び介護者の家族	平成29年10月
障がい者福祉に関する調査	在宅者（障がい者施設入所者以外）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた者	平成29年10月

(1) 地域との関わりについて

「地域の人とどのような付き合いをしているか」の問いに対して、「顔を合わせるとあいさつをしている」が51.6%と最も多く、次に「会えば立ち話をしている」が29.2%、「お互いの家を行き来している」が9.2%と続いています。

しかし、「声かけはしない」、「顔も知らない」という人が9.2%となっています。

■ 図9 地域の人との付き合いの状況

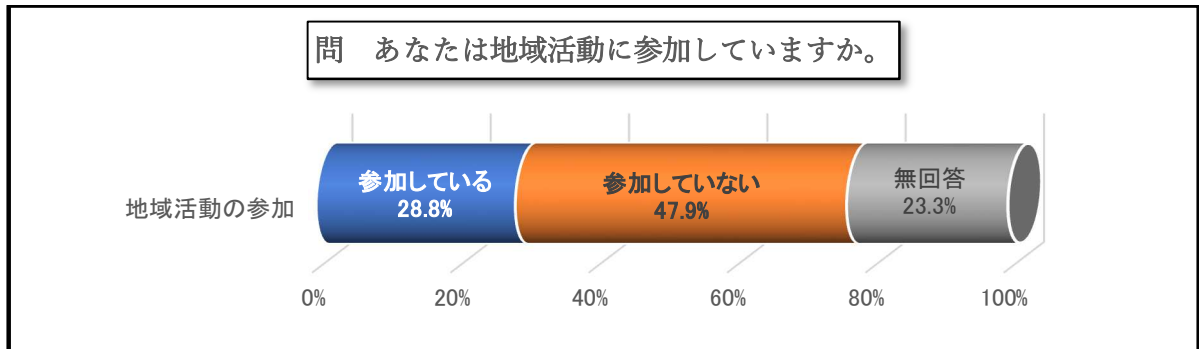


出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

(2) 地域活動の参加について

「地域活動に参加しているか」の問いに対して、「参加していない」が47.9%で、「参加している」が28.8%となっています。

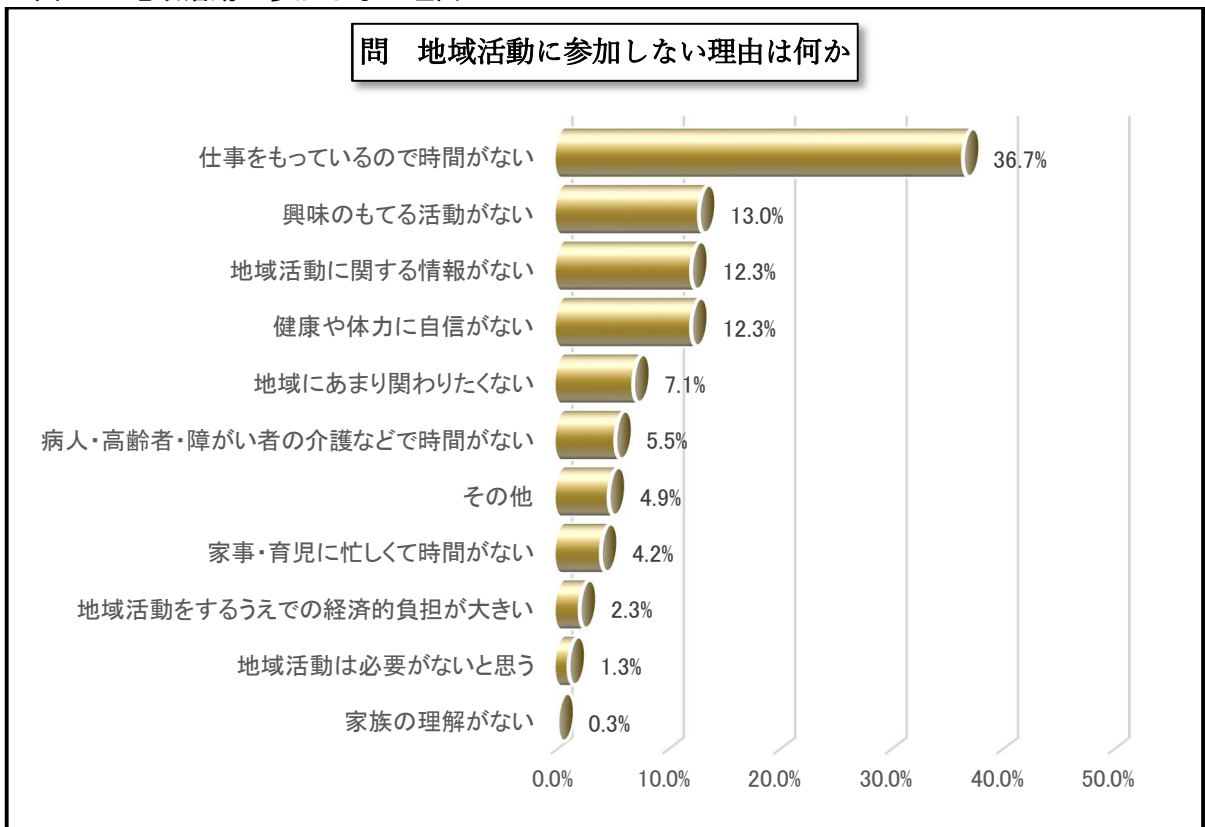
■ 図10 地域活動の参加の状況



出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

「参加していない理由」については、「仕事を持っているので時間がない」が36.7%と最も多く、次に「興味のもてる活動がない」が13.0%、「地域活動に関する情報がない」、「健康や体力に自信がない」が12.3%と続いています。

■ 図11 地域活動に参加しない理由



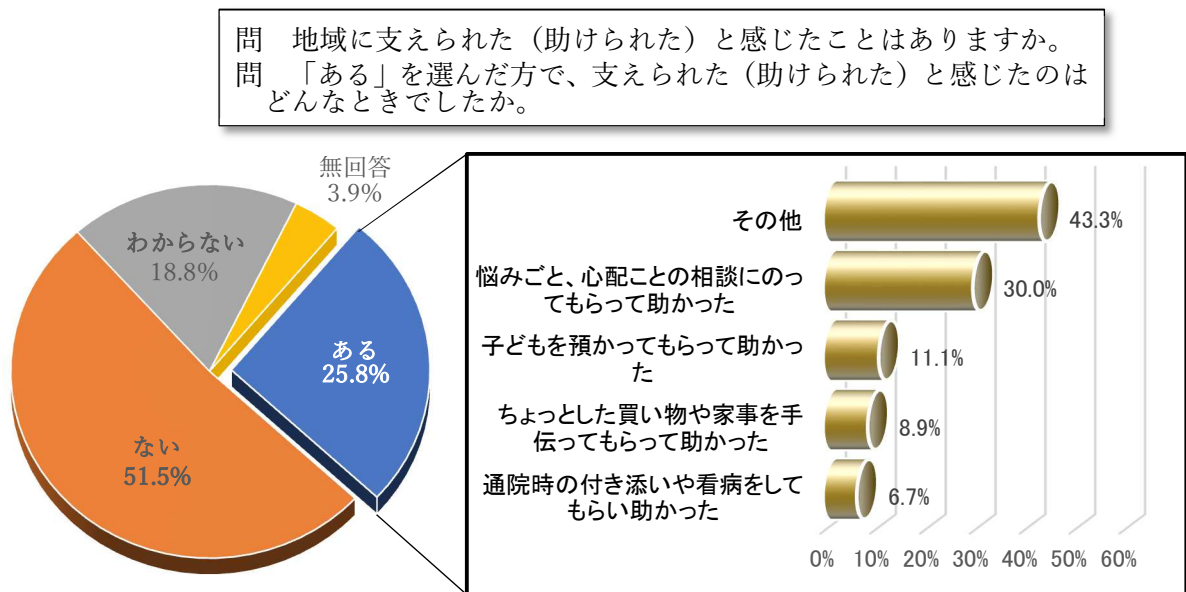
出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

(3) 地域の支え合いについて

「地域に支えられたと感じたこと」の問いに対し、「ない」が51.5%で、「ある」が25.8%となっています。

「ある」と回答した人が「どんなとき」の問いに対し、「その他」以外では、「悩みごと、心配ことの相談にのってもらって助かった」が30.0%と最も多く、次に「子どもを預かってもらって助かった」が11.1%、「ちょっとした買い物や家事を手伝ってもらって助かった」が8.9%、「通院時の付き添いや看病をしてもらい助かった」が6.7%と続いています。

■図12 地域の支え合いの状況

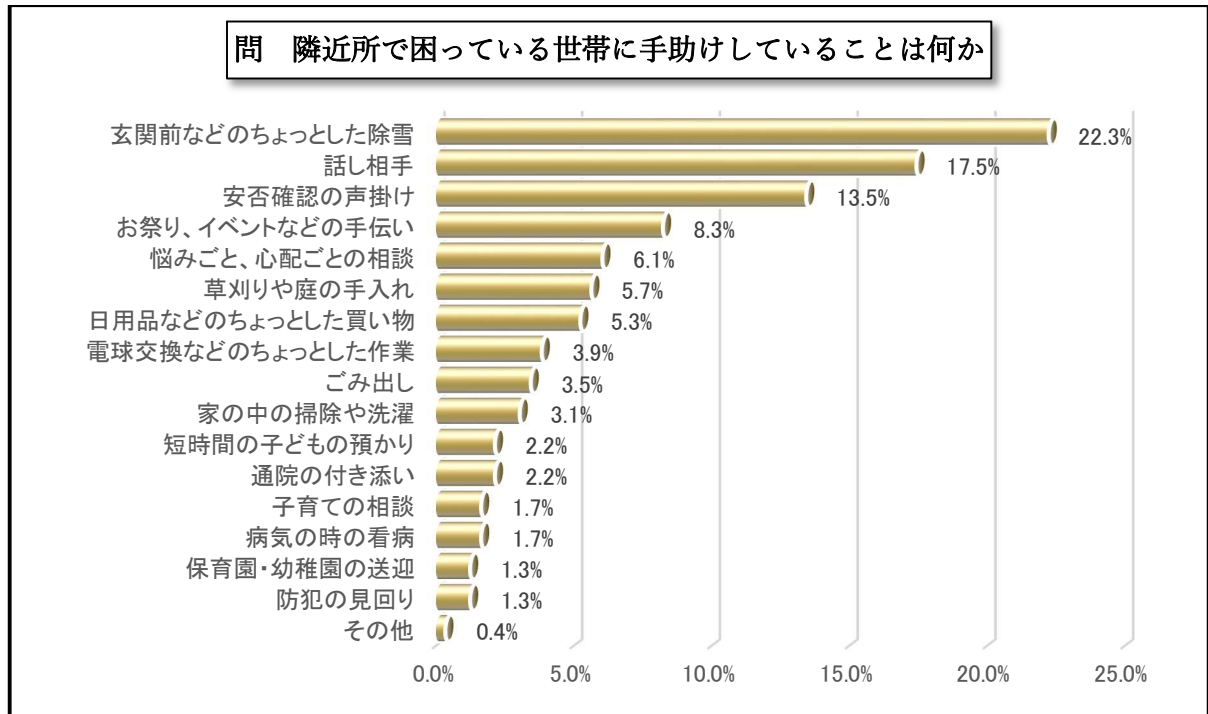


出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書



また、隣近所で困っている世帯があった場合の「手助けしていること」の問いに対しては、「玄関前などのちょっとした除雪」が22.3%と最も多く、次に「話し相手」が17.5%、「安否確認の声掛け」が13.5%と続いています。

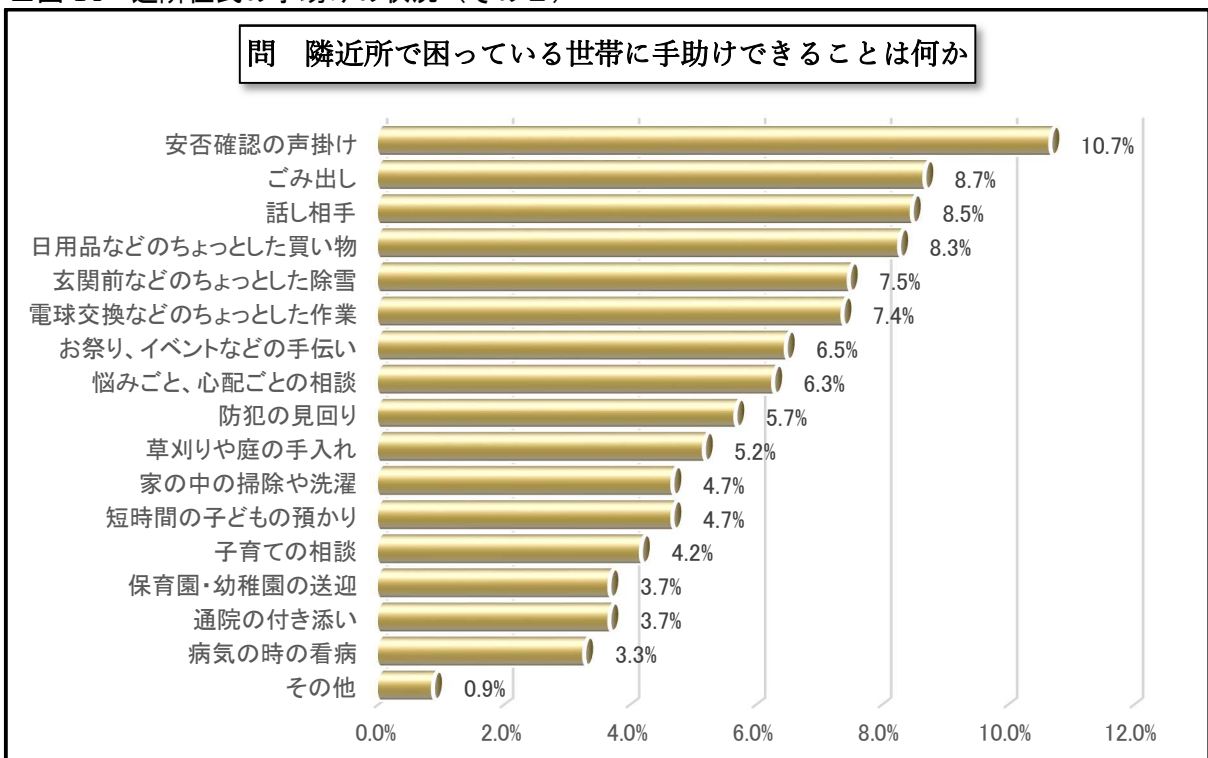
■ 図13 近隣住民の手助けの状況（その1）



出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

隣近所で困っている世帯があった場合の今後「手助けできること」の問いに対しては、「安否確認の声掛け」が10.7%と最も多く、次に「ごみ出し」が8.7%、「話し相手」が8.5%と続いています。

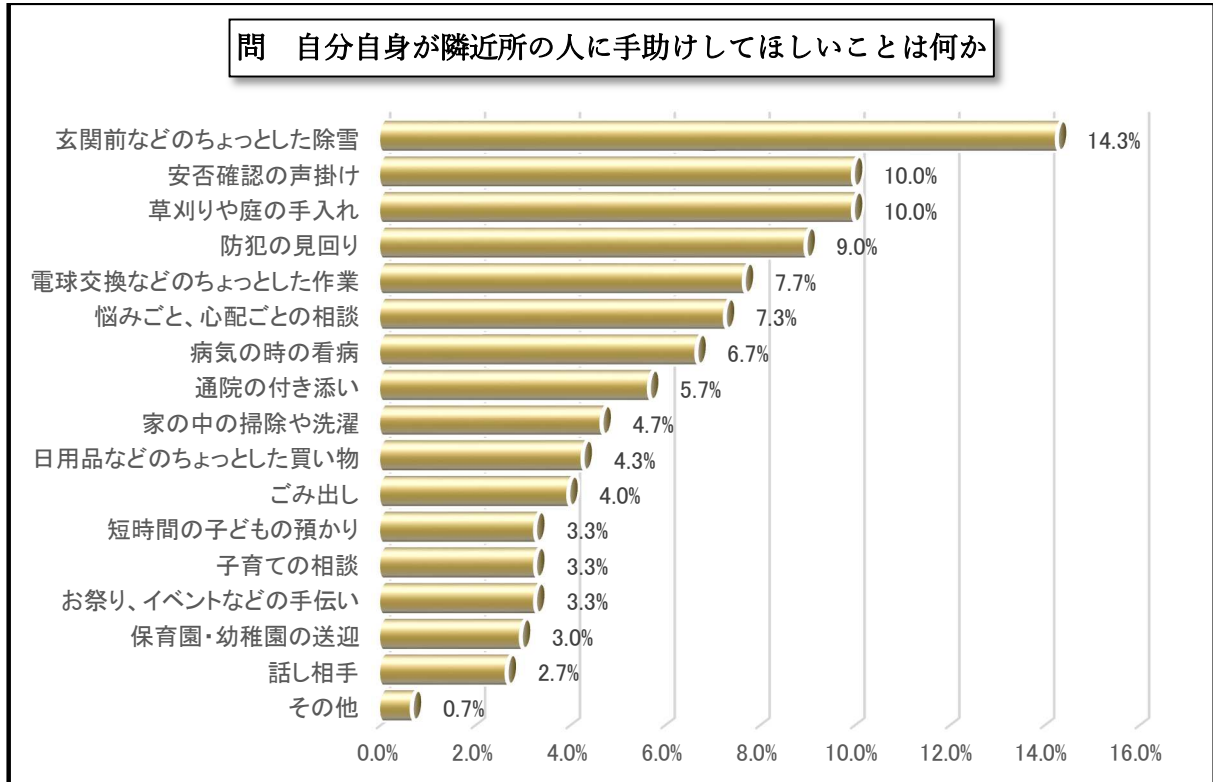
■ 図14 近隣住民の手助けの状況（その2）



出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

自分自身が隣近所の人に「手助けしてほしい」の問いに対しては、「玄関前などのちょっとした除雪」が14.3%と最も多く、次に「安否確認の声かけ」「草刈りや庭の手入れ」が10.0%、「防犯の見回り」が9.0%と続いています。

■図15 近隣住民の手助けの状況（その3）

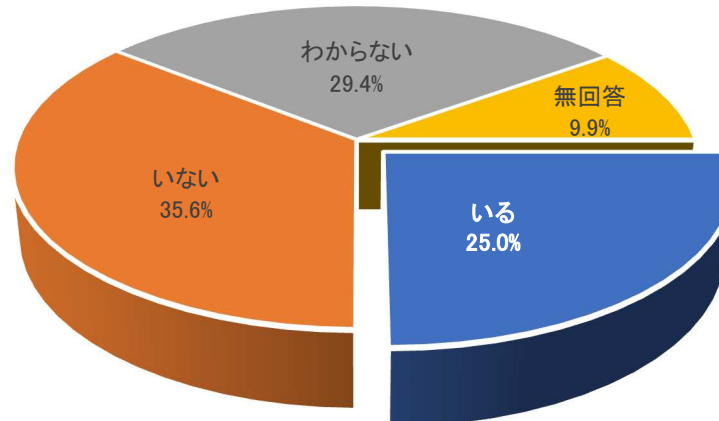


出典：北斗市における「地域福祉に関する調査」報告書

■図16 障がいのある方への援助者の状況

身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの人に、「家族が留守の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいますか」の問いに対し、「いる」が25.0%で、「いない」が35.6%、「わからない」が29.4%となっています。

問 家族が留守の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいますか



出典：北斗市における「障がい者福祉に関する調査」報告書

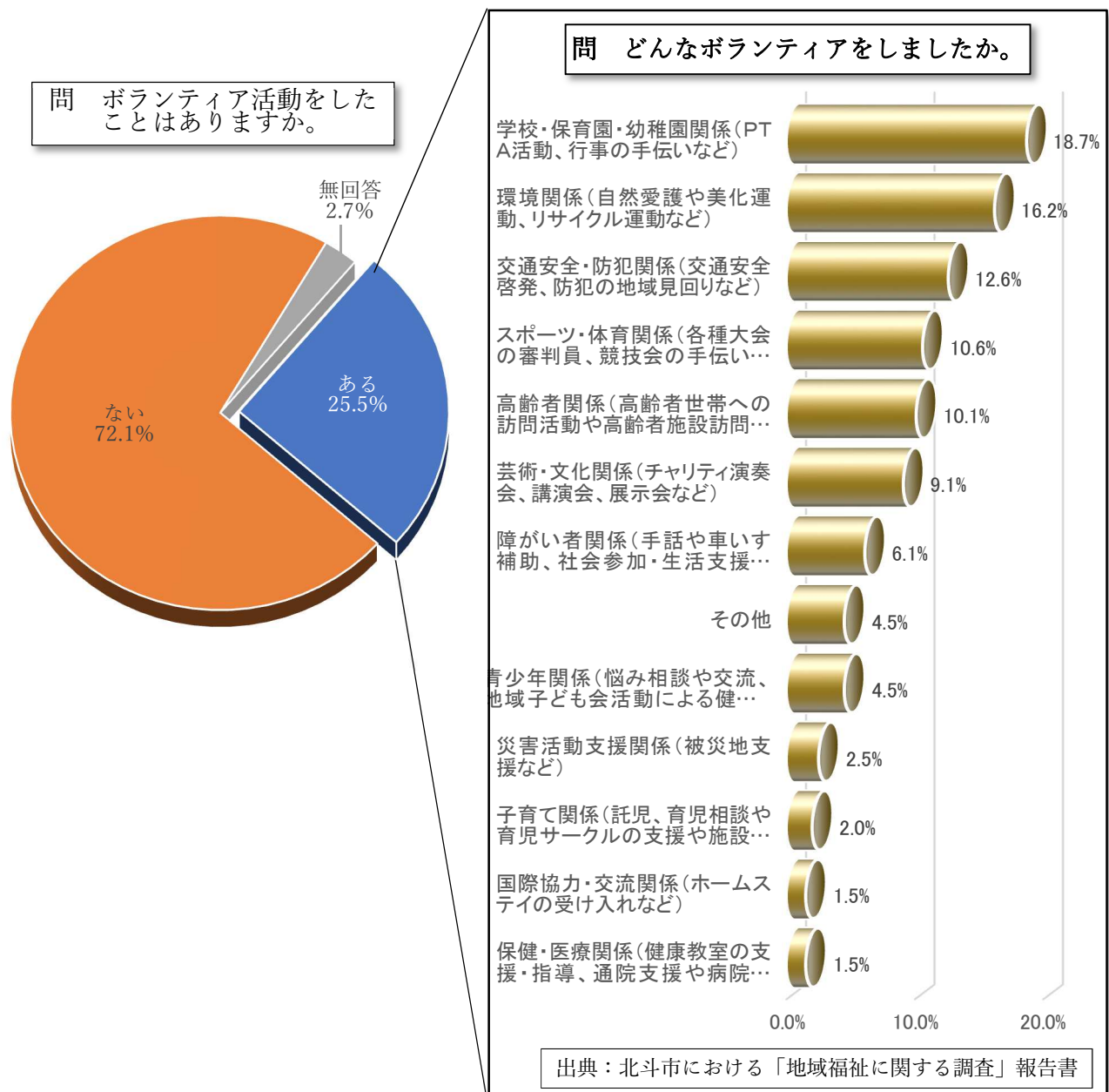
(4) ボランティア活動について

「ボランティア活動をしたことがあるか」の問いに対し、「ある」が25.5%で、「ない」が72.1%となっています。

また、ボランティア活動をした人に「どのようなボランティアをしたか」の問いに対し、「学校・保育園・幼稚園関係（PTA活動、行事の手伝いなど）」が18.7%と最も多く、次に「環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）」が16.2%、「交通安全・防犯関係（交通安全啓発、防犯の地域見回りなど）」が12.6%と続きます。

また、「高齢者関係（高齢者世帯への訪問活動や高齢者施設訪問交流など）」が10.1%で、「障がい者関係（手話や車いす補助、社会参加・生活支援や施設訪問交流など）」が6.1%、「子育て関係（託児、育児相談や育児サークルの支援や施設訪問交流など）」が2.0%となっています。

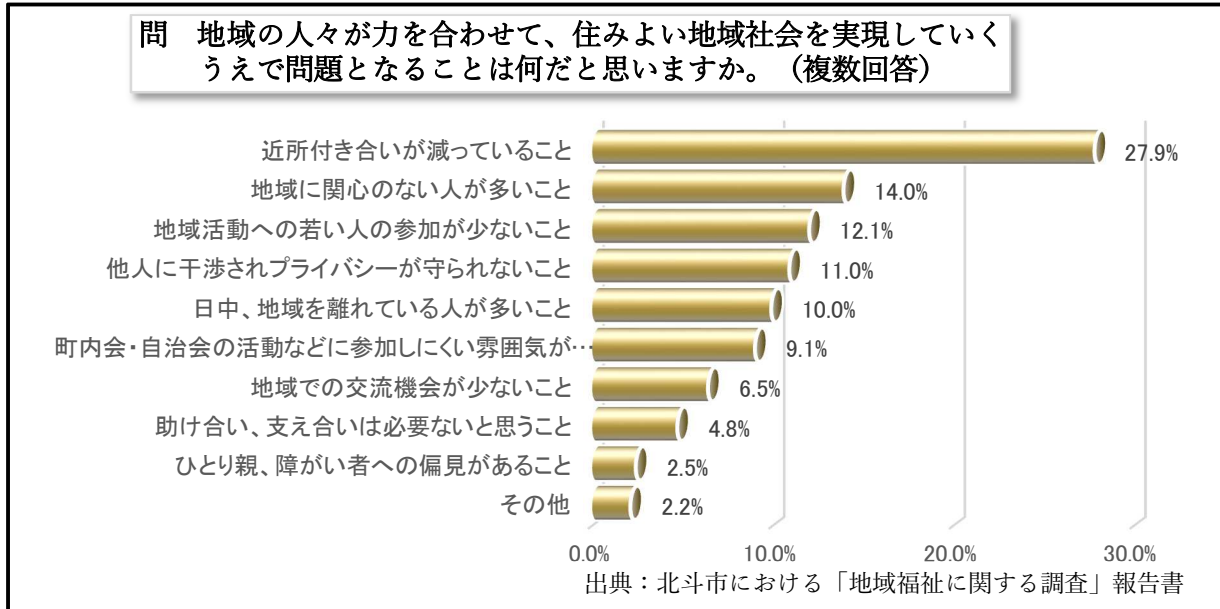
■図 17 ボランティア活動の状況



(5) 住みよい地域社会の実現について

「地域の人々が力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは何か。」についての問いに対し、「近所付き合いが減っていること」が27.9%と最も多く、次に「地域に関心のない人が多いこと」が14.0%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が12.1%と続きます。

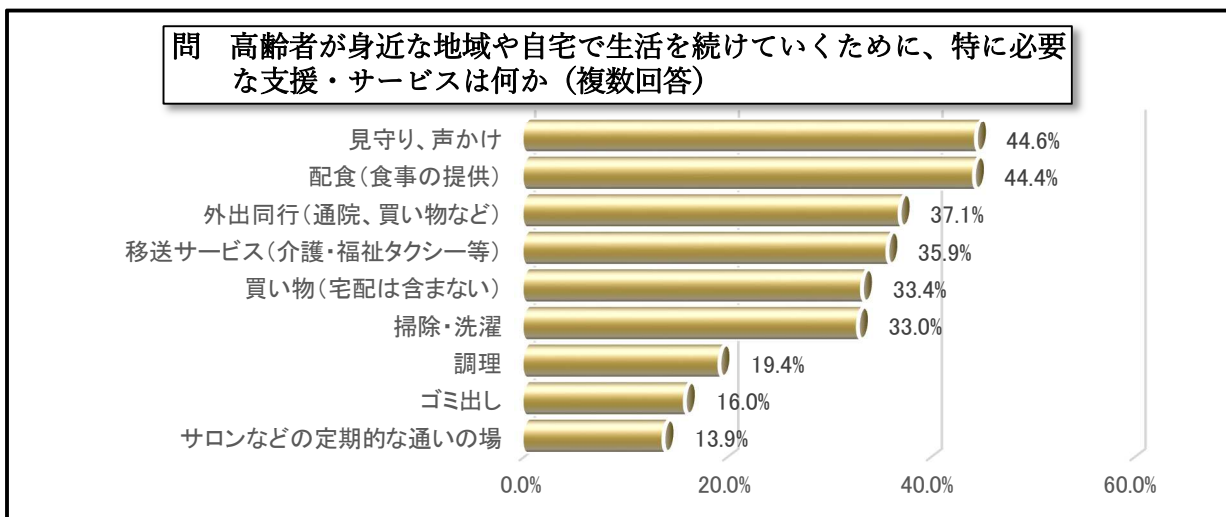
■ 図 18 住みよい地域社会の実現の問題点



(6) 地域生活に必要な支援・サービスについて

一般高齢者及び要支援認定者への「高齢者が身近な地域や自宅で生活を続けていくために、特に必要な支援・サービスは何か」の問いに対し、「見守り・声かけ」が44.6%と最も多く、次に「配食（食事の提供）」が44.4%、「外出同行（通院、買い物など）」が37.1%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が35.9%と続きます。

■ 図 19 高齢者の地域生活に必要な支援・サービス

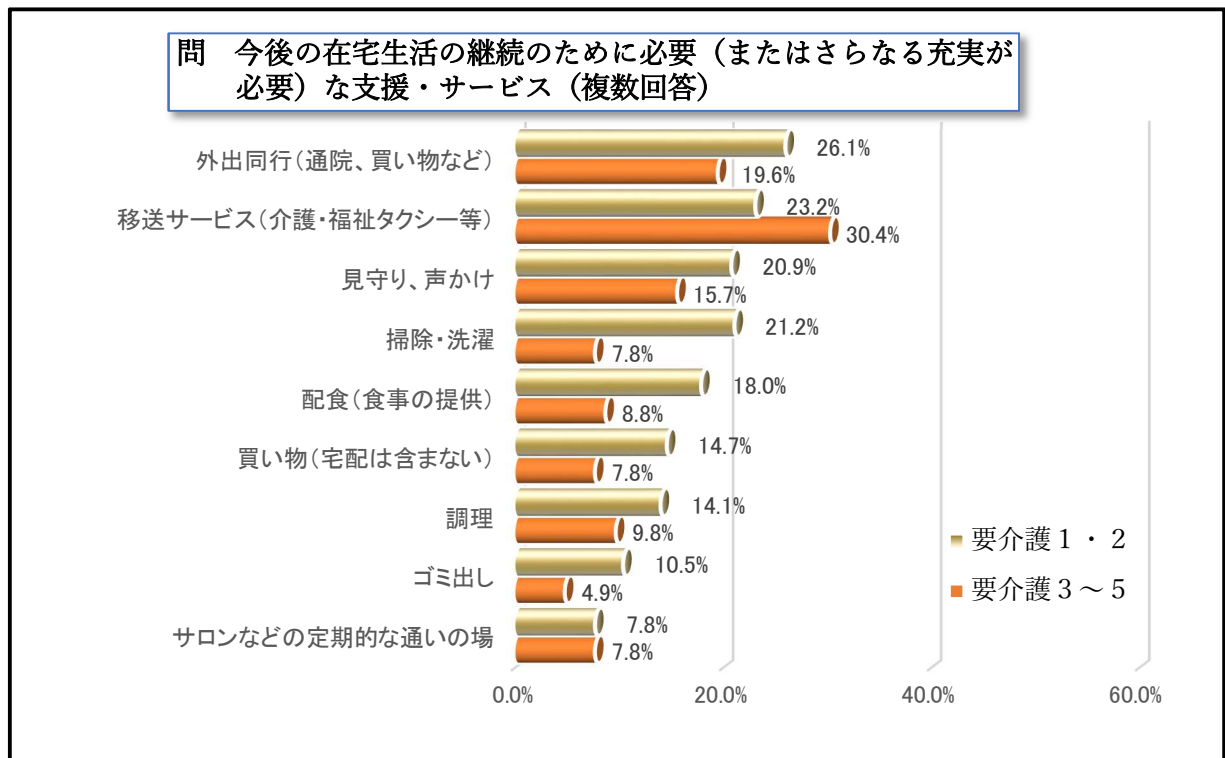


出典：北斗市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

また、要介護認定者への「今後の在宅生活の継続のために必要（またはさらなる充実が必要）な支援・サービス」の問いに対し、要介護1・2の認定者では、「外出同行（通院、買い物など）」が26.1%と最も多く、次に「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が23.2%、「掃除・洗濯」が21.2%、「見守り、声かけ」が20.9%と続きます。

要介護3～5の認定者では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が30.4%と最も多く、次に「外出同行（通院、買い物など）」が19.6%、「見守り、声かけ」が15.7%と続きます。

■ 図20 要介護認定者の地域生活に必要な支援・サービス



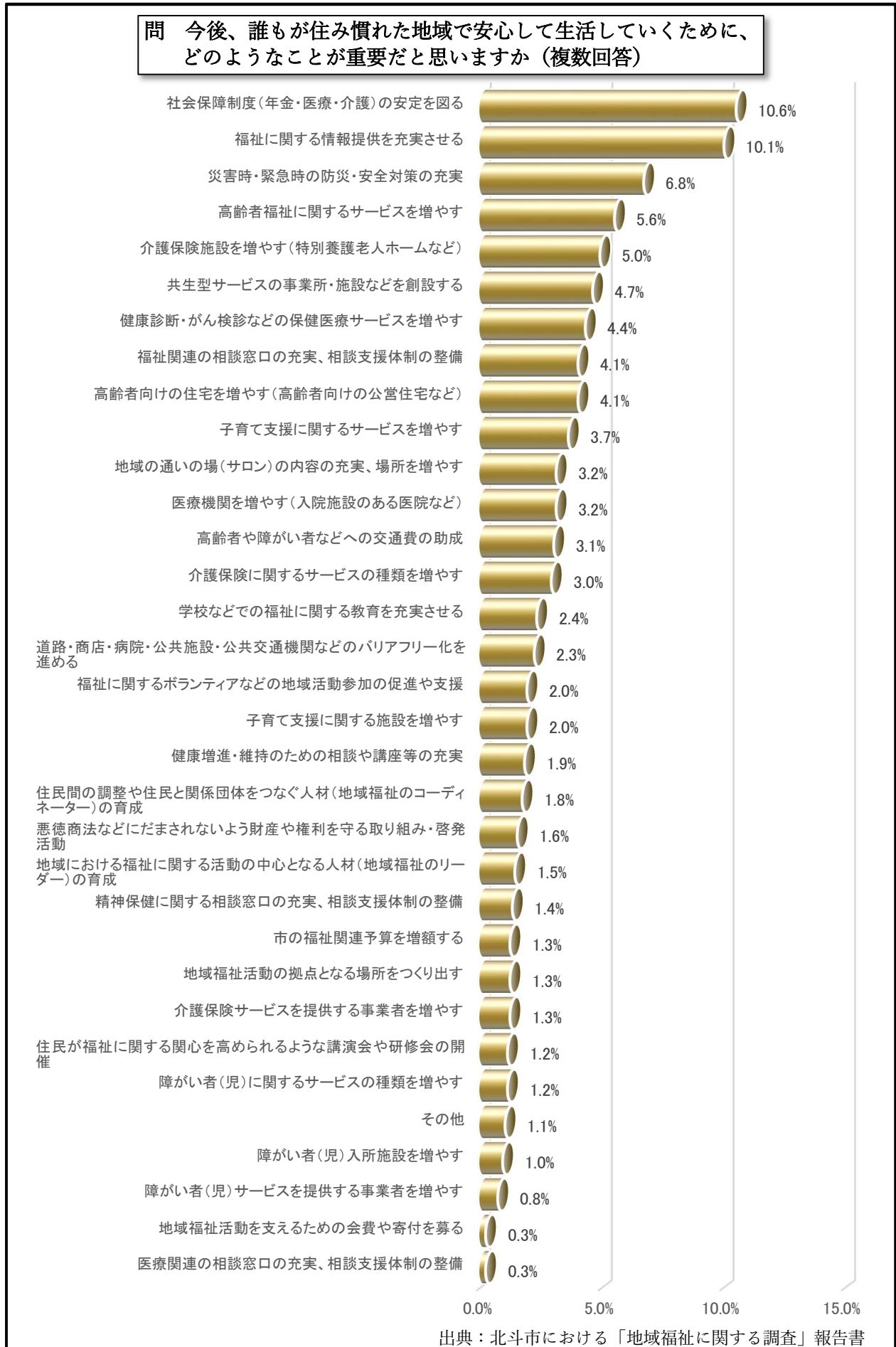
出典：北斗市在宅介護実態調査結果

(7) 住み慣れた地域で安心して生活するために重要なこと

「今後、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、どのようなことが重要だとも思いますか。」の問いに対し、「社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る」が10.6%と最も多く、次に「福祉に関する情報提供を充実させる」が10.1%、「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」が6.8%と続きます。

この「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」に関し、別件の問いで「災害などの緊急事態が発生した場合に、「避難できない」理由は何ですか。」と尋ねたところ、「その他」の記入欄に「ペットがいるので避難できない」との回答が複数件ありました。中には「犬を飼っている為、自宅からは出ません。時間に余裕があるケースは、妻と妻の母親を避難させ、私は犬と一緒に自宅に残ります。家族で協議済み。」とする人がいます。

■ 図 21 住み慣れた地域で安心して生活するために重要なこと



(8) 各種施設等

① 介護保険サービス等提供事業所

本市内で介護保険サービス等を提供している事業所数は、次のとおりです。

■表 19 介護保険サービス等提供事業所 (単位：事業所)

区 分		浜分地区	久根別地区	中央地区	沖川地区	谷川地区	茂辺地区	石別地区	本町地区	市渡地区	萩野地区	島川地区	総数
通所・訪問系	居宅介護支援	4	2	2	1	1	-	-	2	-	-	1	13
	訪問介護・介護予防訪問介護	5	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	12
	訪問看護・介護予防訪問看護	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	9	11	7	-	-	-	2	9	-	2	-	40
	通所介護・介護予防通所介護	4	-	2	1	-	-	-	2	-	-	-	9
	地域密着型通所介護	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	2	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	5
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	5
特定福祉用具販売(貸与)・介護予防特定福祉用具販売(貸与)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
施設系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	3
	地域密着型介護老人福祉施設	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3
	介護老人保健施設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	認知症高齢者グループホーム	4	-	-	-	1	-	-	1	-	2	-	8
	有料老人ホーム	2	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	5
	ケアハウス	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2

出典：北斗市（平成29年9月末現在）

② その他の事業所

本市内にある介護保険サービス以外の高齢者向け事業所は、次のとおりです。

■表 20 その他の事業所 (単位：件)

区 分	浜分地区	久根別地区	中央地区	沖川地区	谷川地区	茂辺地区	石別地区	本町地区	市渡地区	萩野地区	島川地区	総数
サービス付き高齢者住宅	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
移送サービス	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
福祉有償運送事業	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他(老人下宿等)	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4

※資料：北斗市社協(平成29年9月末現在)

③ 障害福祉サービス等提供事業所

本市内にある障害福祉サービス等を提供する事業所は、次のとおりです。

■表 21 障害福祉サービス等提供事業所 (単位：件)

区 分	浜分地区	久根別地区	中央地区	沖川地区	谷川地区	茂辺地区	石別地区	本町地区	市渡地区	萩野地区	島川地区	総数
居宅介護	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	6
重度訪問介護	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4
短期入所(ショートステイ)	2	1	2	-	-	-	8	2	-	-	1	16
生活介護	1	1	1	-	-	-	6	1	-	-	-	10
就労継続支援(A型・B型)	5	3	1	-	-	-	1	1	1	-	-	12
同行援護	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
地域移行支援	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域定着支援	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計画相談支援	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
共同生活援助(グループホーム)	17	12	5	-	-	1	5	3	-	-	3	46
施設入所支援	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	7

出典：北斗市(平成29年9月末現在)・一部「独立行政法人 福祉医療機構(WAM NET)」

④ 児童福祉施設及び教育機関施設等

本市内にある児童福祉施設及び教育機関施設等は、次のとおりです。

■表 22 児童福祉施設及び教育機関施設等 (単位：園、校、ヶ所)

区 分	浜分地区	久根別地区	中央地区	沖川地区	谷川地区	茂辺地区	石別地区	本町地区	市渡地区	萩野地区	島川地区	総数
幼稚園	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	4
認定こども園	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
認可保育所	-	1	2	-	1	-	1	2	-	-	-	7
小学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
中学校	1	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	5
高等学校	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	3
高等支援学校（分校含む）	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
放課後児童クラブ	5	3	4	-	1	-	1	2	1	1	-	18
地域子育て支援センター	1	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	5

出典：北斗市（平成 29 年 9 月末現在）

⑤ 医療機関

本市内にある医療機関は、次のとおりです。

■表 23 医療機関 (単位：軒)

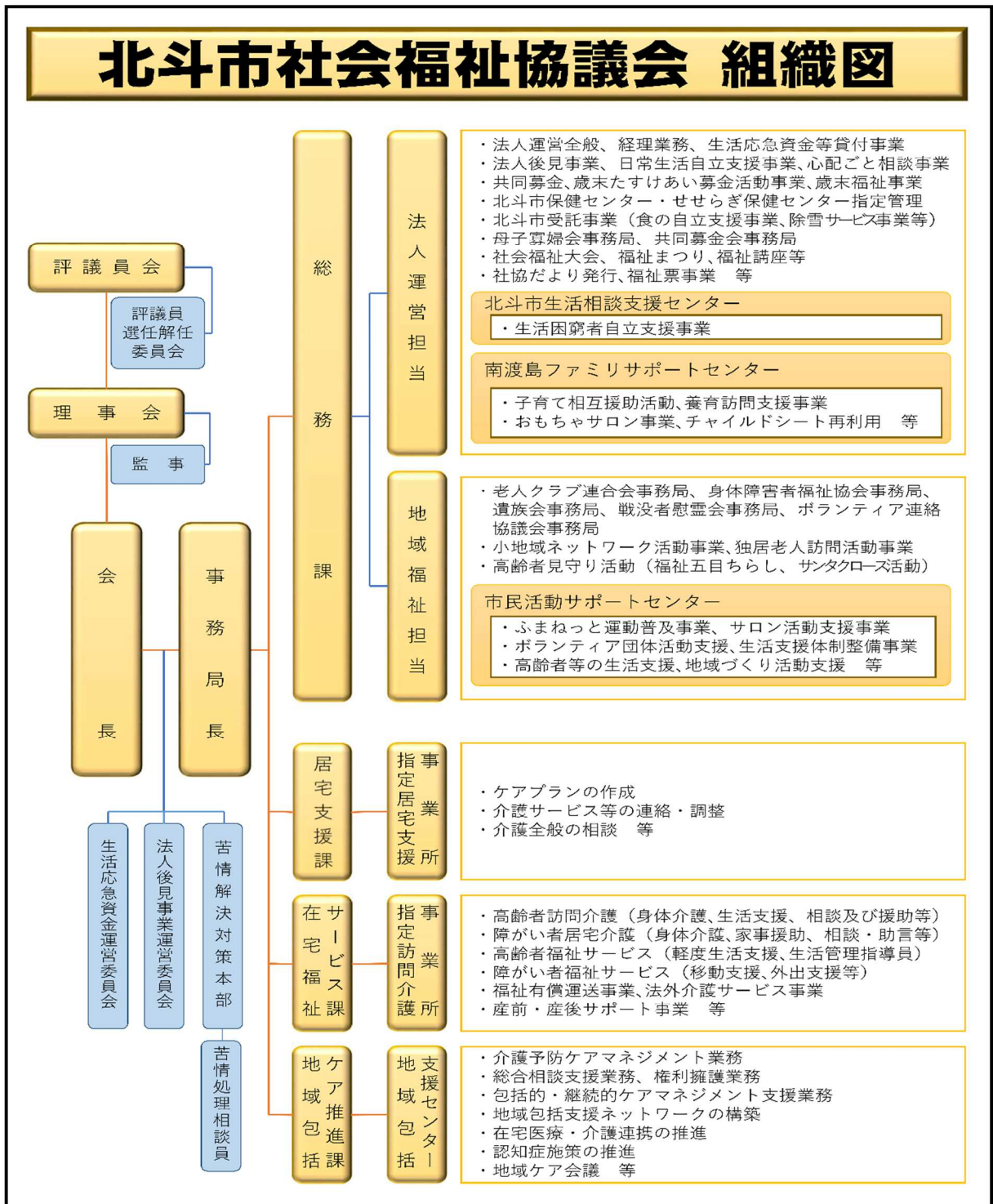
区 分	浜分地区	久根別地区	中央地区	沖川地区	谷川地区	茂辺地区	石別地区	本町地区	市渡地区	萩野地区	島川地区	総数
一般診療医院	4	2	2	-	-	-	1	3	-	-	-	12
小児科医院	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
耳鼻咽喉科医院	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
眼科医院	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
整形外科医院	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3
泌尿器科医院	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
歯科診療所	6	3	4	-	-	-	-	2	1	-	-	16

出典：北斗市（平成 29 年 9 月末現在）

3 北斗市社会福祉協議会の現状と課題

(1) 社会福祉協議会の組織と主な事業内容

本会は、平成18年2月に旧上磯町社会福祉協議会と旧大野町社会福祉協議会が合併して誕生した社協です。市から様々な福祉事業等を受託し、地域社会の福祉ニーズに対応しながら、「福祉のまちづくり」を目指して活動を展開しています。



(2) 社会福祉協議会の課題

本会の事務局は、4課体制（前頁「組織図」参照）で運営を行っており、法人運営部門を担当する総務課を除く3課は、介護保険事業を主な業務としています。

本会の財源は、法人運営部門では、会費と寄附金、共同募金配分金収入が主なものとなっていて、それ以外の部署は、介護報酬と地域包括支援センター運営事業の受託金収入となっています。

市の補助金は、法人運営部門の人員費不足分を助成していただいておりますが、本会への活動事業費は含まれていません。そのため、新たな事業を展開するための財源確保が喫緊の課題となっています。

法人運営部門の業務は、地域で活動している老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会など、7団体の事務局を受け持ち、団体運営にかかる業務のほか、生活困窮者自立支援事業（就労準備事業、家計相談事業を含む）などを行っています。しかし、社協本来の業務である「地域福祉の推進」にかかる事業の展開等は、職員不足により極めて限られたものとならざるを得ない状況となっています。このような中で、権利擁護事業として取り組んでいる法人後見事業は、平成23年度から実施していますが、市長申立てのみを受任することとしているため、受任件数は数件に留まっています。一方、行政では、成年後見制度の利用者の増加が見込まれることから、市民後見人の養成を検討しているため、本会が実施している法人後見事業の対象者を拡大し、生活困窮者等を加えるなどの見直しを早急に検討する必要があります。



また、本会では、ボランティアセンターの機能はあるものの、個人ボランティアが活動できる体制が整っていなかったことから、平成28年度に「市民活動サポートセンター」を設立し、ボランティア活動や地域支援活動を行う個人や団体等をサポートし、地域づくりとその担い手の育成に取り組んでいます。この中で、「介護予防運動から始める地域づくり」を目的として導入した「ふまねっと運動」では、多くのふまねっとサポーターが中心となって、各地域でふまねっと運動の普及のためのボランティア活動を行っており、ボランティア育成の効果は徐々に現れています。

今後は、要援護者等への生活支援活動を行う元気高齢者等の個人ボランティアの育成とボランティアセンター機能の強化を図っていく必要があります。



本会が経営する訪問介護事業所では、高齢者のほか、障がい児者や産前産後の家庭にヘルパーの派遣を行っていますが、その中でも障がい児者へのサービスの提供は、市内で数少ない事業所の一つとして重要な役割を担っています。今後は、介護職員の担い手が不足していることから、介護職員の確保に取り組む必要があります。

さらに、平成30年4月1日からはじまる、「地域共生社会の実現」（次項参照）に向けた、新たな地域共生サービスの開発に取り組む必要があります。

4 今後、地域福祉を推進するにあたっての課題

社会情勢の変化に伴う福祉ニーズの多様化に対応するための制度の創設や改正などが相次ぎ、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化している中で、新たに「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年5月26日に成立しました。

この改正法には、社会福祉法の一部改正が盛り込まれていて、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」地域共生社会※づくりの基本コンセプトに基づく地域福祉の理念の見直し、市町村等が取り組むべき事項等が含まれ、社協事業・活動を取り巻く環境はさらに変化していきます。

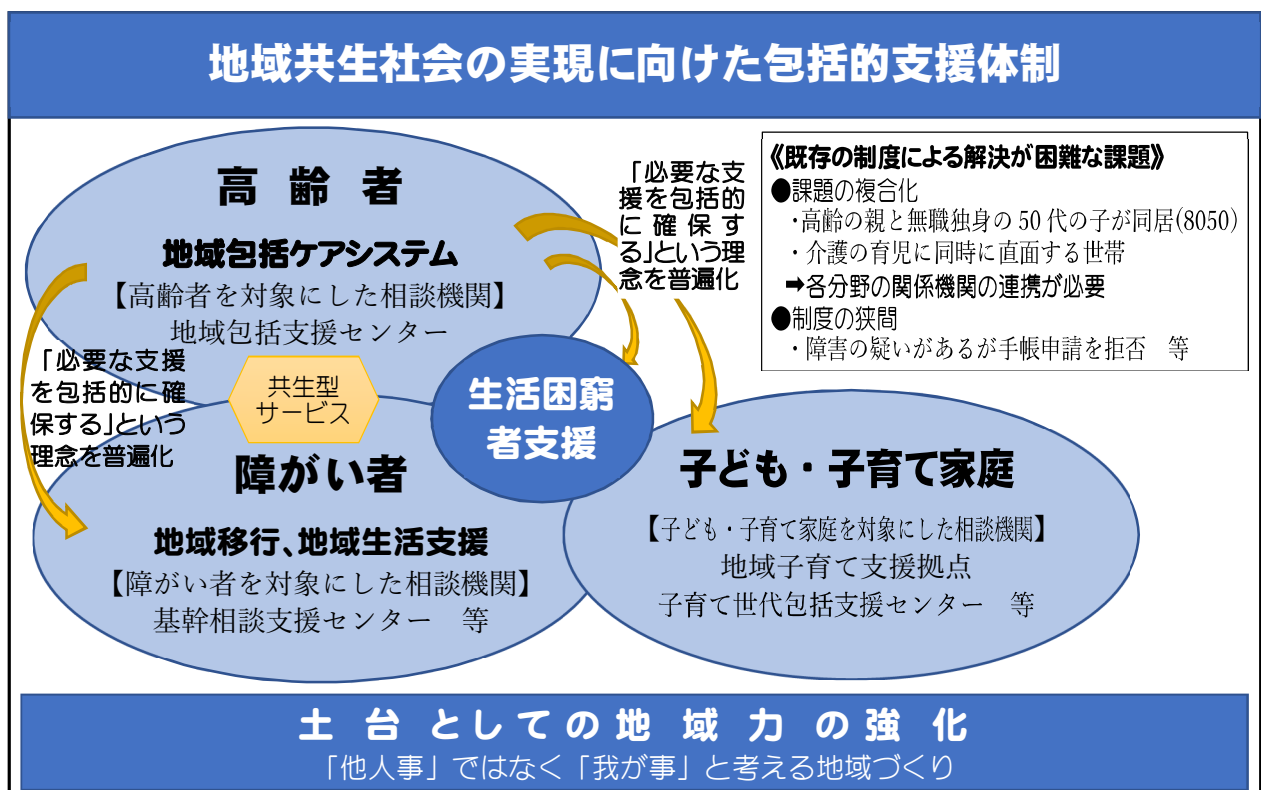
【「我が事・丸ごと」地域共生社会】

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく。

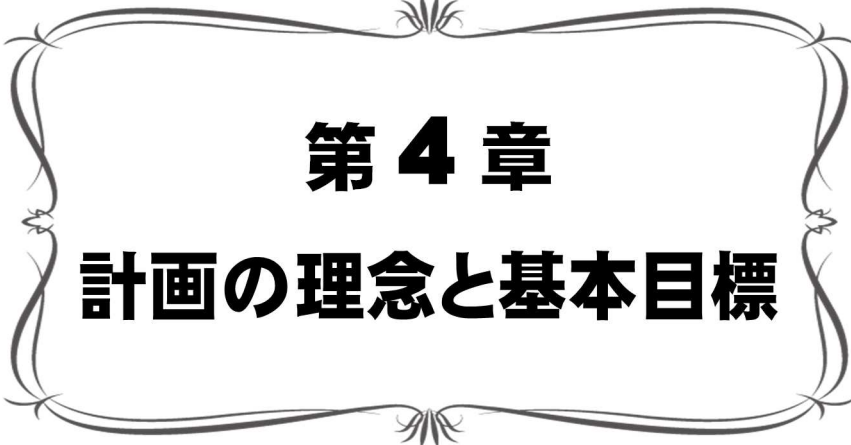
改正法が施行される平成30年4月1日より、「地域共生社会」をキーワードに住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を基盤に、多機関協働による総合的な相談支援体制づくり等に向けた取り組みが求められています。この総合相談支援体制は、本会が運営する「地域包括支援センター」及び「生活困窮者自立支援事業」などが中核的な役割を担うこととなることから、市内にある多職種の相談支援機関と連携強化を図り、総合相談支援体制づくりに努めていく必要があります。

また、地域共生社会の取り組みには、「あらゆる生活課題への対応」と「地域とのつながりの再構築」の実現のための生活支援体制の強化を図る必要があります。

さらに、社会福祉法の改正により、社会福祉法人による地域における公益的活動の責務化が図られたことから、本会を含む市内の社会福祉法人の連携の強化を図り、協働による地域公益事業の取り組みを進める必要があります。







第 4 章
計画の理念と基本目標

1 基本理念

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、市民一人ひとりが、日頃から、ともに助け合っていく仕組みづくりを地域の中で主体的に築いていく必要があります。

近年は、少子高齢化と若者の都市部流出などによって人口の減少が続いていますが、高齢者人口は増加を続けていて、北斗市全体の人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も増加し、過疎化が進む地域では、50%を超えるところも発生していることから、元気な高齢者が中心となって地域を支えていかなければならない状況になっています。

かつて我が国には、地域や家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において、「おたがいさま」などといった地域の相互扶助により、人々の暮らしが支えられてきた時代がありました。

基本理念である「ともに支え合い、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」は、いま求められている「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めるために、かつての「おたがいさま」などといった地域の相互扶助を復活させて、住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。

2 計画推進のための基本目標

本会は、上記の基本理念による地域づくりを達成するため、次の目標に基づき事業を展開します。

- **基本目標1：みんなで支え合い・助け合う地域づくり**
- **基本目標2：福祉の心を育む人づくり**
- **基本目標3：安心して暮らせる福祉のまちづくり**
- **基本目標4：組織体制の強化と基盤づくり**

上記の基本目標1～4による具体的な事業展開は、既存の事業の見直しを行い、ニーズの変化に対応した福祉サービス・活動に改め、個々の事業の充実を図っていきます。

また、新たに必要とされる事業については、積極的に事業展開を図っていきます。

3 計画の施策体系について

基本理念

ともに支えあう、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

基本目標

みんなで
支え合い・
助け合い
地域づくり

福祉の心を
育む人づくり

安心して
暮らせる
福祉の
まちづくり

組織体制の
強化と
基盤づくり


重点施策

1	小地域ネットワーク活動の推進
2	ふれあい・支え合い活動の推進
3	高齢者見守り活動の充実
4	生きがいづくりの推進

1	地域福祉に関する意識の醸成
2	福祉教育の推進
3	地域福祉活動の担い手の育成
4	ボランティア活動の充実と活性化
5	活動団体への支援

1	福祉サービスの充実
2	子育て支援の充実
3	権利擁護の推進
4	心配ごと相談・貸付事業の充実
5	生活困窮者への支援の充実
6	地域包括支援センター運営事業
7	住民ニーズの把握
8	防災体制の強化

1	財政基盤の強化
2	職員の資質向上と人材育成
3	情報提供体制の充実
4	共同募金活動の推進



第5章
施策の展開

基本目標

1

みんなで支え合い・助け合う地域づくり

- | |
|------------------|
| 1 小地域ネットワーク活動の推進 |
| 2 ふれあい・支え合い活動の推進 |
| 3 高齢者見守り活動の充実 |
| 4 生きがいづくりの推進 |

本市の地域構造は、住宅や事業所が集積している都市型構造の地域と農村集落型構造の地域に大別されますが、その中に過疎化が進む地域も存在するなど地域性の違いから生活環境に大差があるため、それぞれの地域にあった地域福祉活動に取り組みます。

また、地域のつながりや絆を深めるため、住民同士がふれあい、いきいきと楽しく活動する、ふれあい・いきいきサロンなどの普及を図り、世代を超え、誰もが参加できる地域住民の憩いの場となるサロン活動を支える体制づくりに取り組みます。

目指すべき姿

- ◇ 高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で活躍し生活している。
- ◇ 地域の人々が様々な場所で出会い、つながり、地域の行事に集まって交流を深め、自らも自分のできる範囲で行事を手伝っている。
- ◇ 一人ひとりが絆を深め、みんなが気遣って助け合い、一人暮らしの高齢者や障がいのある人などが笑顔で生活している。

- ❖ 都市型構造の地域では、集合住宅や新築等の増加で住民の異動が激しく、また、町内会未加入世帯の増加や共働き等で近隣住民間の交流が少ないため、高齢者を中心とした地域住民が自由に入りし交流ができる、ふれあい・いきいきサロンなどの憩いの場づくりを地域住民等とともに取り組みます。



《具体的取組事業名》

サロン活動支援事業、ふれあい・いきいきサロン普及活動事業、市民活動サポートセンター事業（基本目標4の事業）

- ❖ 過疎化が進む地域においては、公共交通機関の減少等で高齢者や障がい者などの移動手段の確保が難しく、通院や買い物などが困難となり、さらに商店の閉店・減少によって、食料品等の日用品の購入が困難となっています。そのため、ボランティア等による買い物代行のほかに、大型店舗等で高齢者等が自ら買い物ができるよう、その地域で運営・活動している社会福祉法人等と協働で買い物支援に取り組みます。



《具体的取組事業名》

買い物支援事業、小地域ネットワーク活動事業、生活支援体制整備事業（基本目標3の事業）、市民活動サポートセンター事業（基本目標4の事業）

- ❖ また、過疎化が進む地域では、公共交通機関の減少等で高齢者や障がい者などが行楽等に出かけることができず、自宅に閉じこもり孤立しがちな人が増えています。そのため、認知症予防と生きがいを目的として、閉じこもりがちな人達が花見等へ出かけられるよう、その地域で運営・活動している社会福祉法人等と協働でお出かけ支援に取り組みます。



《具体的取組事業名》

お出かけ支援事業、小地域ネットワーク活動事業、生活支援体制整備事業（基本目標3の事業）、市民活動サポートセンター事業（基本目標4の事業）

- ❖ 地域住民が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域住民とともに見守り活動の充実を図ります。

《具体的取組事業名》

高齢者見守り活動の充実、小地域ネットワーク活動事業、福祉票 等



「ふれあい・いきいきサロン」とは

ふれあい・いきいきサロンは、平成6年に全国社会福祉協議会が住民であるボランティアと利用者が主体となって、お互いつながりを持てる場をつくる提案をし、「ふれあい・いきいきサロン」と名付けたのがはじまりです。それ以来、高齢者や障がい者、子育て中の親子などが地域の身近な場所で楽しく過ごす場として、約6万か所（平成24年度社協活動実態調査）にまで広がっています。

【「ふれあい・いきいきサロン」がめざすもの】

「ふれあい・いきいきサロン」は、ひとり暮らしであったり、家族がいても昼間一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者などが、気楽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒に食事をするにより、高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせることをめざしています。

「ふれあい・いきいきサロン」自体は、高齢者だけでなく、地域の障がい者や子育て中の親など、閉じこもり孤立しがちな人たちが気楽に集まり、仲間づくりができる活動です。



「介護予防運動から始める“地域づくり”」とは

「介護予防から始める地域づくり」とは、地域住民が楽しみながら行える介護予防運動の普及を図り、地域住民やボランティアなど、これに関わる人々が自発的に「通いの場」から「憩いの場」を作り上げる動機づけを目的として、平成28年度本会事業計画の重点的取り組みの一つとして始めたものです。

初めに導入した介護予防運動は、歩行のバランスと認知機能を改善する効果があり、仲間づくり等を目的として開発された「ふまねっと運動」です。この運動を北斗市老人クラブ連合会とともに実施し、広く市民に受け入れられ、現在では「社協の事業」から「北斗市の事業」に発展しています。

【ふまねっと運動 がめざすもの】

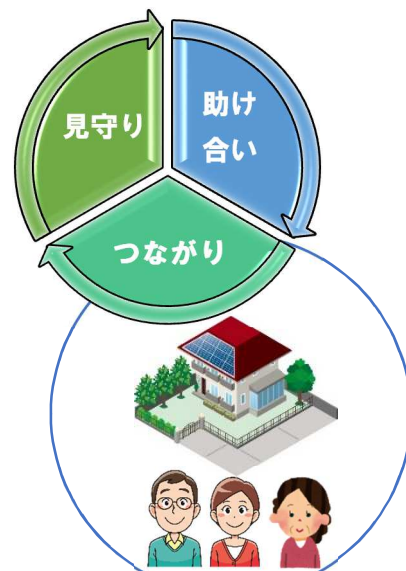
ふまねっと運動は、過疎地の健康教室のために開発されたもので、少人数のグループでも実施することができ、運動を通して地域とのつながりや絆を深め、「交流」の要素を重視したものです。また、専門職の指導者を必要とせず、ふまねっと運動の参加者が「ふまねっとサポーター・指導者」となって、地域住民主体の運動として継続して行うことができるものです。

現在では、地域住民によるふまねっとサポーターがたくさん誕生し、その中から市内全域を活動エリアとするボランティアの「ふまねっと普及活動員」が地域に出向いて普及活動を行っています。



介護予防運動ふまねっと運動の実施

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動を実施



「ふまねっとサロン」等の誕生

高齢者や障がい者、子育て家庭などの参加によるサロン等の誕生によって、参加者の絆の深まりなどから自然発生する、生活支援や見守り活動等に発展し、地域づくりに貢献できるよう、ふまねっとサポーターとともにサロン実施団体の活動支援を行います。

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分/ 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
1	小地域ネットワーク活動事業 各町内会を単位として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。	市補助事業 ／ 市補助金 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	サロン活動支援事業 □サロン活動支援事業 町内会やボランティア団体等が会館等を活用し、定期的・継続的に施設を開放しながら、各種の催しを計画し、高齢者等の閉じこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、支援します。 □ふれあい・いきいきサロン普及活動事業 ふれあい・いきいきサロンを定期的に開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源 市委託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	「介護予防運動から始める地域づくり」活動 □ふまねっと運動普及事業 住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を実施します。 □ふまねっとサポーターの育成 地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。 □ふまねっと本体購入費助成事業 ふまねっと運動を定期的に実施する団体に、ふまねっと本体の購入費の一部を助成します。 □誰もが参加できる介護予防運動の普及 介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深め、交流の要素をもち、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。	市委託事業 ／ 受託金 単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
4	高齢者による子育て支援活動 放課後児童クラブを設置できない地域や子育て支援拠点施設のない地域等で、町内会館や空き家を活用し、地域高齢者が中心となって子育て支援を行うよう、地域住民に働きかけ、企画立案から運営等を支援します。	単独事業 ／ 自主財源	新規・検討	実施	⇒	⇒	⇒
5	オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動 認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案から運営等を支援します。	単独事業 ／ 自主財源	新規・検討	実施	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分/ 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
6	<p>高齢者見守り活動等の充実</p> <p>歳末助け合い募金を活用し、次の高齢者見守り活動等を実施します。</p> <p>□高齢者見守り活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖福祉五目ちらし配付事業 上磯地区の70歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、民生委員の協力のもとで五目ちらしを配付し、安否確認を実施します。 ❖許氏サンタクロース活動事業 大野地区の70歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、大野農業高校の生徒がサンタクロースに扮して民生委員児童委員等とともに、同校生徒等が制作した作品を配付し、安否確認を実施します。 <p>□歳末福祉見舞金の支給 市民の善意である「歳末たすけあい募金」による歳末福祉見舞金を、一人暮らしの高齢者や低所得世帯等に贈呈します。</p>	単独事業 / 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
7	<p>福祉票事業</p> <p>要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。</p>	単独事業 / 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
8	<p>買い物・お出かけ支援事業</p> <p>□買い物支援事業 買い物が困難な地域で一人暮らしの高齢者等を対象に、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人等が所有する車輛を利用して、大型店舗等での買い物支援を実施します。</p> <p>□お出かけ支援事業 公共交通機関の利用が困難な地域で、閉じこもりがちな高齢者等を対象に、認知症予防と生きがいを目的として、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人等が所有する車輛を利用して、花見等へ出かけられるお出かけ支援を実施します。</p>	単独事業 / 自主財源	新規・検討	実施	継続	⇒	⇒



サンタクロース活動事業

基本目標 **2** 福祉の心を育む人づくり

- 1 地域福祉に関する意識の醸成
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉活動の担い手の育成
- 4 ボランティア活動の充実と活性化
- 5 活動団体への支援

地域福祉の推進のため、市民への福祉意識の醸成と地域福祉の担い手を育成し、地域住民による支え合い・助け合い体制づくりに努めます。

また、福祉教育への取り組みや福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの福祉への意識を高め、お互いを理解し、尊重し合えるような「ともに生きる社会」を目指します。

目指すべき姿

- ◇ 誰もがボランティア意識をもっている。
- ◇ 元気高齢者が、自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かした活躍を行っている。
- ◇ ボランティア活動で、世代を超えた様々な人々や団体が繋がっている。

- ❖ 社会福祉に功績のあった人々への敬意と感謝の意を表すことを目的として、社会福祉大会を開催します。

《具体的取組事業名》

社会福祉大会の開催



- ❖ 市内で行われている福祉活動を理解し、市民相互のふれあい・交流を深めることを目的として、ふれあい福祉まつり in 北斗を開催します。

《具体的取組事業名》

ふれあい福祉まつり in 北斗の開催



- ❖ ボランティア活動を行う学校に活動費を助成し、福祉教育への取り組みを支援します。

《具体的取組事業名》

ボランティア団体活動支援

- ❖ 元気高齢者や子育てを終えた女性等に働きかけて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。

《具体的取組事業名》

市民活動サポートセンター事業



- ❖ 高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、元気高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、ボランティア活動の体制づくりを進めます。

《具体的取組事業名》

市民活動サポートセンター事業

- ❖ また、元気高齢者の豊富な経験や知識、特技などを活かしたボランティア団体の設立を働きかけ、ボランティア連絡協議会の体制強化を図ります。

《具体的取組事業名》

市民活動サポートセンター事業、ボランティア団体活動支援、ボランティア連絡協議会活動支援

- ❖ 障がい者と地域住民とのふれあい・交流を図るための活動を支援します。

《具体的取組事業名》

ふれあい広場の開催



- ❖ 福祉団体の運営・活動を支援し、団体の育成に取り組みます。

《具体的取組事業名》

ボランティア連絡協議会活動支援、母子寡婦会活動支援、老人クラブ連合会活動支援、身体障害者福祉協会活動支援、遺族会活動支援、ボランティア団体活動支援



■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分/ 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
1	社会福祉大会の開催 社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表する大会とし、福祉活動の普及・推進のための講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	ふれあい福祉まつり in 北斗の開催 福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	ふれあい広場の開催 障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、法人との連携を図ります。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
4	社協だより発行 社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
5	福祉講座の開催 テーマを限定した中で、より専門的な福祉を学ぶ機会として福祉講座を実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
6	ボランティア体験講座の開催 施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
7	市民活動サポートセンター事業 ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、本会が実施する各種事業の協力員等の人材育成を図ります。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
8	ボランティア連絡協議会活動支援 市内のボランティア団体等が加盟する連絡協議会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、ボランティア活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
9	母子寡婦会活動支援 母子寡婦会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
10	老人クラブ連合会活動支援 老人クラブ連合会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
11	身体障害者福祉協会活動支援 身体障害者福祉協会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分/ 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
12	遺族会活動支援 □ 遺族会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。 □ 遺族会が実施する、大野地区戦没者の平和祈念祭の開催を支援します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
13	戦没者慰霊会 戦没者慰霊会の事務局業務を担い、慰霊祭を実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
14	ボランティア団体活動支援 ボランティア活動を行う学校及び団体に対し、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
15	地域福祉・ボランティア活動推進助成事業 地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒



基本目標

3

安心して暮らせる福祉のまちづくり

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 福祉サービスの充実 |
| 2 | 子育て支援の充実 |
| 3 | 権利擁護の推進 |
| 4 | 心配ごと相談・貸付事業の充実 |
| 5 | 生活困窮者への支援の充実 |
| 6 | 地域包括支援センター運営事業 |
| 7 | 住民ニーズの把握 |
| 8 | 防災体制の強化 |

誰もが地域で安全・安心に暮らせるために、様々な福祉サービスの充実に努め、時代に合った福祉サービスを提供します。

また、「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民とともに生活支援サービス等の充実に努めます。

目指すべき姿

- ◇ 一人暮らしでも楽しく生きがいを持って安心して日常生活を送っている。
- ◇ 障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく日常生活を送っている。
- ◇ 災害が発生した場合は、社協が先頭にたってボランティア活動の支援を行う。

❖ 高齢者の単独世帯の増加により、様々な福祉課題・生活課題に対応し、制度で対応できない問題は、制度外の福祉サービス・活動の開発を行い、実施に向けて取り組みます。

《具体的取組事業名》

各種の介護保険・障害者総合支援・市受託事業等、日常生活自立支援事業、法外介護サービス事業、市民活動サポートセンター事業、生活支援体制整備事業 等

❖ 地域のつながりや絆を深め、交流の要素をもち、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる介護予防運動の普及に努めます。

《具体的取組事業名》

「介護予防運動から始める地域づくり」普及事業



❖ 一人暮らし高齢者等が愛犬を家族の一員としてともに生活している人が増えていて、災害などの緊急事態が発生しても「愛犬がいるので避難できない」との声があります。今後は高齢者が犬の散歩が困難になっても飼い続ける人が増えるため、その高齢者の生活環境を維持するために様々なボランティア活動の支援に取り組みます。

《具体的取組事業名》

市民活動サポートセンター事業、生活支援体制整備事業



- ❖ 成年後見制度の利用者が増えているため、本会が実施している法人後見事業の対象者の拡大を検討し、生活困窮世帯等でも利用できるよう、法人後見事業の充実に取り組みます。

《具体的取組事業名》

法人後見事業

- ❖ 生活に困難な課題のある地域住民の個々のニーズにそった包括的・継続的な支援のため、生活困窮者自立支援を強化します。

《具体的取組事業名》

生活困窮者自立支援事業

- ❖ 高齢者への特殊詐欺などの事件が本市内でも発生しており、高齢者等の生活への不安が高まっていることから、「困ったときは、社協に相談すれば良い」といわれるよう、本会のよろず相談所の周知・啓蒙を強化し、「頼れる相談所」を目指します。

《具体的取組事業名》

心配ごと相談所開設

- ❖ 「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者、障がい者、子育て家庭等への生活支援サービス等の充実に努めます。

《具体的取組事業名》

訪問介護事業、移動支援事業、軽度生活援助事業、生活支援サービス事業 等

- ❖ 地域住民が抱える様々な福祉課題・生活課題を、その地域で運営・活動している社会福祉法人・福祉施設等と連携・協働し、ネットワーク化を図り、ともに福祉課題・生活課題に取り組む体制づくりを進めます。

《具体的取組事業名》

生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業

- ❖ 災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、災害時に備えた取り組みを強化します。

《具体的取組事業名》

災害ボランティア活動の強化



■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
1	居宅介護支援事業 ケアマネジャーを配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び介護支援を実施します。	介護保険事業 ／ 介護報酬	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	訪問介護事業 居宅における介護（介護保険、自立支援）のため、ヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護等を実施します。	介護保険・ 障害者総合 支援事業 ／ 介護報酬 利用者負担 金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	軽度生活援助事業 在宅の一人暮らし高齢者等が自立生活を継続とともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うヘルパーを派遣します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
4	生活管理指導員派遣事業 基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
5	生活支援サービス事業 介護保険制度の総合事業による市民ボランティア等が実施する生活支援サービスを、生活支援コーディネーターとともに必要とするサービスの開発に行い、生活支援サービスの実施に向けて体制整備を進めます。	単独事業 ／ 自主財源	新規・ 検討	実施	⇒	⇒	⇒
6	除雪サービス事業 □除雪サービス 市が決定した除雪サービス対象者にかかる除雪費用を各町内会等に支出します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	□情報提供 市の委託事業の対象外である、屋根の雪下ろしや排雪等の実施業者の情報を市民に提供します。	単独事業 ／ 自主財源	新規				
7	食の自立支援事業（配食サービス事業） 市が決定した配食サービス利用者に対して食事を提供します。（調理・配達は社会福祉法人に委託）	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
8	法外介護サービス事業 介護保険や自立支援等では対応できない介護サービス等を実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
9	家族介護者交流事業 重度の居宅介護を行っている家族に対して、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図るため、介護者相互の交流を実施します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
10	認知症対策 <input type="checkbox"/> 市が実施する「認知症初期集中チーム」に本会職員を参加させ、認知症対策に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 「ほくと市認知症の人と家族の会」の事務局業務を担い、認知症の人とその家族への支援と福祉の向上に努めます。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
11	移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行うため、ヘルパーを派遣します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
12	外出支援サービス事業 交通機関の利用困難者に対して、医療機関による検査などの際に、移送用車両により送迎を行います。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
13	福祉有償運送事業 介護を必要とする人の通院等にかかる移送サービスを実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
14	市民活動サポートセンター事業（再掲） ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、本会が実施する各種事業の協力員等の人材育成を図ります。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
15	「介護予防運動から始める地域づくり」普及事業（再掲） <input type="checkbox"/> ふまねっと運動普及事業 住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を実施します。 <input type="checkbox"/> ふまねっとサポーターの育成 地域住民が自主的に実施するふまねっと運動を支援するため、地域住民のふまねっとサポーターを育成します。 <input type="checkbox"/> ふまねっと本体購入費助成事業 ふまねっと運動を定期的実施する団体に、ふまねっと本体の購入費の一部を助成します。 <input type="checkbox"/> 誰もが参加できる介護予防運動の普及 介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深め、交流の要素をもち、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる介護予防運動の普及に努めます。	委託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
16	福祉機器貸出し事業 譲り受けた車いすや介護ベッド等を公的サービスの利用が困難な人に一時的に貸し出します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
17	ファミリー・サポート・センター事業 子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、それぞれの会員同士による子育ての相互援助活動を支援します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
18	養育訪問支援事業 「保護者の養育を支援することが必要な児童」、「保護者に監護させることが不適切と認められる児童」及び「保護者、又は出産後の養育について出産前に支援が必要と認められる妊婦」に対し、養育が適切に行われるように養育相談や指導、助言を実施します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
19	産前・産後サポート事業 産前・産後のため家事や育児が困難な家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
20	おもちゃサロン（あそBiBa）事業 年齢に応じた遊び方やおもちゃ遊びを通じた健全育成を目的に、安心して遊ぶことのできる場や保護者の息抜きの場を提供するとともに、保育士等による相談支援を実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
21	日常生活自立支援事業 日常生活に支障をきたしている人に対して、生活支援員を配置し、生活支援を行います。	道社協 受託事業 ／ 道社協受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
22	法人後見事業 身寄りがなく、後見人への報酬を支払う資力のない市民への法人後見を受任し、生活の支援を行います。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
23	心配ごと相談所開設 本会事務所において、心配ごとなどの「よろず相談所」を通年開設します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
24	生活困窮者自立支援事業 本会内に北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニート、障がいなどで働くことに不安を抱えている人などに対して、地域において、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
25	生活困窮者等に対する安心サポート事業 生活困窮者を取り巻く環境は複雑化し、制度だけでは対応しきれない“制度の狭間”にある人に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業等を、道社協・市町村社協・道内社会福祉法人が協働で実施します。	道社協・市町村社協・道内社会福祉法人による協働事業 ／ 自主財源（拠出金）	新規	⇒	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
26	生活福祉資金貸付 道社協からの事務委託により、離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。	道社協 受託事業 ／ 道社協 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
27	生活応急資金貸付 一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
28	地域包括支援センター運営事業 包括的支援業務として、高齢者の総合相談窓口、虐待対応など困難事例の対応等にあたりとともに、介護の要支援認定者等にかかる介護計画作成・支援業務を行います。 また、地域課題の解決に向けた多職種連携による地域ケア会議の充実のため、関係団体、関係機関、民生委員児童委員等の連携強化を図り、ネットワーク構築に努めます。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
29	生活支援体制整備事業 介護保険制度の総合事業の推進による地域の資源の開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービス等の基盤整備を図ります。	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
30	災害ボランティア活動の強化 災害時に備え、災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、職員研修の強化と市民講座を開催します。	単独事業 ／ 自主財源	新規	継続	⇒	⇒	⇒



基本目標 4 組織体制の強化と基盤づくり

- 1 財政基盤の強化
- 2 職員の資質向上と人材育成
- 3 情報提供体制の充実
- 4 共同募金活動の推進

本会の組織体制の強化を図り、「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の実現に向けて、地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働・ネットワーク化による基盤づくりに取り組めます。

目指すべき姿

- ◇ 各種事業の受託等により活動財源を確保している。
- ◇ 相互相談支援の体制が整っている。
- ◇ 地域の社会福祉法人や福祉施設等と連携が図られ、地域づくりを協働で行っている。

- ❖ 本会の自主財源確保ため、社協会員増強運動や共同募金活動、歳末たすけあい募金活動、市からの事業の受託等の取り組み強化に努めます。

《具体的取組事業名》

社協会員増強運動、赤い羽根共同募金活動、歳末助け合い募金活動、各種受託事業 等



- ❖ 職員の資質の向上と意識改革等により、人材の育成に取り組み、本会の体制強化を図ります。

《具体的取組事業名》

職員の研修強化、事務局体制の強化 等

- ❖ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりのため、本会のほか、地域包括支援センター、生活困窮者支援事業による北斗市生活相談支援センター等が連携強化を図って、総合相談・生活支援体制を確立し、福祉課題・生活課題の解決・支援機能の強化を図ります。

《具体的取組事業名》

包括的相談支援体制の整備、地域包括支援センター運営事業、生活困窮者自立支援事業



- ❖ 本会が実施する高齢者福祉サービス、障害者自立支援サービス及び子育て支援サービスを活かし、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組めます。

《具体的取組事業名》

地域共生社会の実現のための支援の充実、生活支援体制整備事業

- ❖ 福祉サービス・活動で対応できない問題に対して、制度外の福祉サービス・活動の創設を検討するなど、生活支援コーディネーターと協働でサービスの開発に取り組みます。

《具体的取組事業名》

生活支援体制整備事業

- ❖ 近年の未曾有の被害をもたらした東日本大震災などにより、災害救援ボランティア体制整備のため、平成 29 年 10 月に北海道社協と「災害救援活動の支援に関する協定」を締結し、本市又は他市町村で災害が発生した場合には、社協同士が互いに協力しあえる体制を整えています。

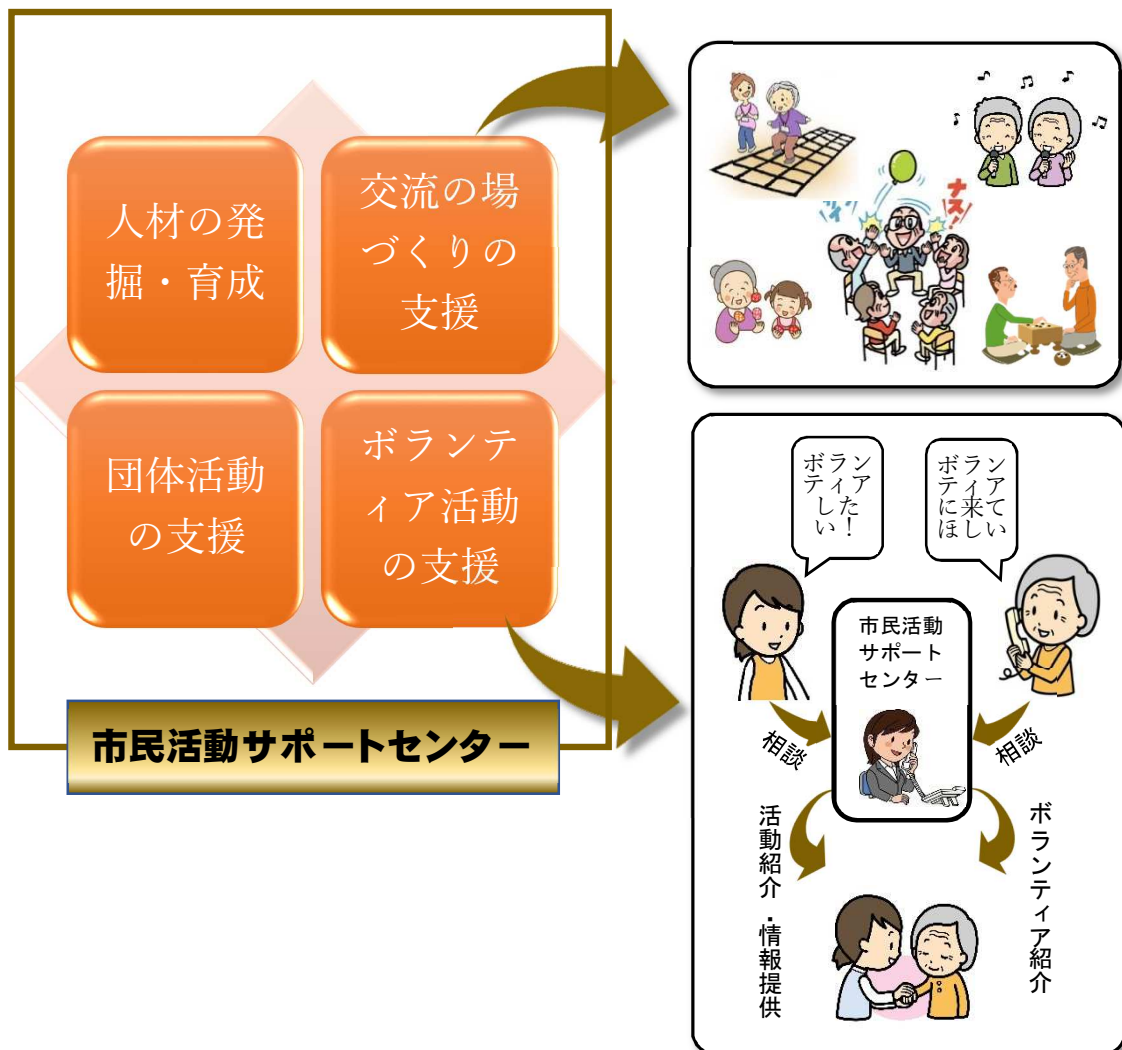
《具体的取組事業名》

市民活動サポートセンター事業

「市民活動サポートセンター」とは

市民活動サポートセンターは、本会が設置する市民主体の活動やボランティア活動等を支援し、「市民協働による地域づくり」を推進するための事業です。

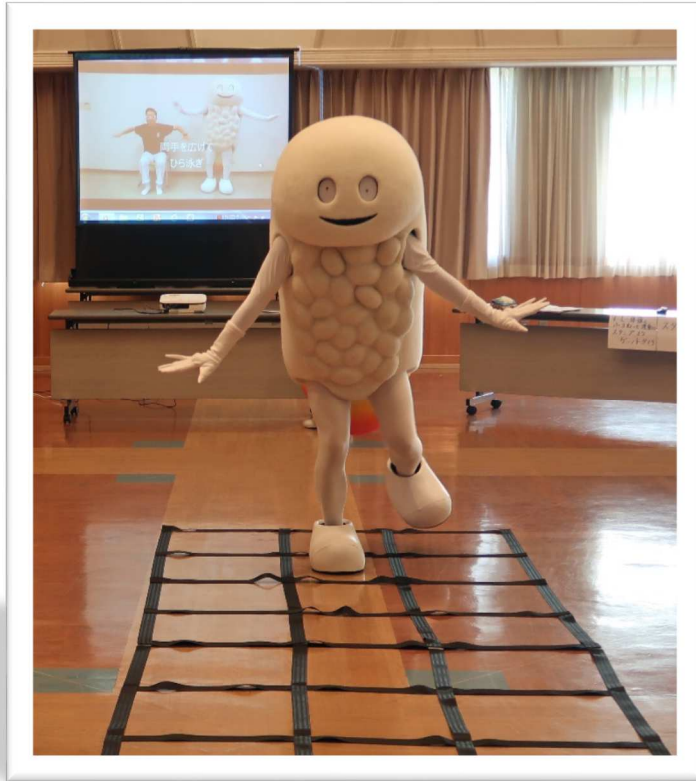
サポートセンターでは、市民活動の中心的役割を果たす人々の育成支援や「ふれあい・いきいきサロン」等の普及活動、町内会・老人クラブ等の活動を支援し、「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組むとともに、あわせてボランティアセンター機能を有する活動を行っています。

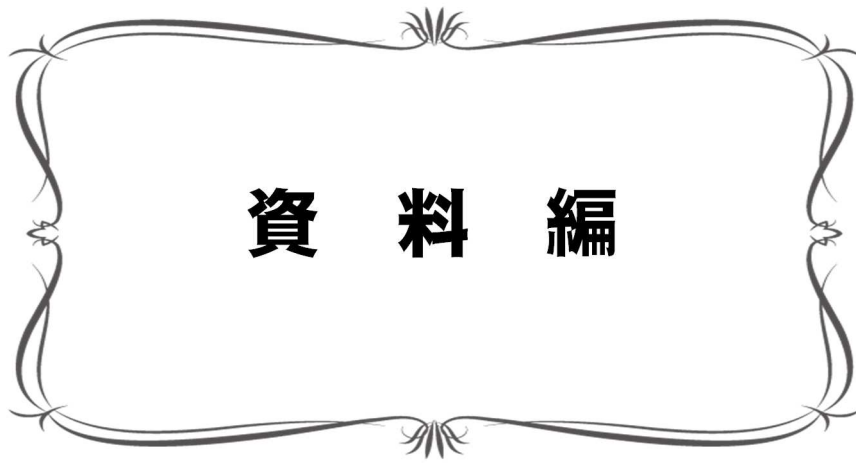


■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
1	安定的財源の確保 本会がさらなる発展を遂げるために、次の事業等を展開し財源の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 市民から本会が評価されるよう、地域住民のための事業を展開します。 <input type="checkbox"/> 独自事業から市の委託事業に発展するよう、広域的又は市民協働による事業に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 市からの委託事業を積極的に受託します。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
2	保健センター指定管理 市から次の保健センターの指定管理者指定を受けて、センターの貸出業務・施設管理を実施し、併せて本会事務所の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 北斗市保健センター（本部事務所） <input type="checkbox"/> せせらぎ保健センター（支部事務所）	市受託事業 ／ 受託金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
3	社協会員増強運動 市民や企業等の社協会員の増員を図るための活動を実施します。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
4	役職員の研修強化 本会の運営力・経営力の向上を図るため、社協役職員研修等の充実に努めます。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
5	職員の研修強化 新たな福祉課題に対応していくため、職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修・講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組みます。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
6	福祉人材の確保 本会の経営する訪問介護事業所等が実施する公的・制度外の福祉サービスの人材を確保するため、職業的従事者のみならず、ボランティアまで含めた、福祉サービス・活動を担う質の高い人材の育成に努め、働きやすい環境づくりを進めます。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
7	事務局体制の強化 市民協働による地域づくりに重点を置き、地域福祉推進部門の強化を図ります。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
8	福祉懇談会 行政と福祉団体・関係機関等が互いに地域福祉について語り合うための場を設定し福祉懇談会を実施します。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
9	北斗市共同募金委員会事務局 共同募金委員会の事務局業務を担い、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動を実施します。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■具体的な取り組み							
No	事業項目 事業内容	事業区分 財源	年次計画				
			30	31	32	33	34
10	赤い羽根共同募金活動 □ 募金活動として、戸別募金、企業募金、職域・学校募金、街頭募金活動等の運動の充実を図ります。 □ 赤い羽根共同募金の基本的なしくみ等について、広く市民に周知を図るため、社協だよりや本会ホームページ等を利用して広報活動を実施します。 □ 本会独自の寄附金付きピンバッジを製作して募金活動を実施します。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
11	歳末助け合い募金活動 町内会の協力を得て戸別募金を中心とした募金活動を実施します。	—	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
12	包括的相談支援体制の整備 「地域共生社会の実現」のための体制づくりとして、本会が受託している「生活困窮者自立支援事業」及び「地域包括支援センター運営事業」の連携強化を図り、市内にある相談・支援機関とのネットワークにより、総合相談体制の構築に取り組みます。	—	新規	継続	⇒	⇒	⇒
13	市民活動サポートセンター事業（一部再掲） 市民協働による「地域づくり」を目的として市民活動サポートセンターを設置し、高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を支え、協働による「地域づくり」を推進します。 また、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすため、災害救援活動の体制整備に取り組みます。	単独事業 ／ 自主財源	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
14	地域共生社会の実現のための支援の充実 本会が実施する、高齢者、障がい児者及び子育て家庭への福祉サービスを核に、「地域共生社会の実現」の生活支援体制づくりに取り組みます。	—	新規	継続	⇒	⇒	⇒







資 料 編

北斗市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北斗市における地域福祉推進を図るため、社会福祉法人北斗市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に北斗市地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 北斗市地域福祉実践計画の策定に関すること
- (2) その他、計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、社協理事及び監事をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉実践計画策定の事業が完了するまでとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、本会総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

北斗市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	伏 見 勉	北斗市社会福祉協議会会長
副委員長	田 畑 定 男	北斗市町会連合会会長
”	田 原 勝 昭	北斗市民生委員児童委員連合会会長
委 員	山 内 登 喜 男	北斗市町会連合会副会長
”	山 本 昭 宣	”
”	鈴 木 順 子	北斗市民生委員児童委員連合会副会長
”	田 中 幸 憲	”
”	黒 萩 裕	社会福祉法人民生博愛会理事長
”	小 泉 志 津 子	北斗市男女共同参画プラン推進協議会会長
”	西 川 勝 夫	北斗市ボランティア連絡協議会会長
”	菊 池 憲 三	北斗市老人クラブ連合会会長
”	熊 本 昇	北斗市社会福祉協議会理事
”	田 村 宏 美	北斗市民生部長
”	池 田 徳 顯	北斗市社会福祉協議会監事
”	大 折 伸 明	”



北斗市地区別の概況



この資料は、平成 12 年から平成 27 年までに行われた国勢調査の小地域集計結果をもとに作成しています。

また、用いている地区は「小学校区」を基準として 11 地区にしています。ただし、一部の町（丁目）名が番地（番）で学校区を分けているところがあるため、実際の学校区と異なっている地区があります。

Q 国勢調査とは

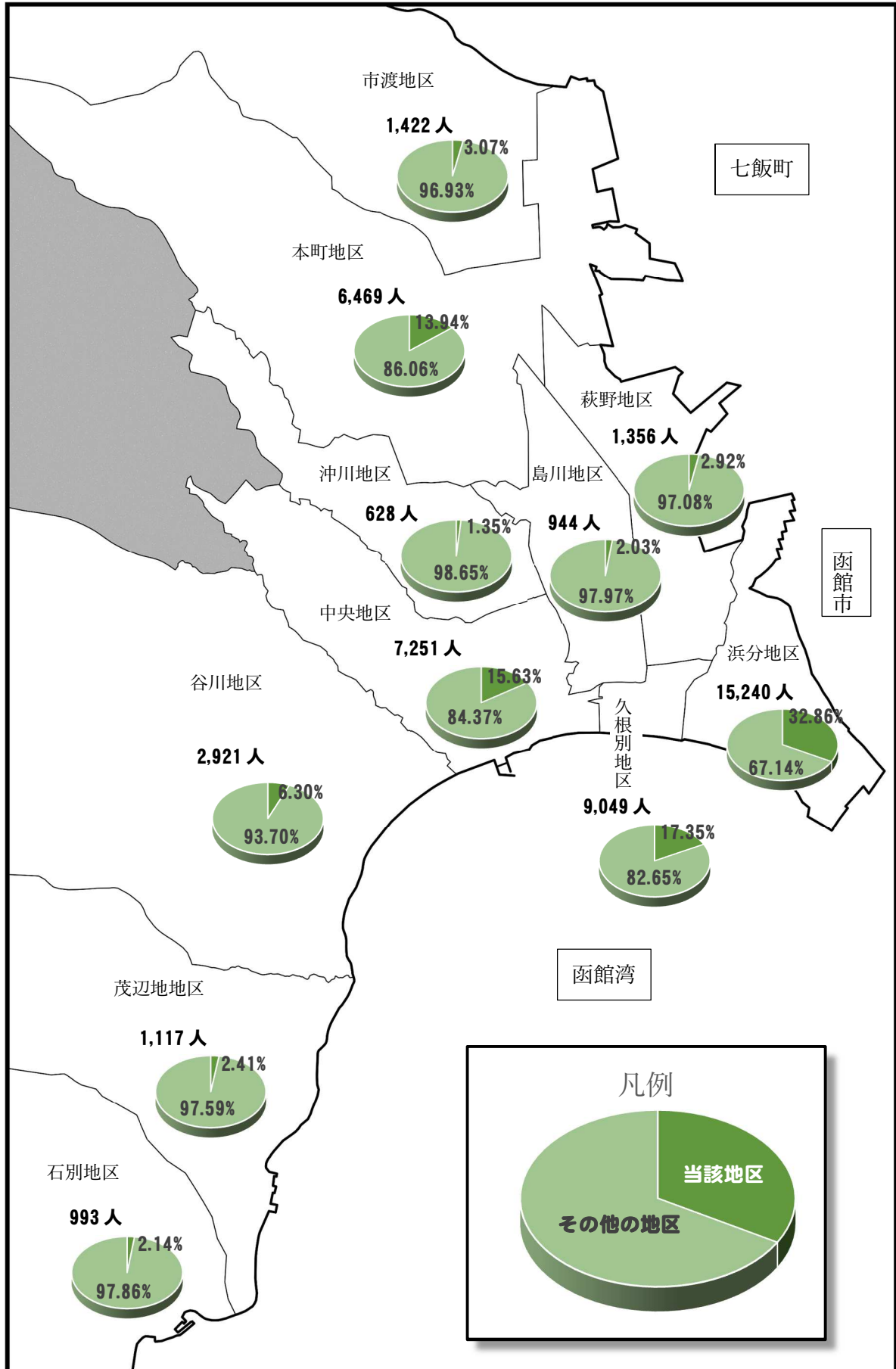
A 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに行われます。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されています。また、国勢調査の結果は、将来人口推計や国民経済計算（SNA）（内閣府）などの他の統計を作成するための最も基本となるデータとして用いられます。

（平成 27 年国勢調査に関する Q&A（回答）より）

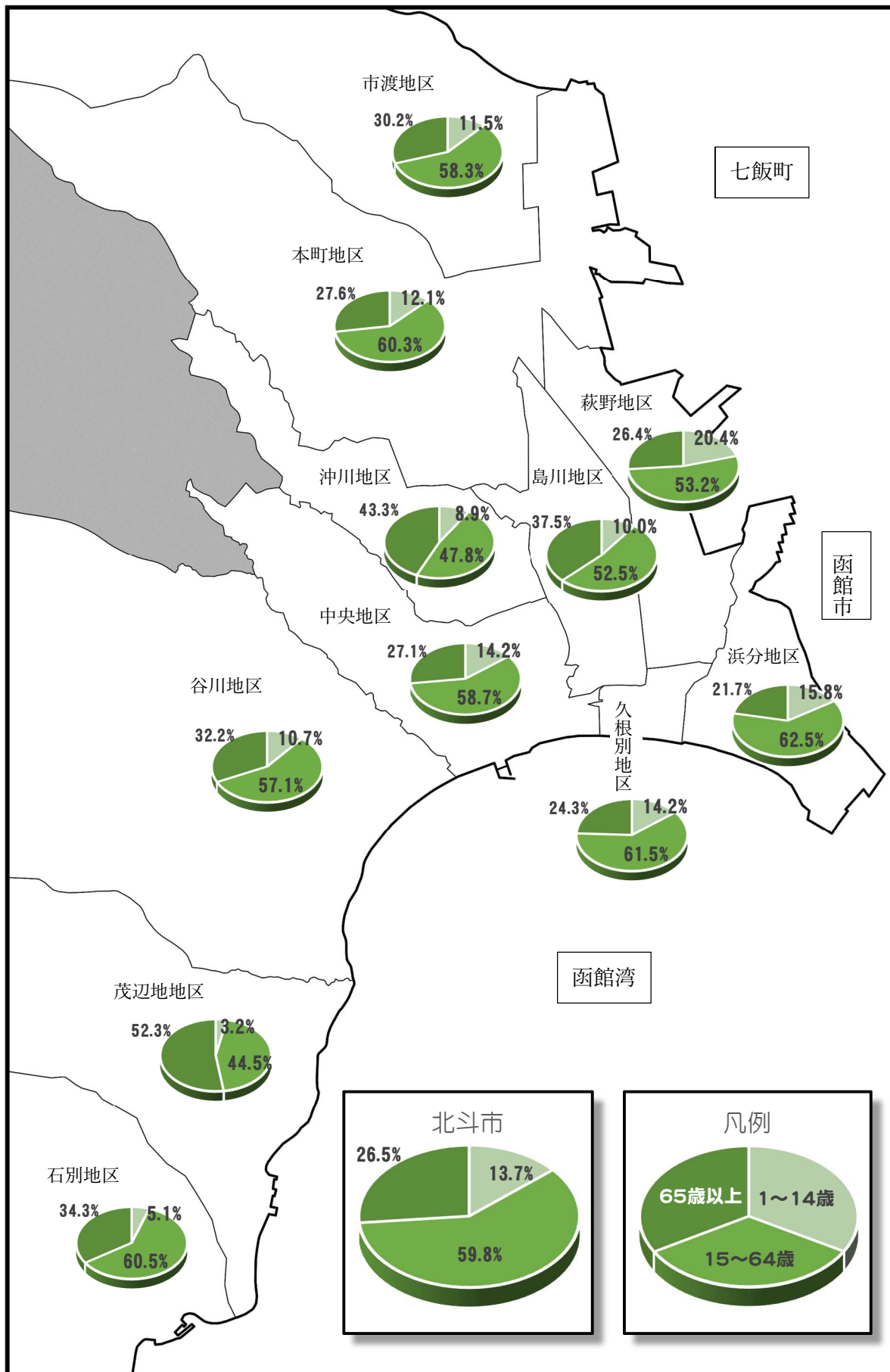
地区人口と総人口に占める割合

(平成27年度国勢調査小地域集計結果による比較)



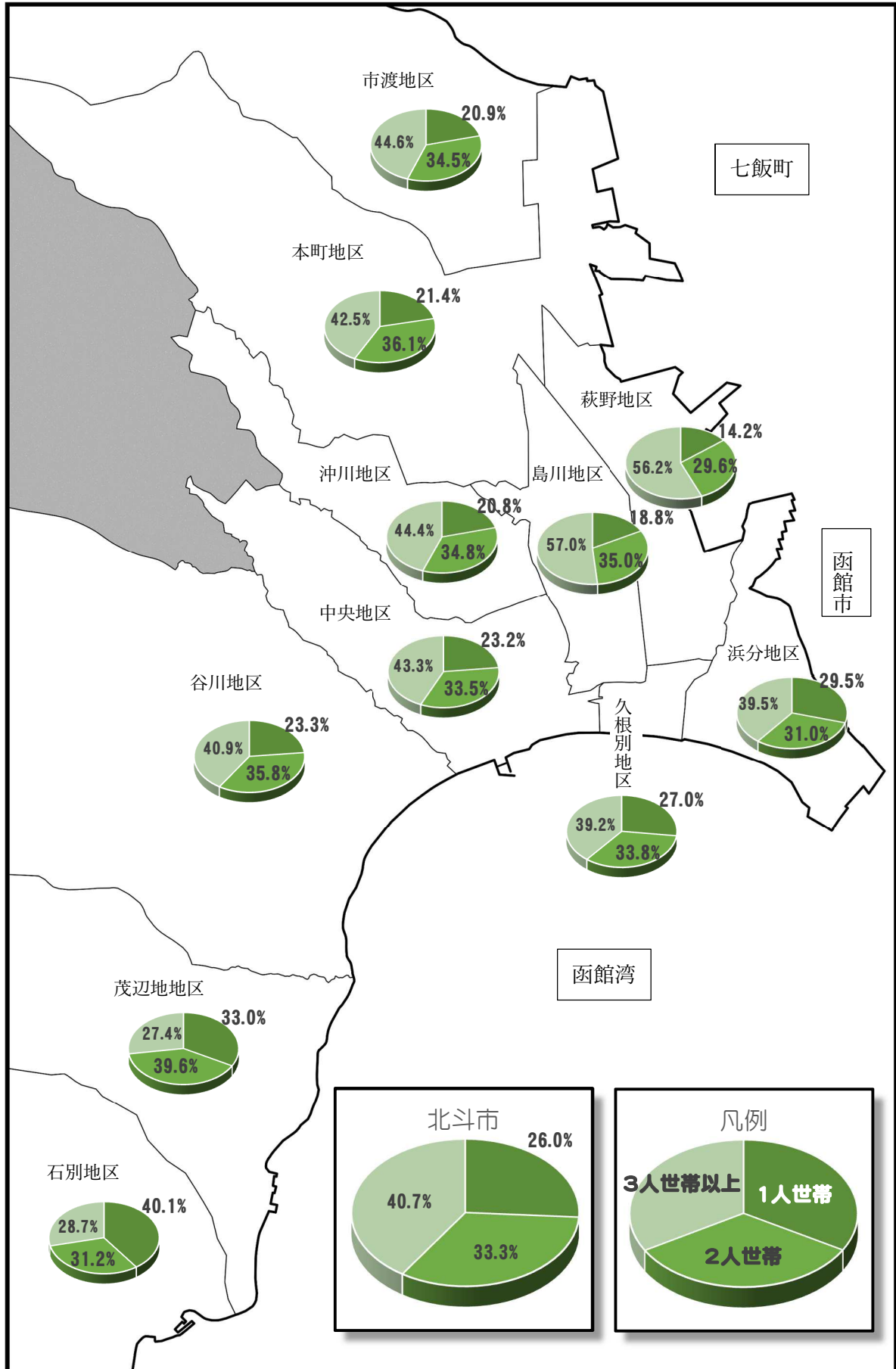
年齢（3区分）別人口の割合

（平成27年度国勢調査小地域集計結果による比較）



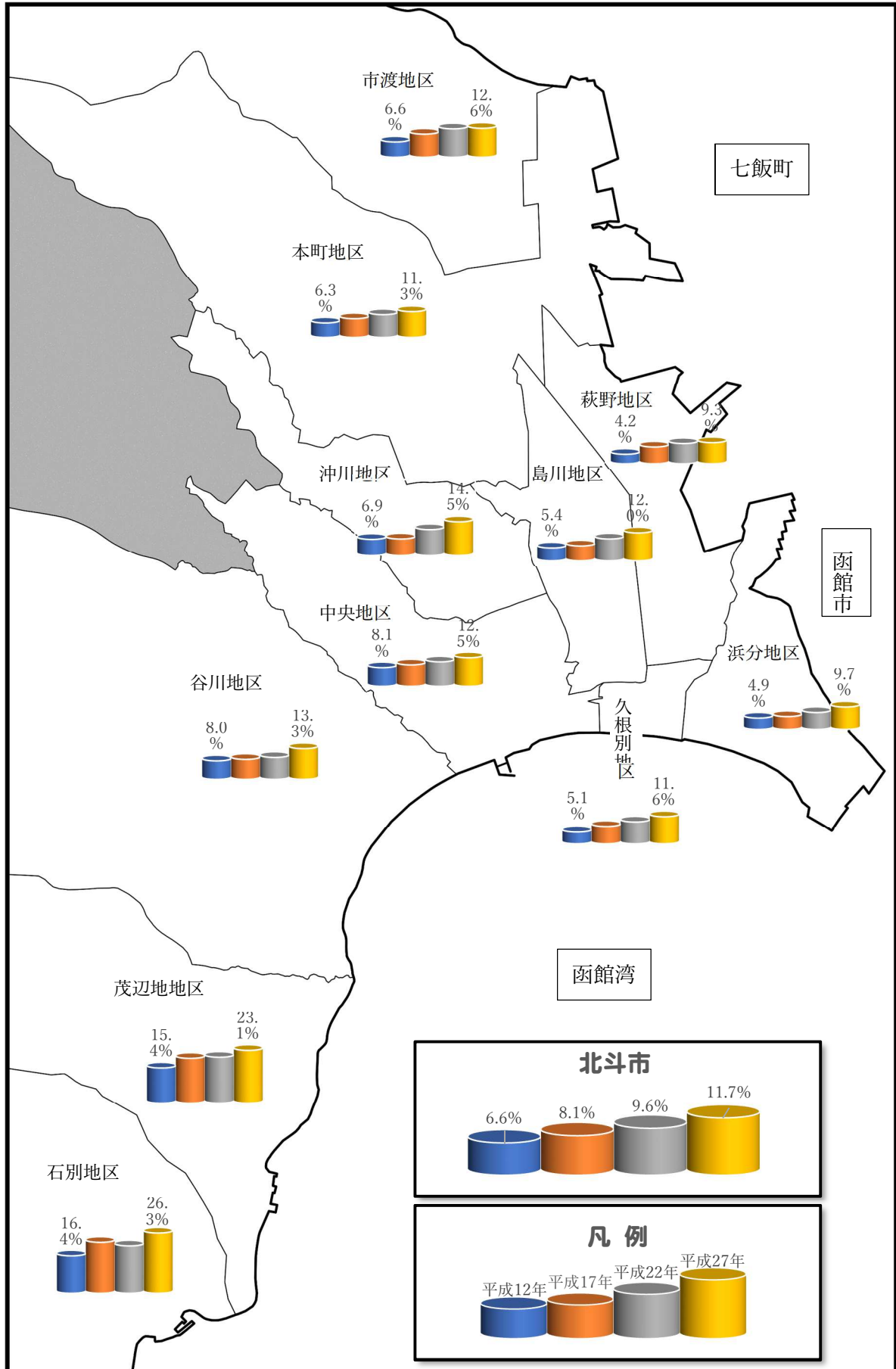
世帯人員（3区分）別世帯数の割合

（平成27年度国勢調査小地域集計結果による比較）



65歳以上の単独世帯数の割合の推移

(国勢調査小地域集計結果による比較)



浜分地区の概況

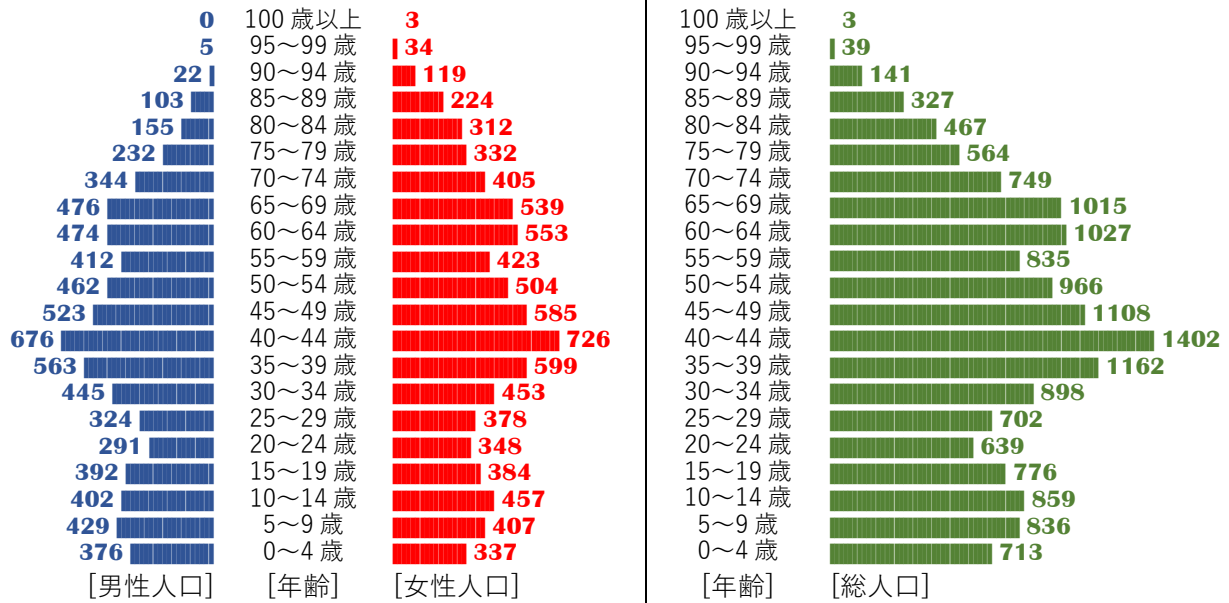
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		13,259 人	14,406 人	15,286 人	15,240 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	2,269 人	2,488 人	2,628 人	2,408 人
		割合	17.1%	17.3%	17.2%	15.8%
	15～64 歳	実数	9,194 人	9,782 人	9,914 人	9,515 人
		割合	69.3%	67.9%	64.9%	62.4%
	65 歳以上	実数	1,796 人	2,136 人	2,727 人	3,305 人
		割合	13.5%	14.8%	17.8%	21.7%
世帯数	総世帯数	4,989 世帯	5,716 世帯	6,125 世帯	6,307 世帯	
	施設等世帯数	14 世帯	14 世帯	33 世帯	22 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.6 人	2.5 人	2.4 人	2.4 人	
平均年齢※2		38.3 歳	39.4 歳	41.1 歳	43.1 歳	
	男性	36.8 歳	38.0 歳	39.5 歳	41.4 歳	
	女性	39.7 歳	40.6 歳	42.5 歳	44.7 歳	

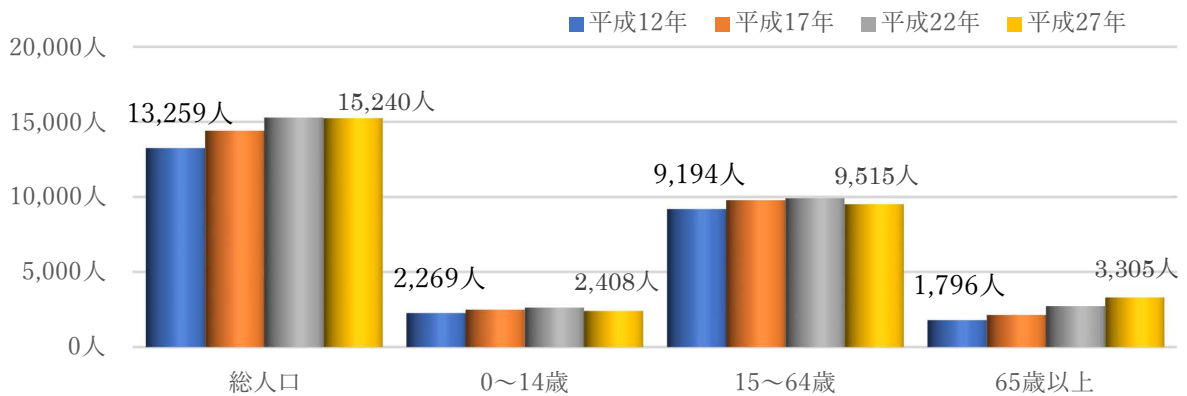
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

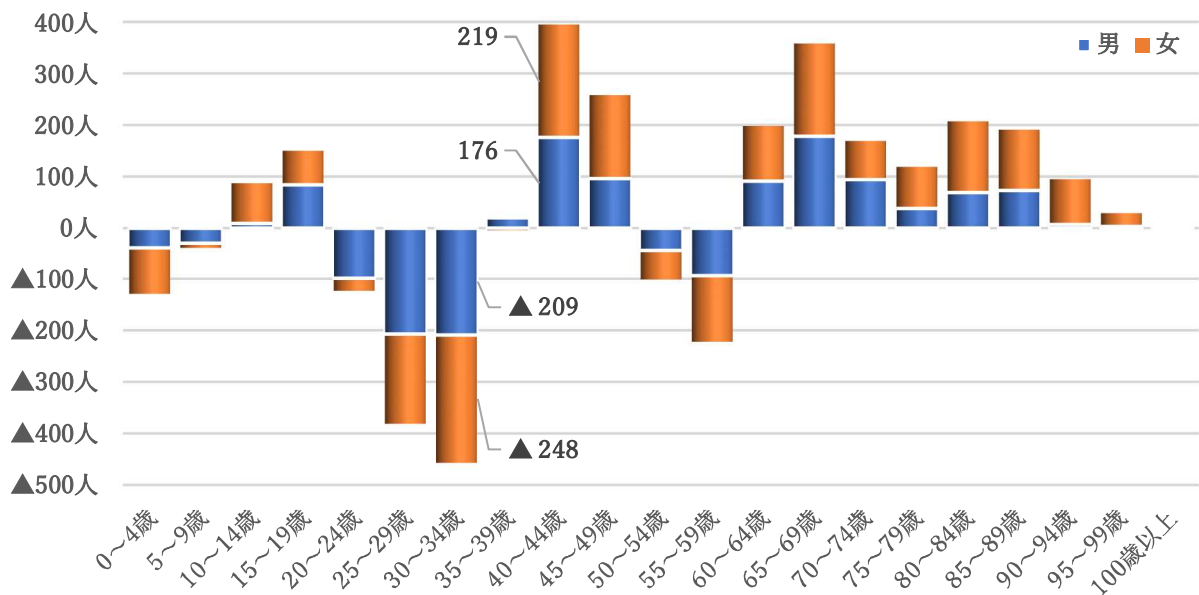
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



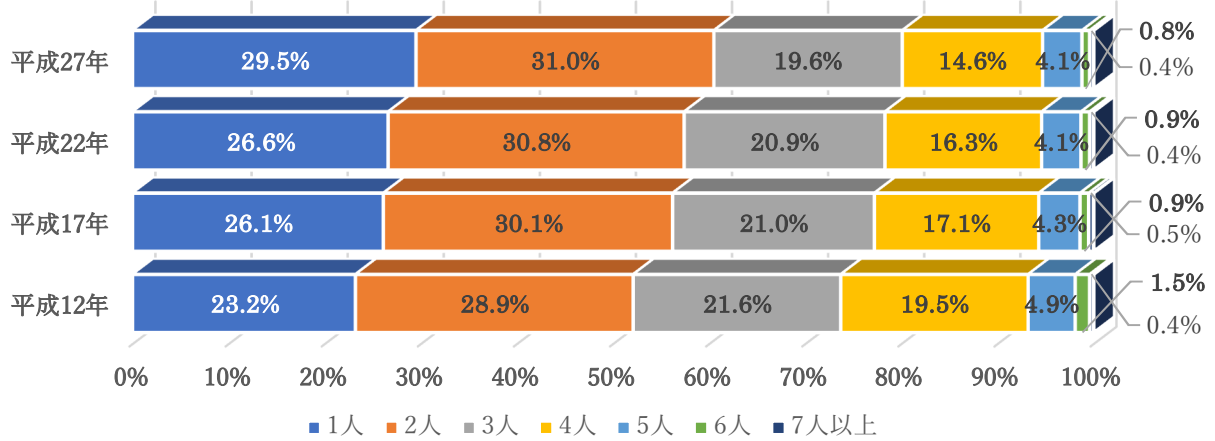
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



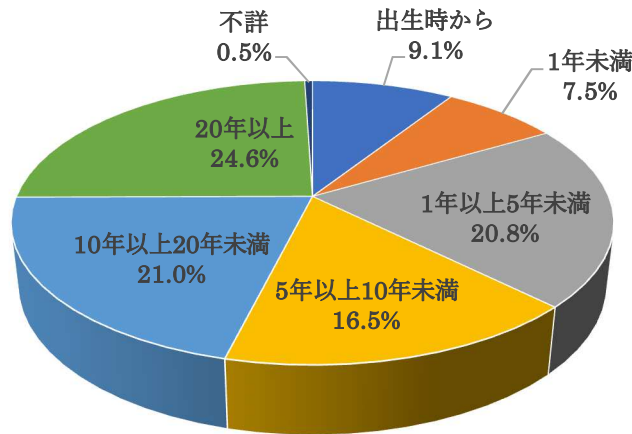
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	10,990	11,918	12,641	12,820	100.0%	1,830
	労働力人口	6,859	7,479	7,787	7,634	59.5%	775
	非労働力人口	4,119	4,254	4,654	4,682	36.5%	563
	不詳	12	185	200	504	3.9%	492
男	総数（労働力状態）	5,204	5,622	5,881	5,899	100.0%	695
	労働力人口	4,067	4,325	4,403	4,157	70.5%	90
	非労働力人口	1,134	1,161	1,367	1,454	24.6%	320
	不詳	3	136	111	288	4.9%	285
女	総数（労働力状態）	5,786	6,296	6,760	6,921	100.0%	1,135
	労働力人口	2,792	3,154	3,384	3,477	50.2%	685
	非労働力人口	2,985	3,093	3,287	3,228	46.6%	243
	不詳	9	49	89	216	3.1%	207

久根別地区の概況

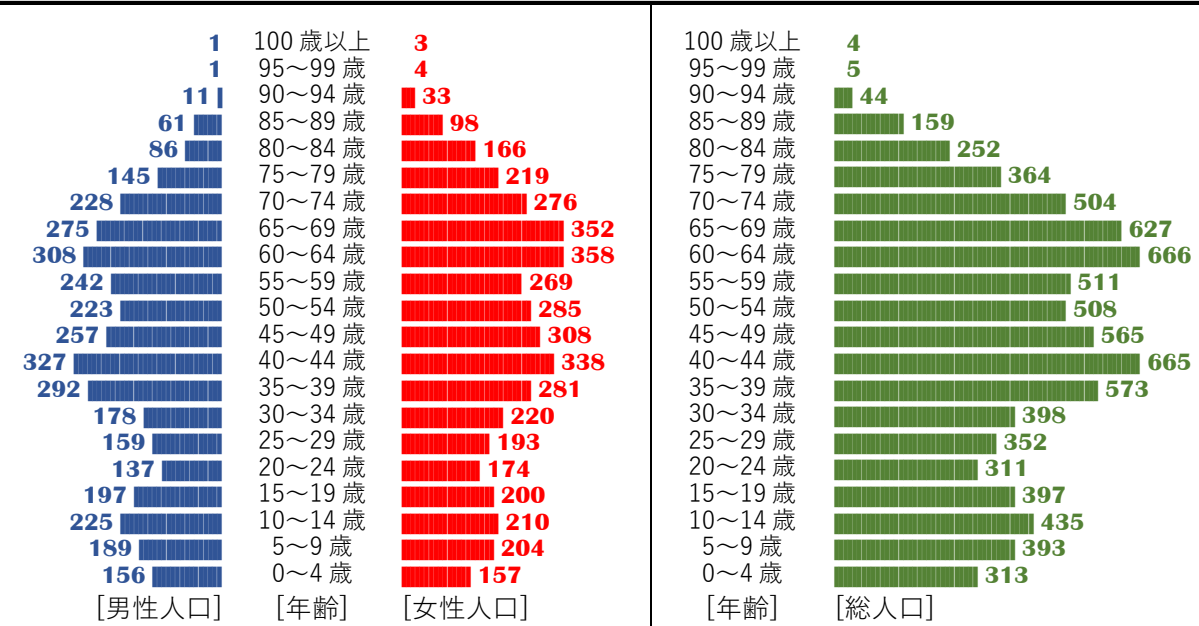
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		8,318 人	8,546 人	8,457 人	8,049 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	1,412 人	1,428 人	1,320 人	1,141 人
		割合	17.0%	16.7%	15.6%	14.2%
	15～64 歳	実数	5,697 人	5,693 人	5,459 人	4,946 人
		割合	68.5%	66.6%	64.7%	61.5%
	65 歳以上	実数	1,209 人	1,425 人	1,668 人	1,959 人
		割合	14.5%	16.7%	19.7%	24.3%
世帯数	総世帯数	3,033 世帯	3,258 世帯	3,398 世帯	3,398 世帯	
	施設等世帯数	1 世帯	1 世帯	4 世帯	5 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.7 人	2.6 人	2.5 人	2.4 人	
平均年齢※2		38.9 歳	40.7 歳	42.8 歳	45.1 歳	
	男性	37.7 歳	39.3 歳	41.3 歳	43.6 歳	
	女性	40.1 歳	41.8 歳	44.0 歳	46.3 歳	

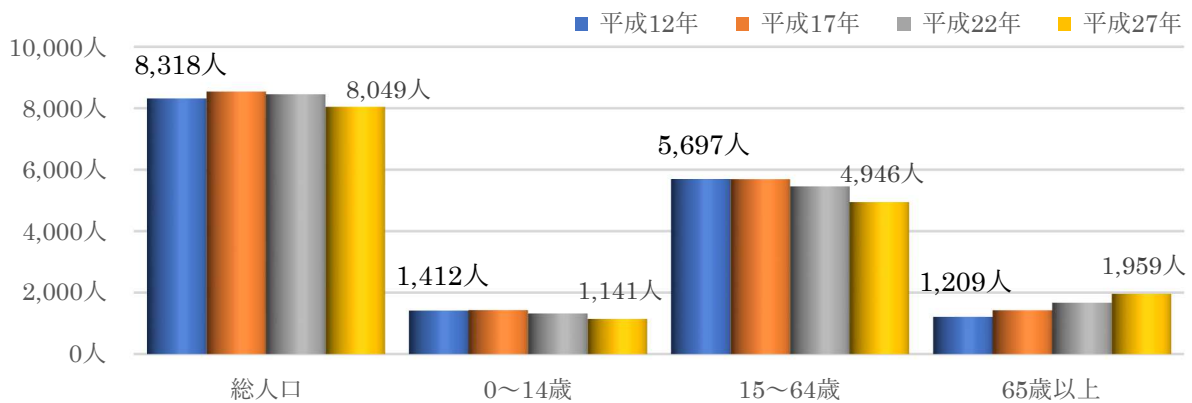
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

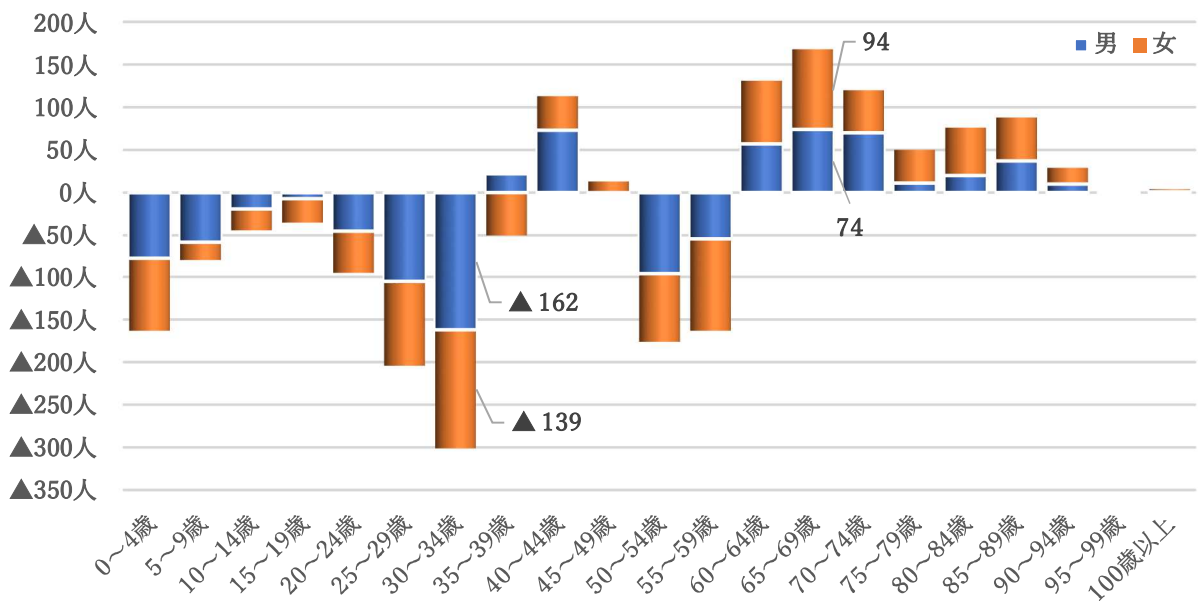
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



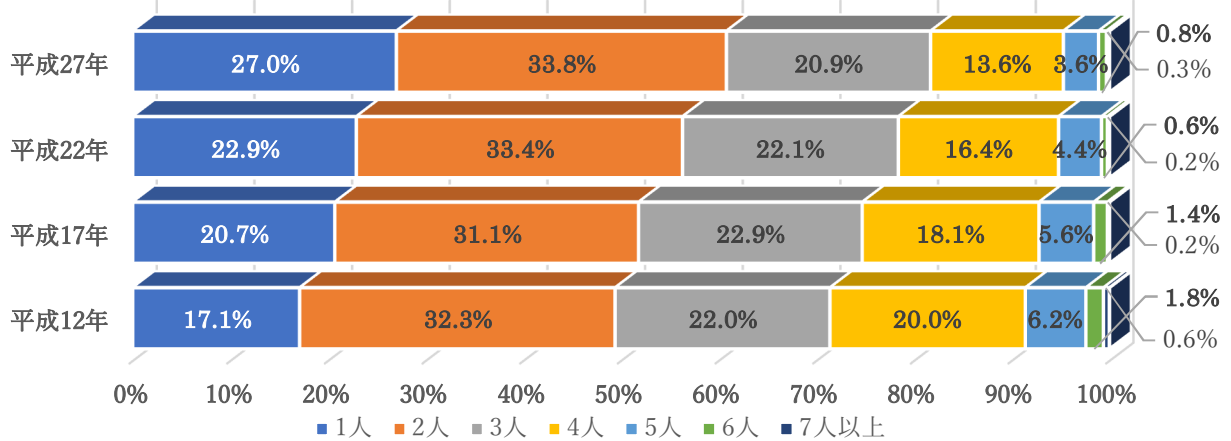
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



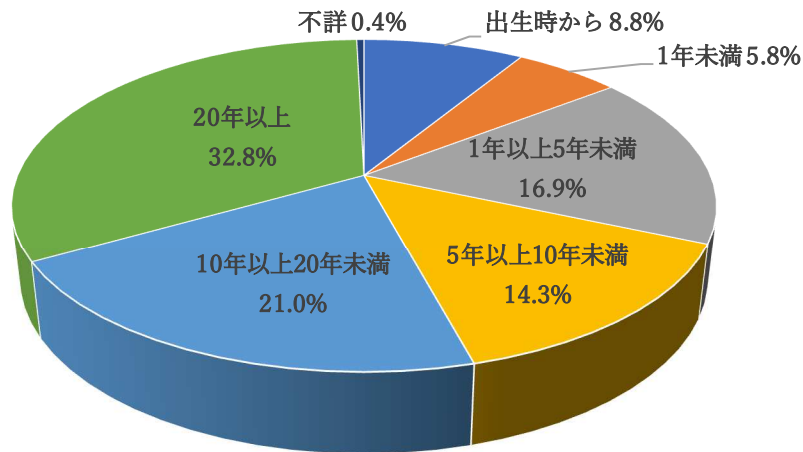
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	6,906	7,118	7,127	6,905	100.0%	△1
	労働力人口	4,145	4,258	4,185	3,956	57.3%	△189
	非労働力人口	2,751	2,804	2,846	2,679	38.8%	△72
	不詳	10	56	96	270	3.9%	260
男	総数（労働力状態）	3,176	3,224	3,264	3,128	100.0%	△48
	労働力人口	2,412	2,406	2,353	2,115	67.6%	△297
	非労働力人口	756	778	860	874	27.9%	118
	不詳	8	40	51	139	4.4%	131
女	総数（労働力状態）	3,730	3,894	3,863	3,777	100.0%	47
	労働力人口	1,733	1,852	1,832	1,841	48.7%	108
	非労働力人口	1,995	2,026	1,986	1,805	47.8%	△190
	不詳	2	16	45	131	3.5%	129

中央地区の概況

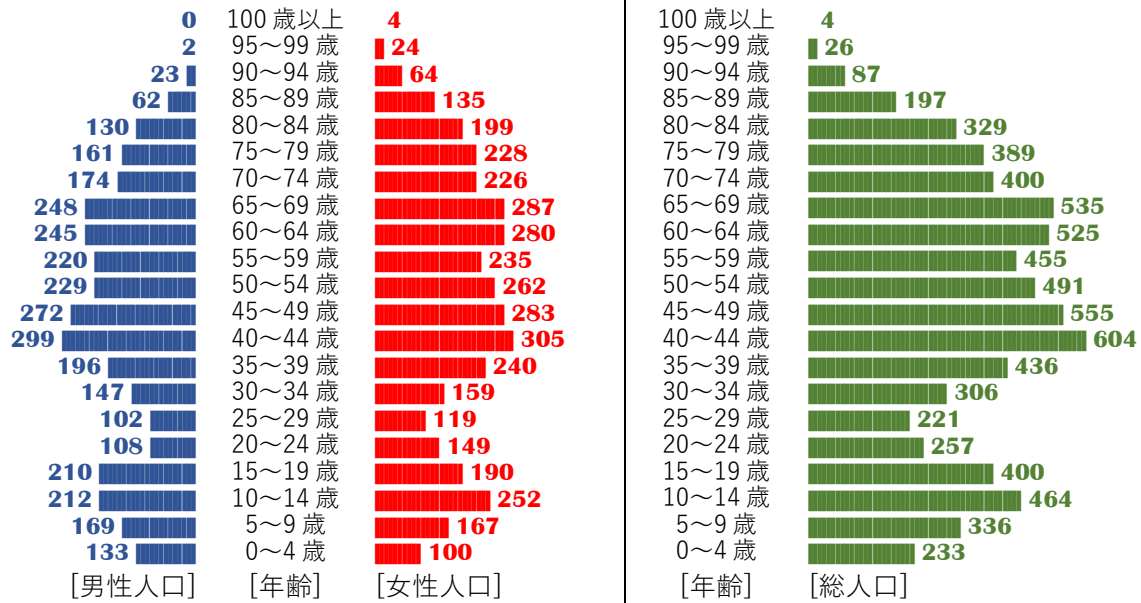
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		6,889 人	7,475 人	7,499 人	7,251 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	1,148 人	1,240 人	1,200 人	1,033 人
		割合	16.7%	16.6%	16.0%	14.2%
	15～64 歳	実数	4,397 人	4,613 人	4,530 人	4,250 人
		割合	63.8%	61.7%	60.4%	58.7%
	65 歳以上	実数	1,344 人	1,622 人	1,768 人	1,967 人
		割合	19.5%	21.7%	23.6%	27.1%
	世帯数	総世帯数	2,438 世帯	2,689 世帯	2,815 世帯	2,841 世帯
		施設等世帯数	1 世帯	4 世帯	6 世帯	5 世帯
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.8 人	2.7 人	2.6 人	2.5 人	
平均年齢※2		41.6 歳	42.7 歳	44.5 歳	46.6 歳	
	男性	40.4 歳	41.3 歳	43.0 歳	44.7 歳	
	女性	42.7 歳	44.0 歳	45.7 歳	48.2 歳	

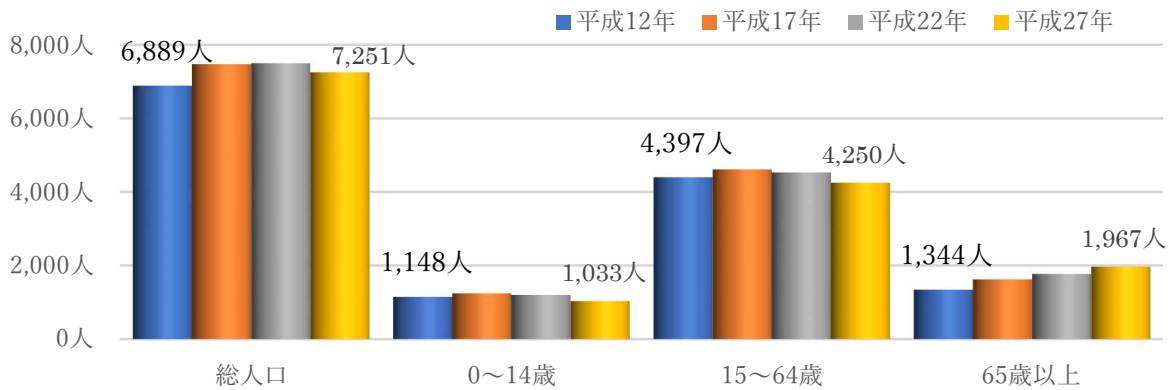
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

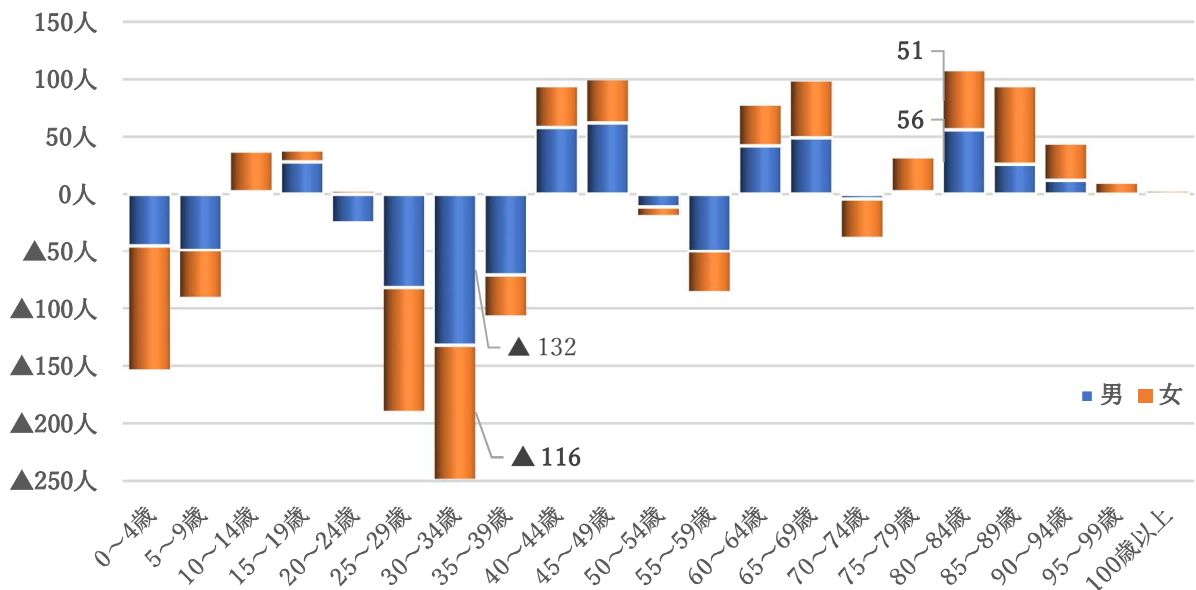
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



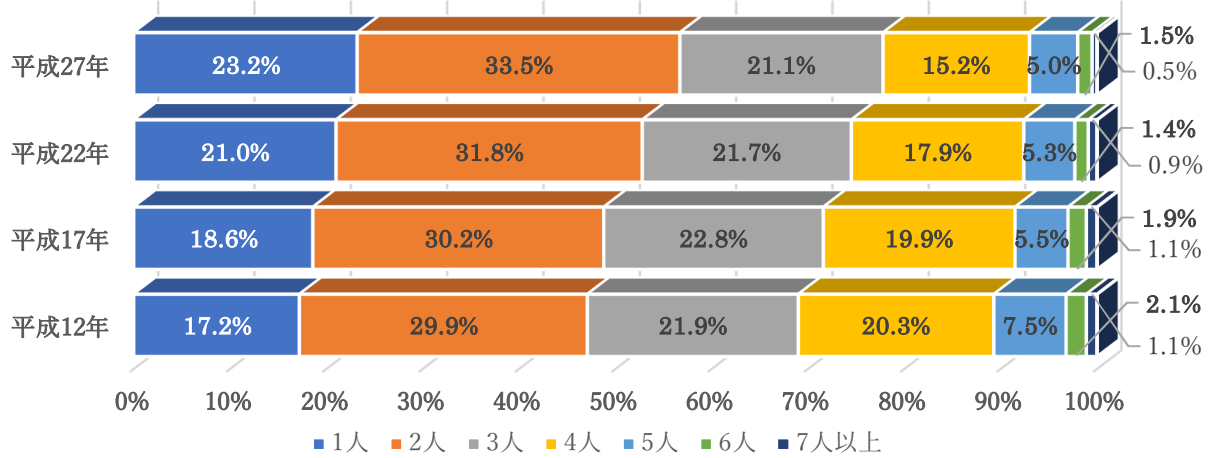
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



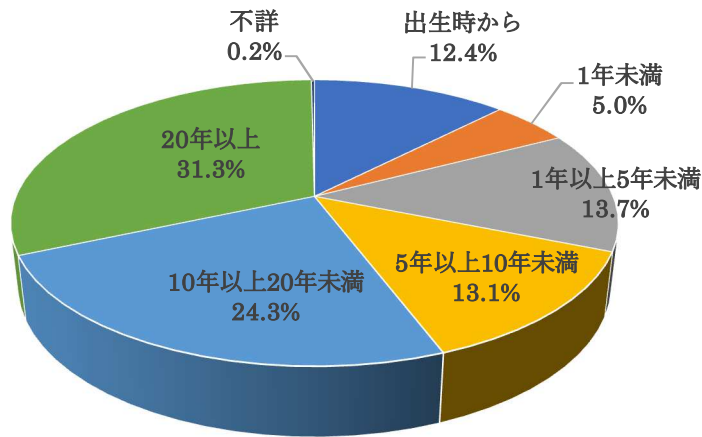
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分	H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)	
	①	②	③	④			
総数	総数（労働力状態）	5,741	6,235	6,298	6,217	100.0%	476
	労働力人口	3,327	3,637	3,705	3,581	57.6%	254
	非労働力人口	2,409	2,567	2,539	2,548	41.0%	139
	不詳	5	31	54	88	1.4%	83
男	総数（労働力状態）	2,674	2,869	2,852	2,828	100.0%	154
	労働力人口	1,956	2,092	2,048	1,917	67.8%	△39
	非労働力人口	717	757	782	867	30.7%	150
	不詳	1	20	22	44	1.6%	43
女	総数（労働力状態）	3,067	3,366	3,446	3,389	100.0%	322
	労働力人口	1,371	1,545	1,657	1,664	49.1%	293
	非労働力人口	1,692	1,810	1,757	1,681	49.6%	△11
	不詳	4	11	32	44	1.3%	40

沖川地区の概況

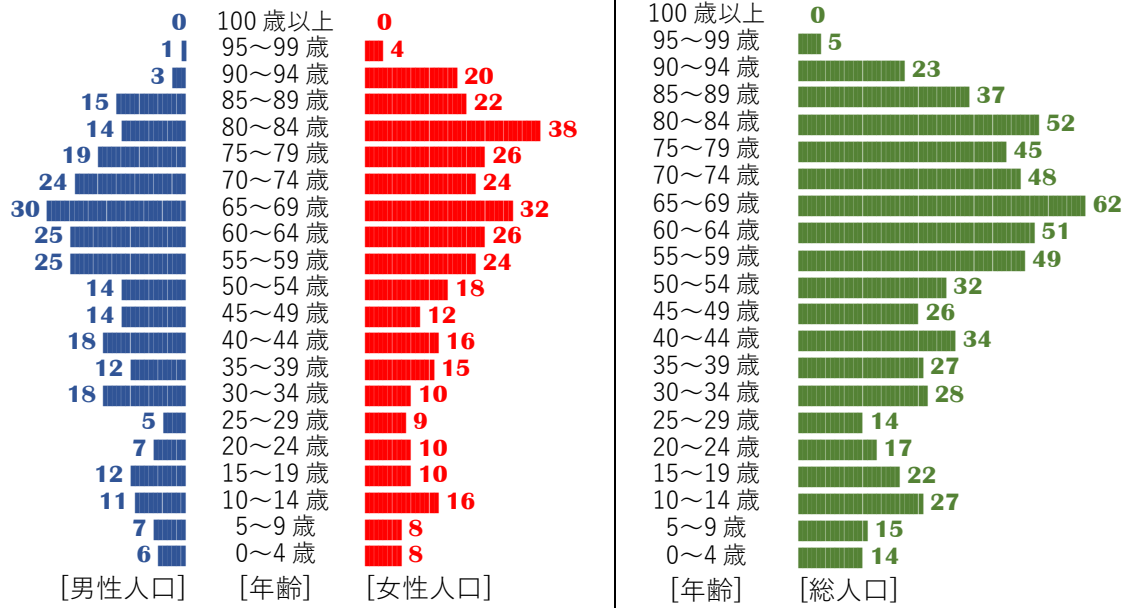
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		712 人	705 人	687 人	628 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	82 人	75 人	70 人	56 人
		割合	11.5%	10.6%	10.2%	8.9%
	15～64 歳	実数	469 人	424 人	370 人	300 人
		割合	65.9%	60.1%	53.9%	47.8%
	65 歳以上	実数	161 人	206 人	247 人	272 人
		割合	22.6%	29.2%	36.0%	43.3%
世帯数	総世帯数	218 世帯	214 世帯	218 世帯	208 世帯	
	施設等世帯数	0 世帯	1 世帯	2 世帯	1 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		3.3 人	3.2 人	3.0 人	2.7 人	
平均年齢※2		43.9 歳	47.9 歳	52.4 歳	55.4 歳	
	男性	42.4 歳	45.9 歳	49.7 歳	52.9 歳	
	女性	45.2 歳	49.8 歳	54.8 歳	57.5 歳	

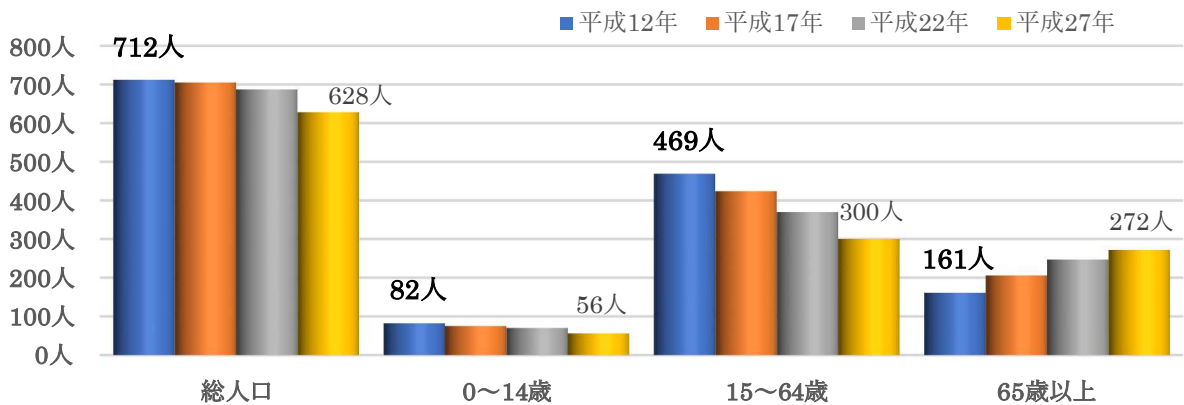
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

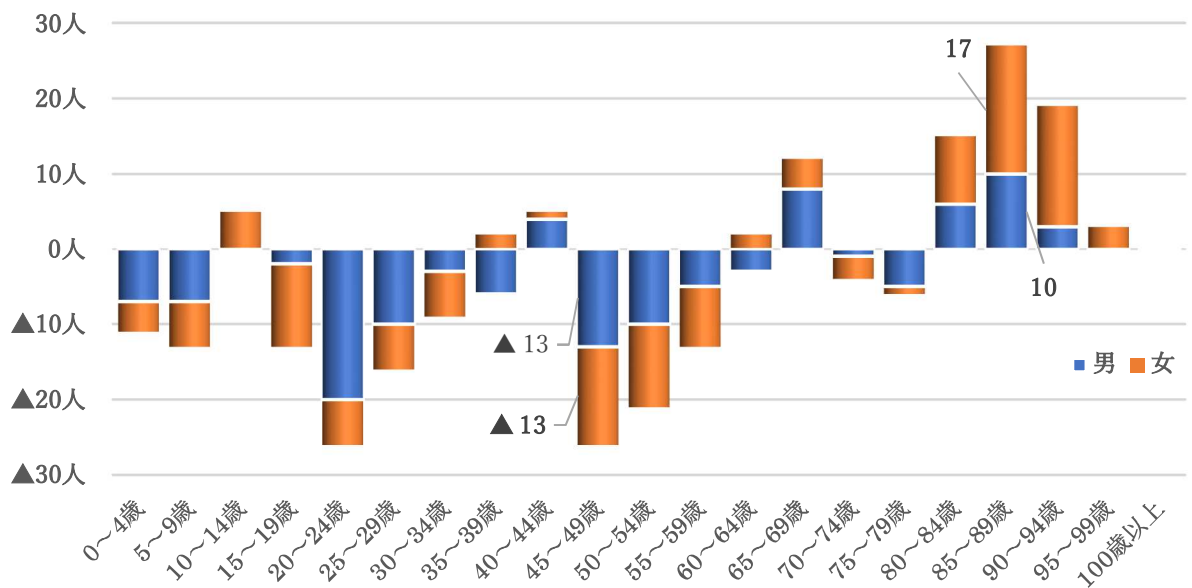
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



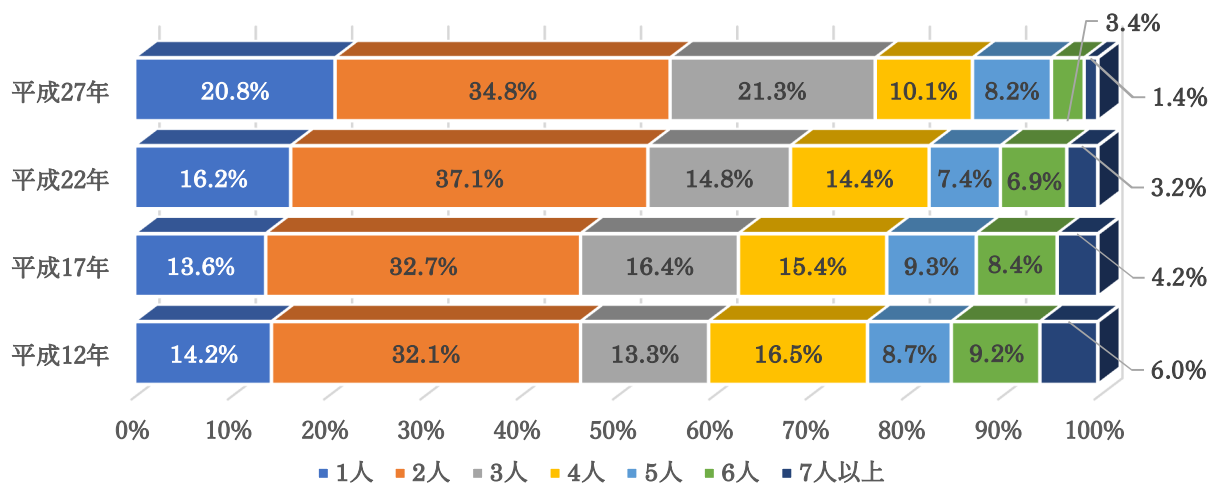
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



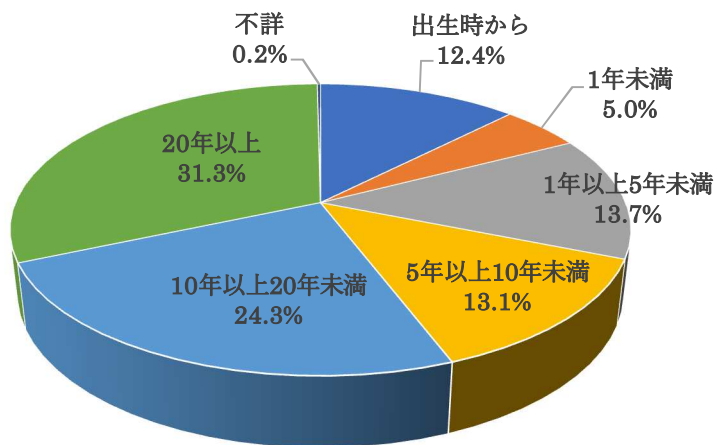
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	630	617	630	572	100.0%	△58
	労働力人口	398	378	408	337	58.9%	△61
	非労働力人口	230	232	217	231	40.4%	1
	不詳	2	7	5	4	0.7%	2
男	総数（労働力状態）	302	283	303	256	100.0%	△46
	労働力人口	226	210	232	183	71.5%	△43
	非労働力人口	75	70	69	71	27.7%	△4
	不詳	1	3	2	2	0.8%	1
女	総数（労働力状態）	328	334	327	316	100.0%	△12
	労働力人口	172	168	176	154	48.7%	△18
	非労働力人口	155	162	148	160	50.6%	5
	不詳	1	4	3	2	0.6%	1

谷好地区の概況

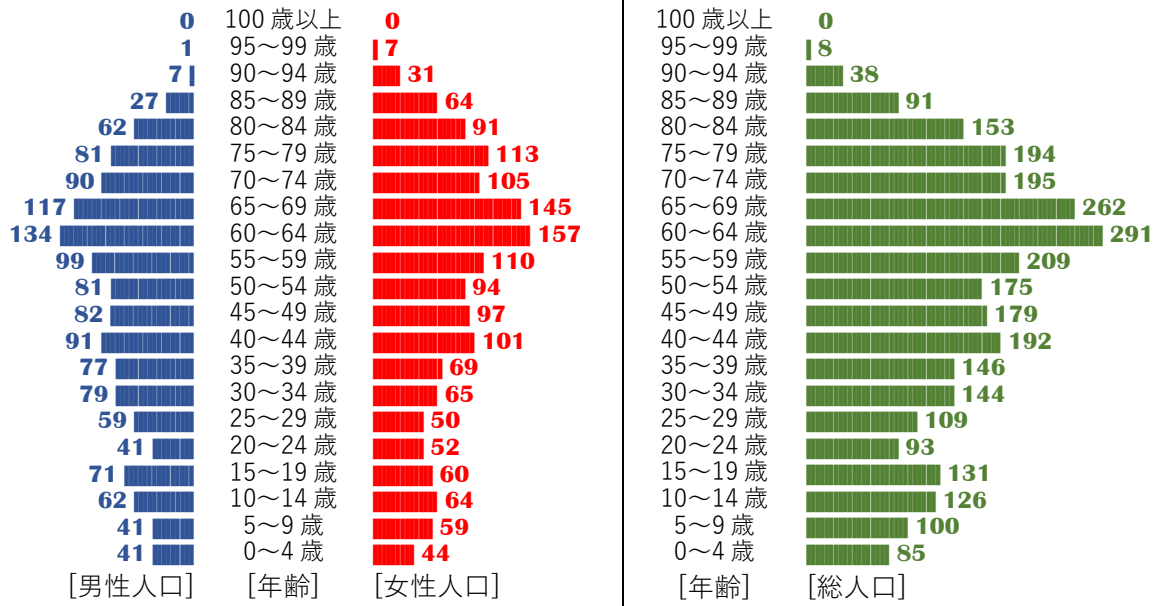
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		3,553 人	3,306 人	3,132 人	2,921 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	592 人	458 人	369 人	311 人
		割合	16.7%	13.9%	11.8%	10.6%
	15～64 歳	実数	2,294 人	2,053 人	1,890 人	1,669 人
		割合	64.6%	62.1%	60.3%	57.1%
	65 歳以上	実数	667 人	795 人	873 人	941 人
		割合	18.8%	24.0%	27.9%	32.2%
世帯数	総世帯数	1,237 世帯	1,191 世帯	1,192 世帯	1,155 世帯	
	施設等世帯数	0 世帯	1 世帯	3 世帯	7 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.9 人	2.7 人	2.6 人	2.5 人	
平均年齢※2		41.0 歳	45.2 歳	48.2 歳	50.1 歳	
	男性	39.1 歳	43.0 歳	46.1 歳	48.3 歳	
	女性	42.8 歳	47.1 歳	50.0 歳	51.7 歳	

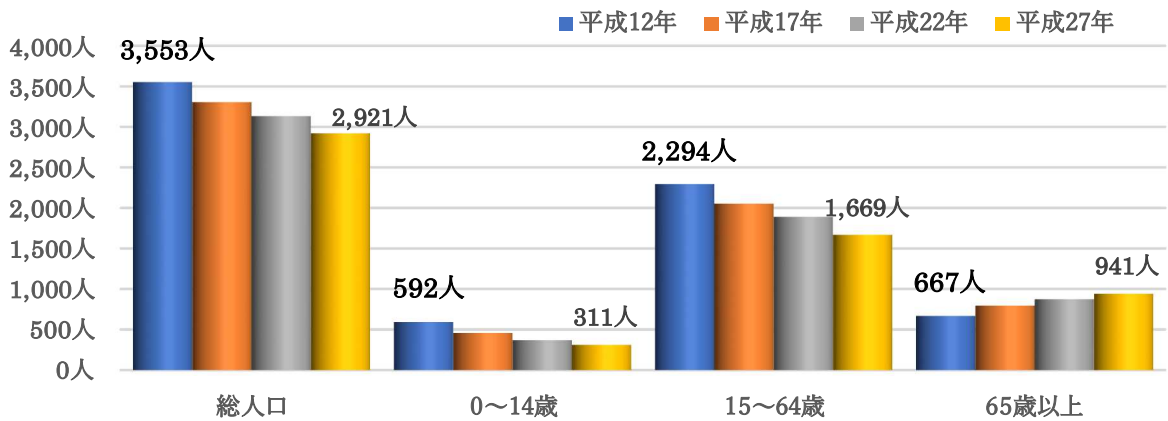
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

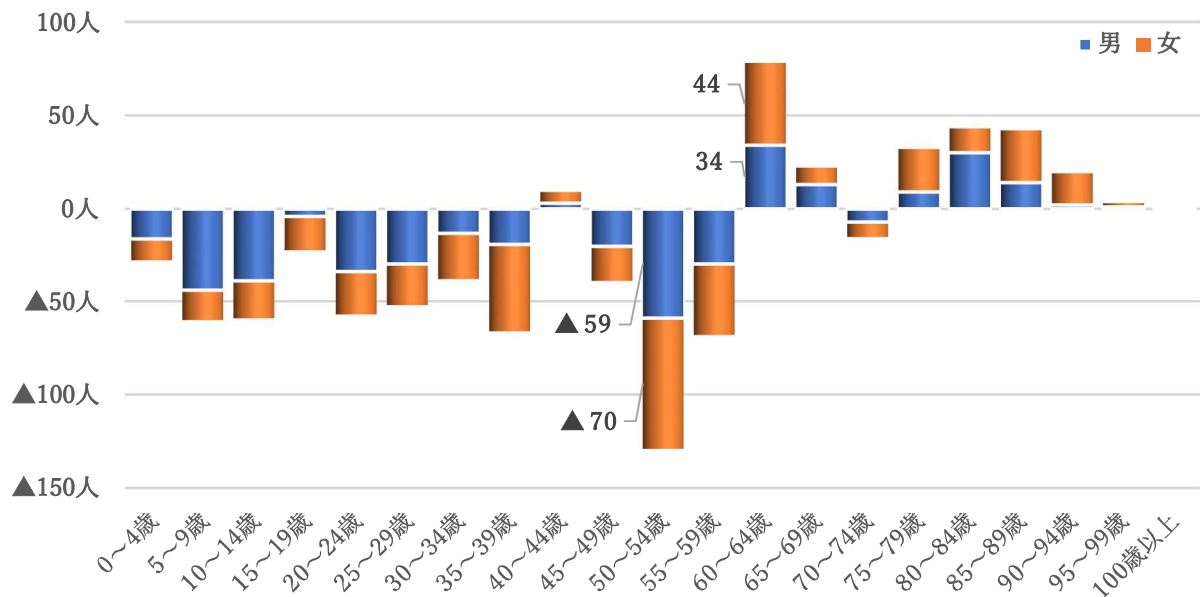
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



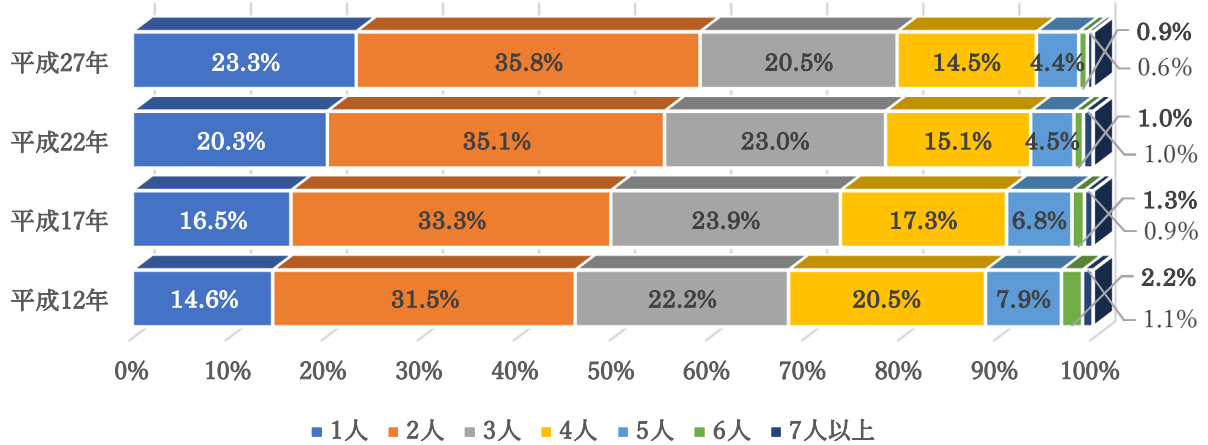
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



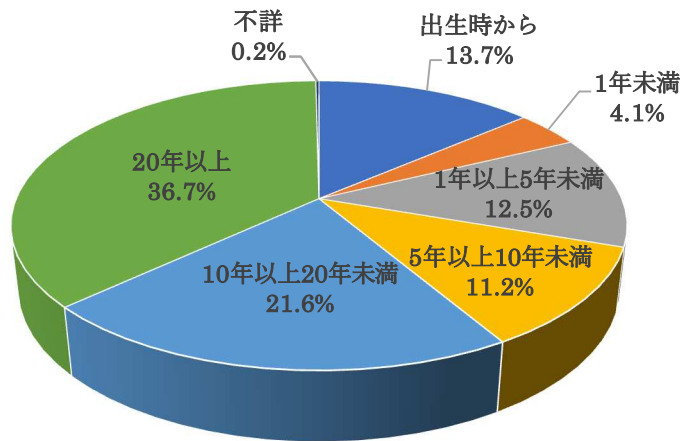
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	2,961	2,848	2,763	2,610	100.0%	△351
	労働力人口	1,705	1,656	1,539	1,445	55.4%	△260
	非労働力人口	1,252	1,179	1,188	1,131	43.3%	△121
	不詳	4	13	36	34	1.3%	30
男	総数（労働力状態）	1,370	1,309	1,269	1,199	100.0%	△171
	労働力人口	1,007	942	845	798	66.6%	△209
	非労働力人口	363	357	404	388	32.4%	25
	不詳	-	10	20	13	1.1%	13
女	総数（労働力状態）	1,591	1,539	1,494	1,411	100.0%	△180
	労働力人口	698	714	694	647	45.9%	△51
	非労働力人口	889	822	784	743	52.7%	△146
	不詳	4	3	16	21	1.5%	17

茂辺地地区の概況

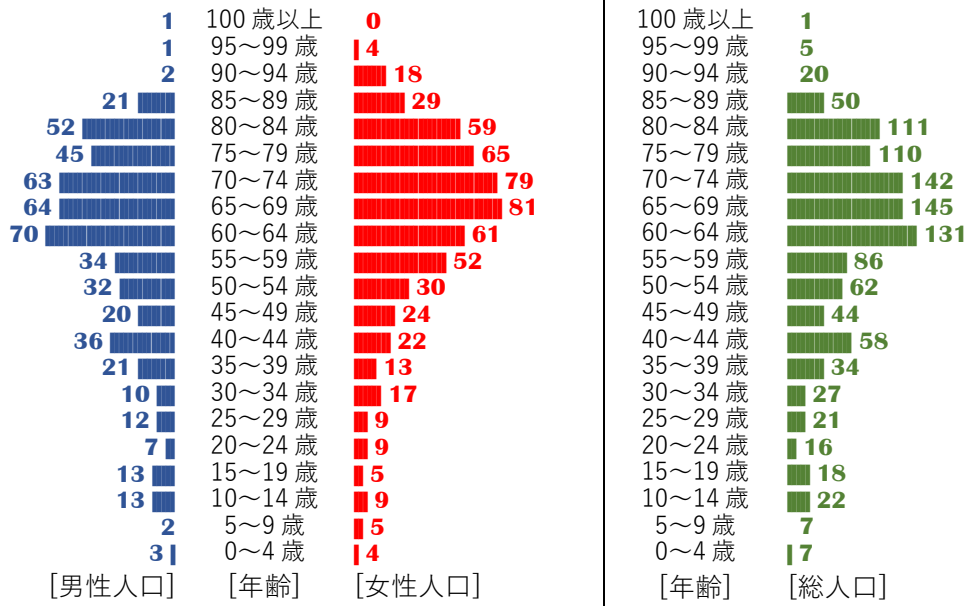
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		1,633 人	1,544 人	1,298 人	1,117 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	120 人	103 人	50 人	36 人
		割合	7.3%	6.7%	3.9%	3.2%
	15～64 歳	実数	984 人	877 人	680 人	497 人
		割合	60.3%	56.8%	52.4%	44.5%
	65 歳以上	実数	528 人	564 人	568 人	584 人
		割合	32.3%	36.5%	43.8%	52.3%
世帯数	総世帯数	682 世帯	668 世帯	592 世帯	537 世帯	
	施設等世帯数	1 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.5 人	2.3 人	2.2 人	2.1 人	
平均年齢※2		50.9 歳	53.8 歳	58.1 歳	61.5 歳	
	男性	49.1 歳	52.1 歳	56.2 歳	59.7 歳	
	女性	52.5 歳	55.2 歳	59.8 歳	63.2 歳	

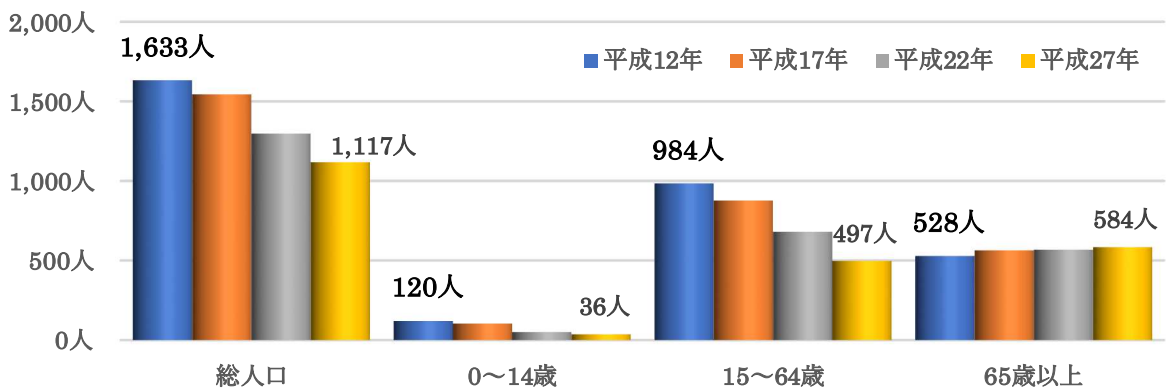
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

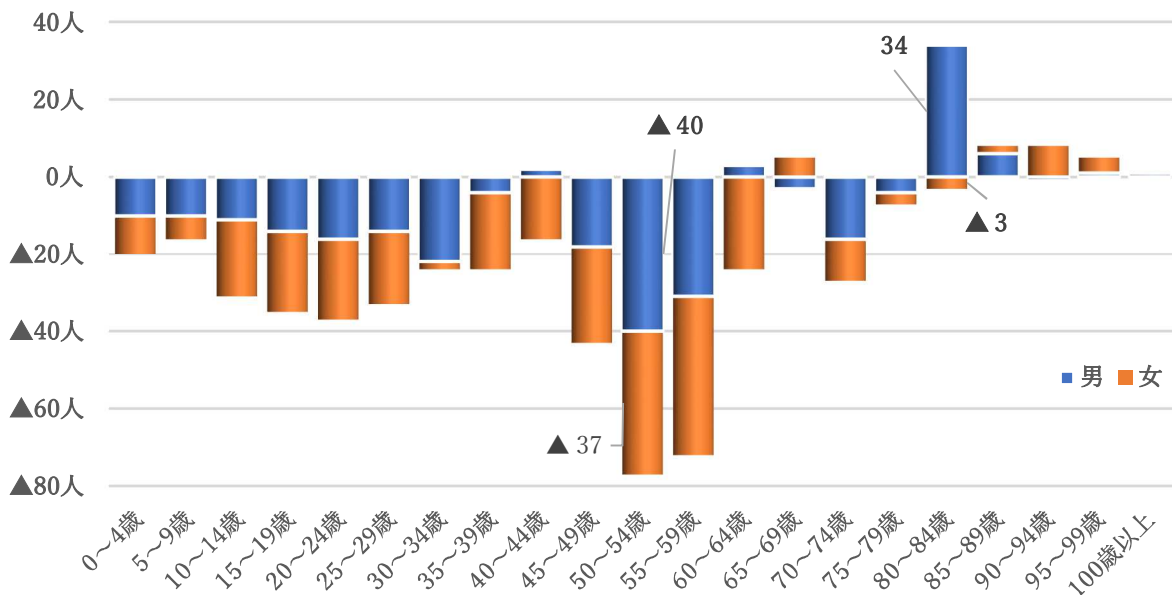
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



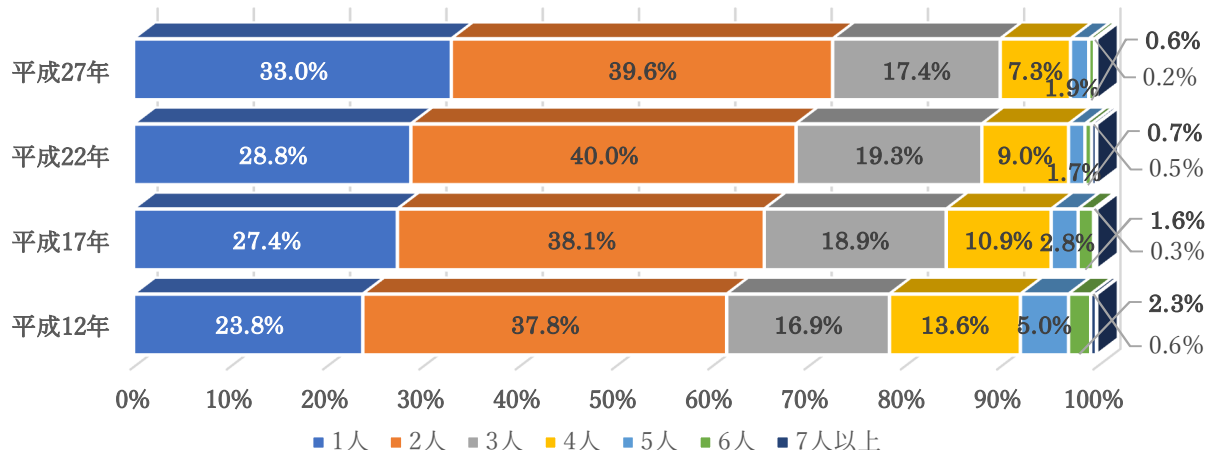
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



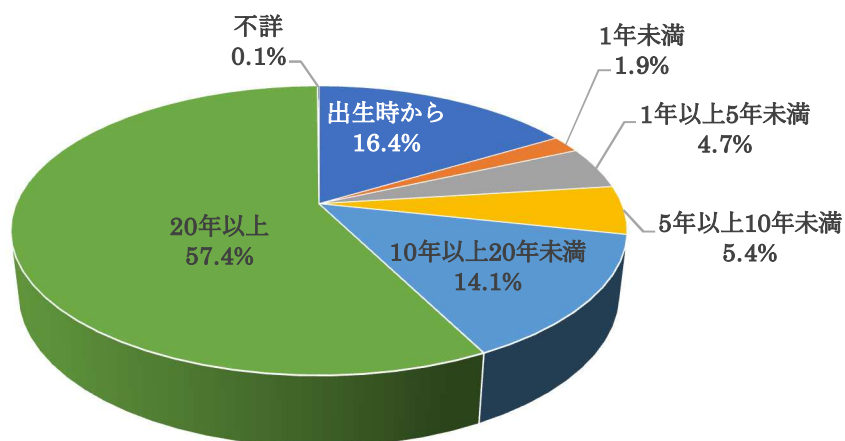
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	1,571	1,441	1,248	1,081	100.0%	△490
	労働力人口	797	737	635	476	44.0%	△321
	非労働力人口	771	697	610	596	55.1%	△175
	不詳	3	7	3	9	0.8%	6
男	総数（労働力状態）	706	640	569	504	100.0%	△202
	労働力人口	465	409	365	275	54.6%	△190
	非労働力人口	239	226	204	223	44.2%	△16
	不詳	2	5	-	6	1.2%	4
女	総数（労働力状態）	865	801	679	577	100.0%	△288
	労働力人口	332	328	270	201	34.8%	△131
	非労働力人口	532	471	406	373	64.6%	△159
	不詳	1	2	3	3	0.5%	2

石別地区の概況

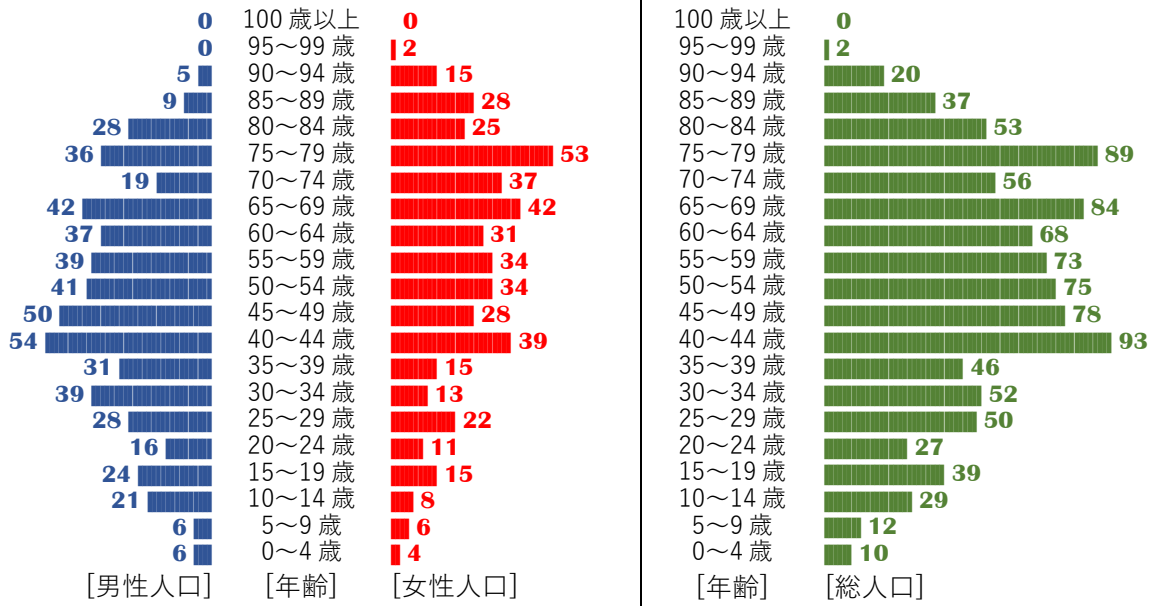
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		1,351 人	1,276 人	1,112 人	993 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	121 人	103 人	79 人	51 人
		割合	9.0%	8.1%	7.1%	5.1%
	15～64 歳	実数	883 人	782 人	672 人	601 人
		割合	65.4%	61.3%	60.4%	60.5%
	65 歳以上	実数	347 人	391 人	361 人	341 人
		割合	25.7%	30.6%	32.5%	34.3%
世帯数	総世帯数	345 世帯	337 世帯	340 世帯	283 世帯	
	施設等世帯数	27 世帯	27 世帯	50 世帯	21 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.3 人	2.2 人	2.2 人	2.1 人	
平均年齢※2		45.4 歳	47.8 歳	50.7 歳	52.8 歳	
	男性	41.6 歳	44.5 歳	47.6 歳	49.0 歳	
	女性	49.5 歳	51.6 歳	54.4 歳	57.2 歳	

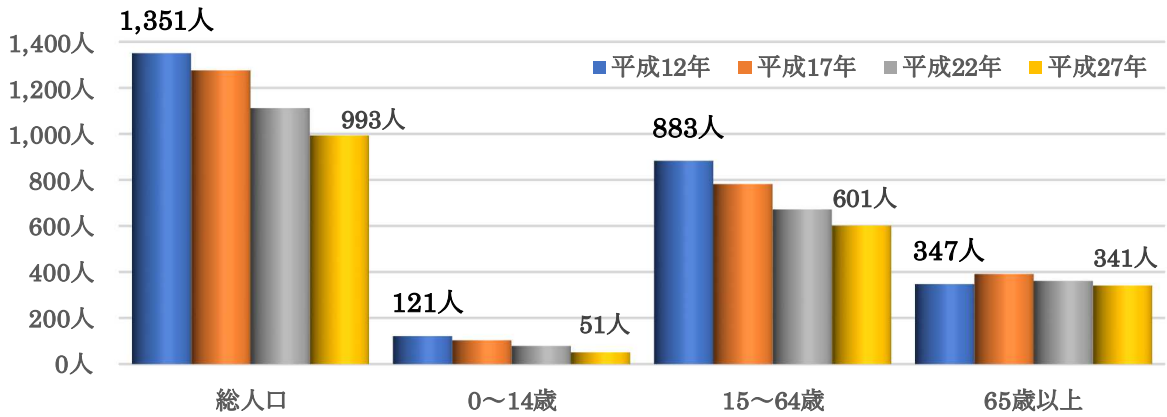
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

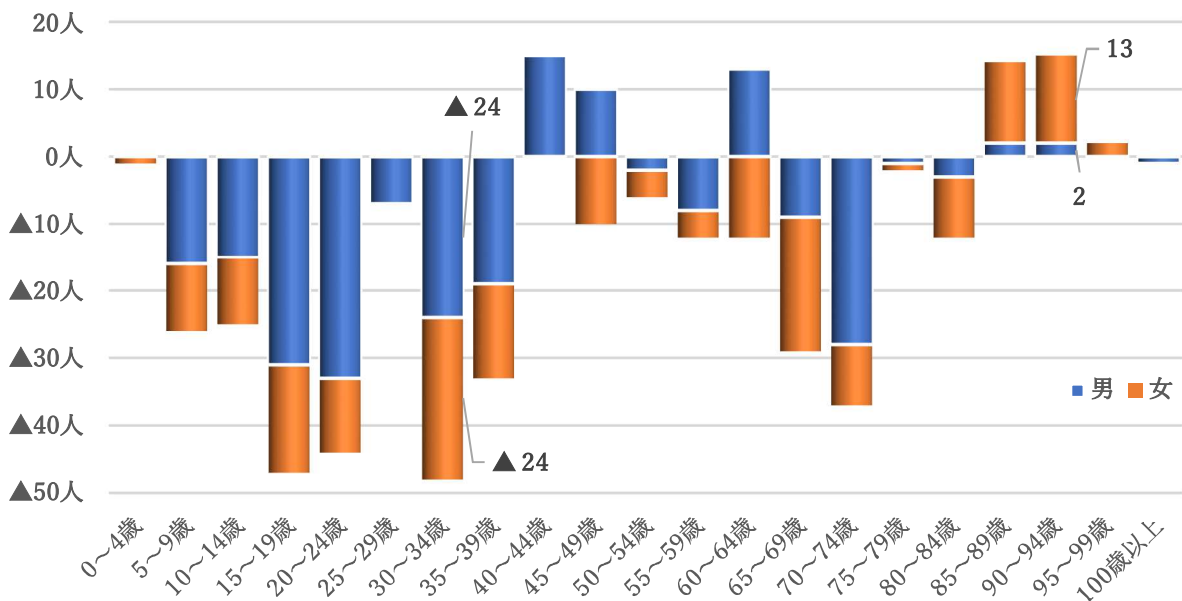
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



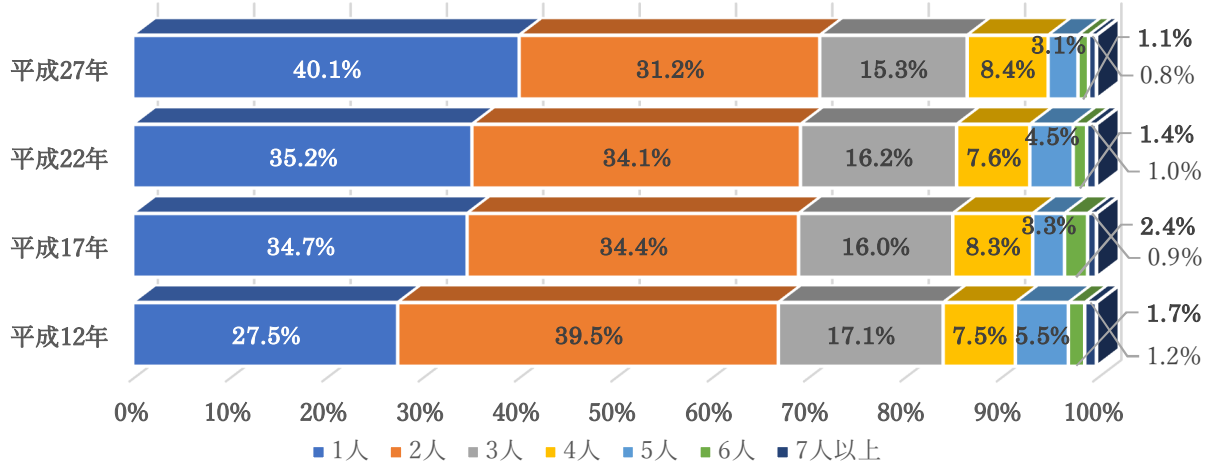
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



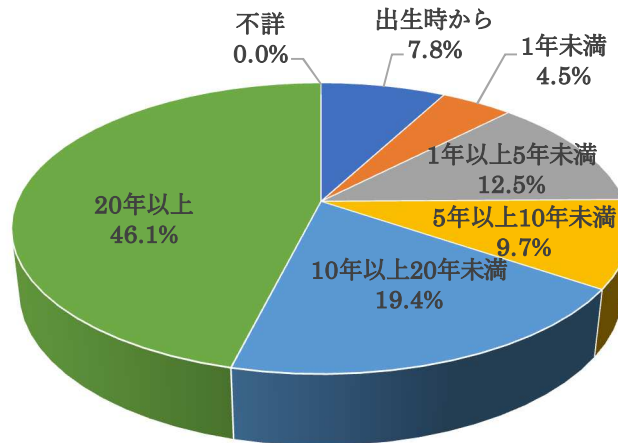
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成 27 年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27		比較 (④-①)
		①	②	③	④	割合	
総数	総数（労働力状態）	1,230	1,173	1,033	942	100.0%	△288
	労働力人口	351	420	269	247	26.2%	△104
	非労働力人口	877	751	761	690	73.2%	△187
	不詳	2	2	3	5	0.5%	3
男	総数（労働力状態）	630	622	550	498	100.0%	△132
	労働力人口	183	221	157	133	26.7%	△50
	非労働力人口	446	399	391	364	73.1%	△82
	不詳	1	2	2	1	0.2%	-
女	総数（労働力状態）	600	551	483	444	100.0%	△156
	労働力人口	168	199	112	114	25.7%	△54
	非労働力人口	431	352	370	326	73.4%	△105
	不詳	1	-	1	4	0.9%	3

本町地区の概況

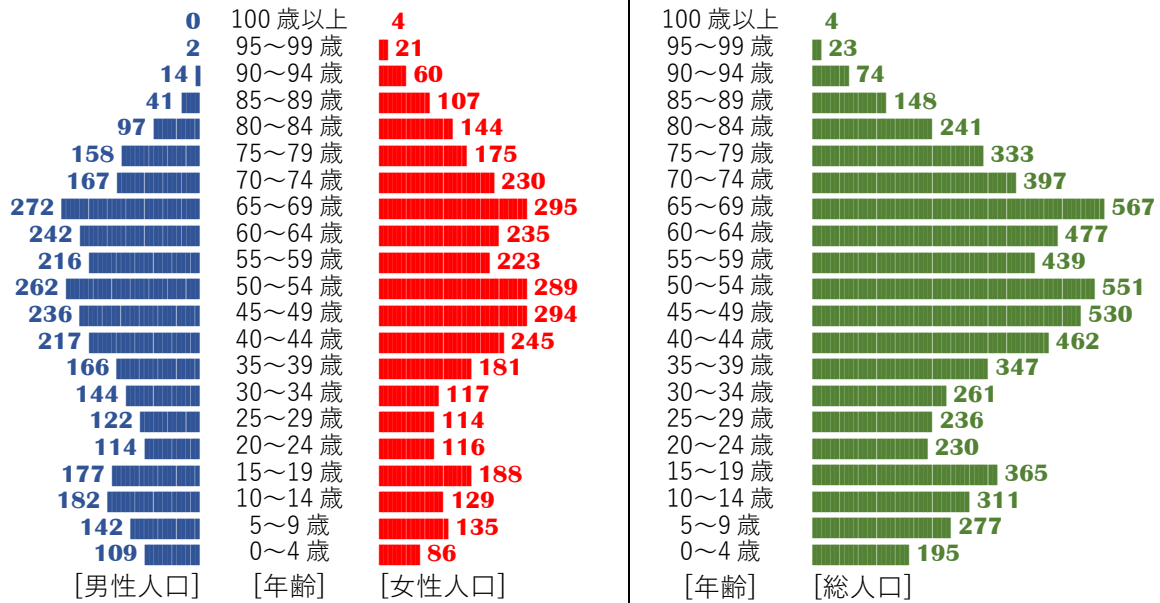
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		7,060 人	6,850 人	6,594 人	6,469 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	1,294 人	1,097 人	932 人	783 人
		割合	18.3%	16.0%	14.1%	12.1%
	15～64 歳	実数	4,607 人	4,421 人	4,203 人	3,898 人
		割合	65.3%	64.5%	63.7%	60.3%
	65 歳以上	実数	1,159 人	1,332 人	1,459 人	1,787 人
		割合	16.4%	19.4%	22.1%	27.6%
	世帯数	総世帯数	2,295 世帯	2,361 世帯	2,386 世帯	2,480 世帯
		施設等世帯数	6 世帯	6 世帯	8 世帯	8 世帯
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.9 人	2.8 人	2.7 人	2.5 人	
平均年齢※2		39.9 歳	42.5 歳	44.6 歳	47.4 歳	
	男性	38.4 歳	40.7 歳	42.8 歳	45.3 歳	
	女性	41.3 歳	44.2 歳	46.3 歳	49.4 歳	

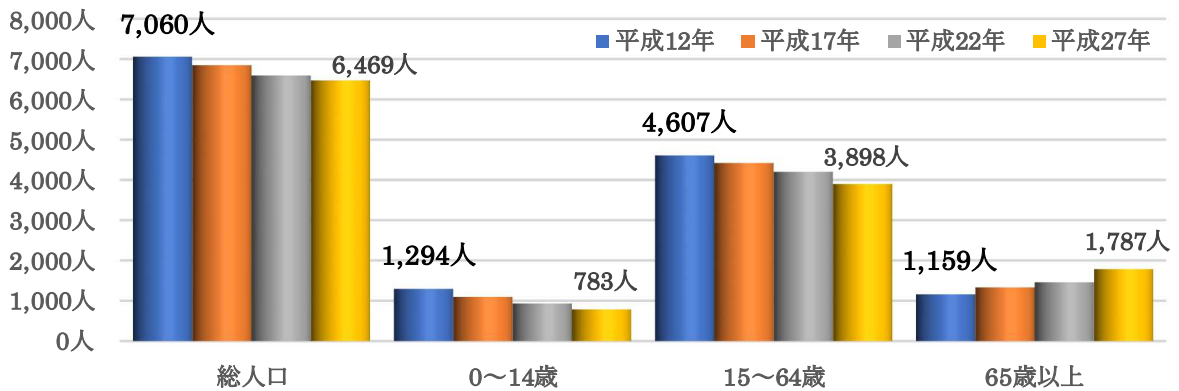
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

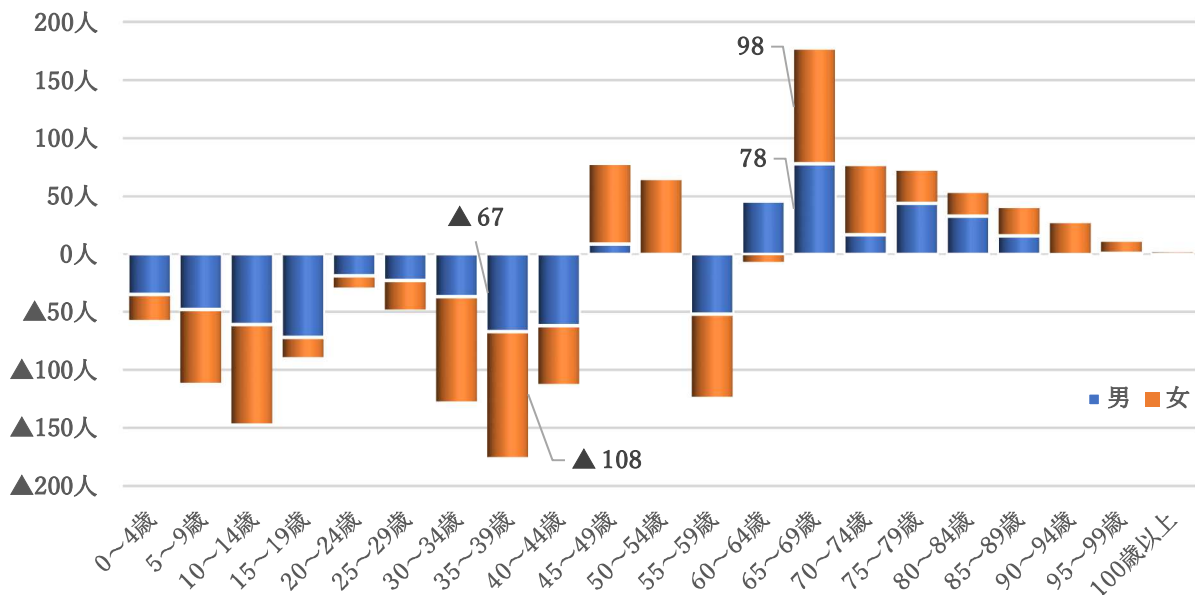
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



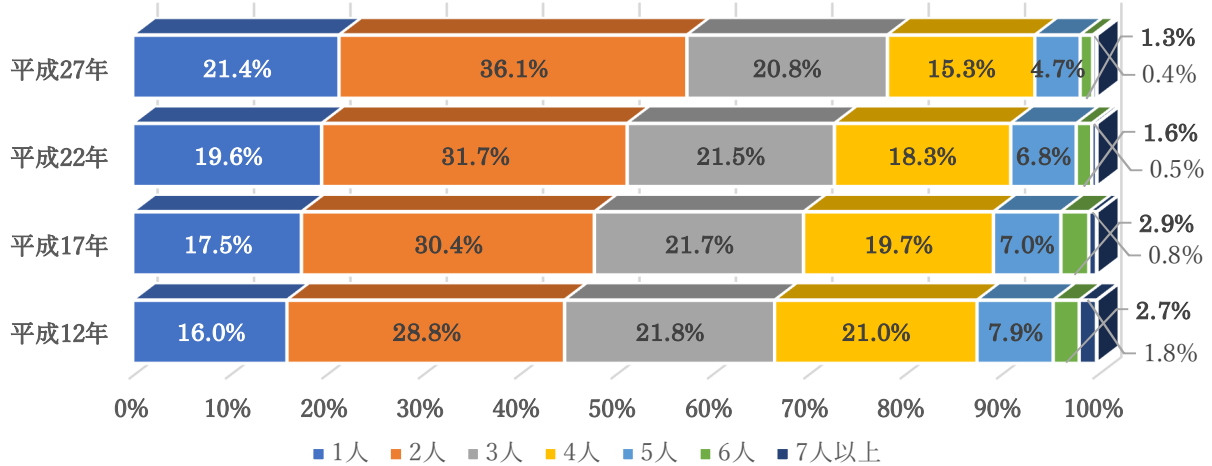
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



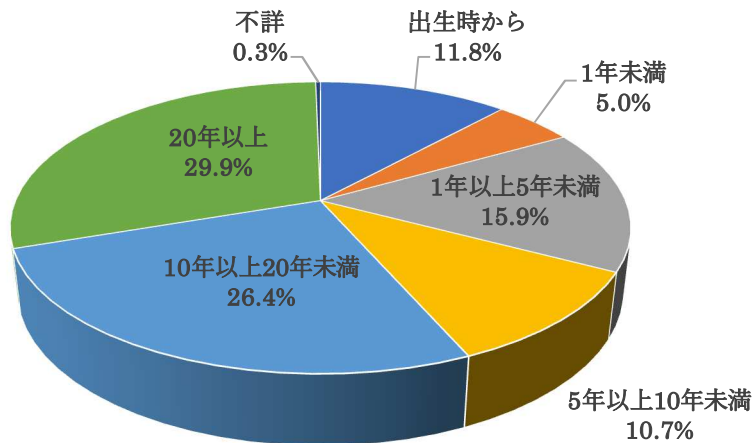
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	5,753	5,707	5,662	5,685	100.0%	△68
	労働力人口	3,453	3,554	3,395	3,309	58.2%	△144
	非労働力人口	2,279	2,153	2,247	2,246	39.5%	△33
	不詳	21	-	20	130	2.3%	109
男	総数（労働力状態）	2,737	2,729	2,659	2,647	100.0%	△90
	労働力人口	2,003	2,067	1,902	1,815	68.6%	△188
	非労働力人口	719	662	747	768	29.0%	49
	不詳	15	-	10	64	2.4%	49
女	総数（労働力状態）	3,016	2,978	3,003	3,038	100.0%	22
	労働力人口	1,450	1,487	1,493	1,494	49.2%	44
	非労働力人口	1,560	1,491	1,500	1,478	48.7%	△82
	不詳	6	-	10	66	2.2%	60

市渡地区の概況

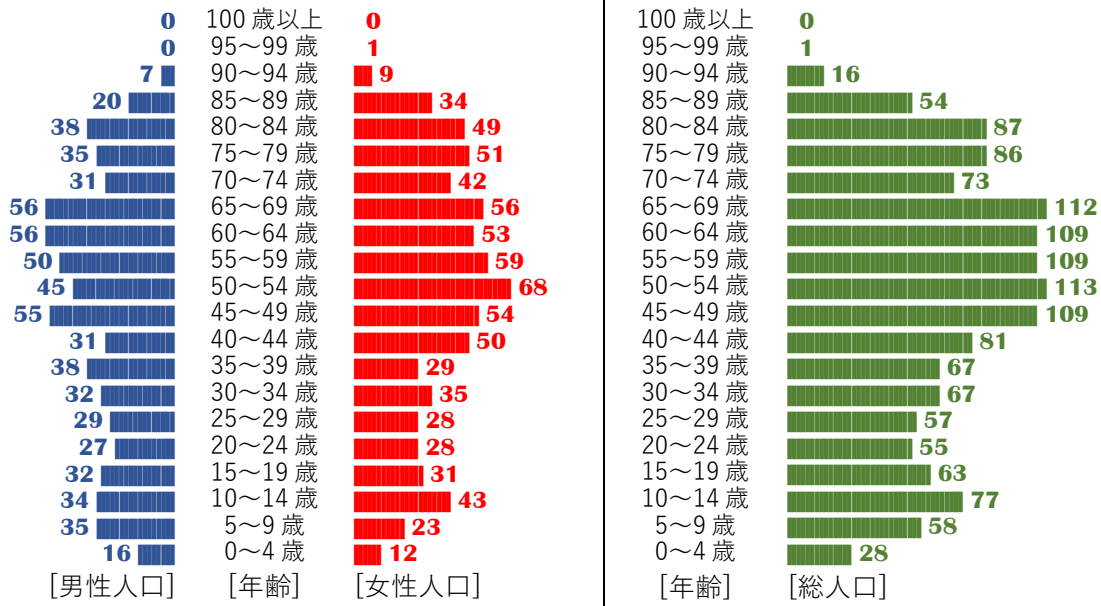
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		1,800 人	1,700 人	1,576 人	1,422 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	326 人	269 人	201 人	163 人
		割合	18.1%	15.8%	12.8%	11.5%
	15～64 歳	実数	1,092 人	1,007 人	948 人	830 人
		割合	60.7%	59.2%	60.2%	58.4%
	65 歳以上	実数	382 人	424 人	427 人	429 人
		割合	21.2%	24.9%	27.1%	30.2%
世帯数	総世帯数	614 世帯	599 世帯	584 世帯	541 世帯	
	施設等世帯数	10 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		2.9 人	2.8 人	2.7 人	2.6 人	
平均年齢※2		41.6 歳	44.3 歳	47.3 歳	49.2 歳	
	男性	40.7 歳	43.1 歳	45.7 歳	47.6 歳	
	女性	42.4 歳	45.3 歳	48.7 歳	50.6 歳	

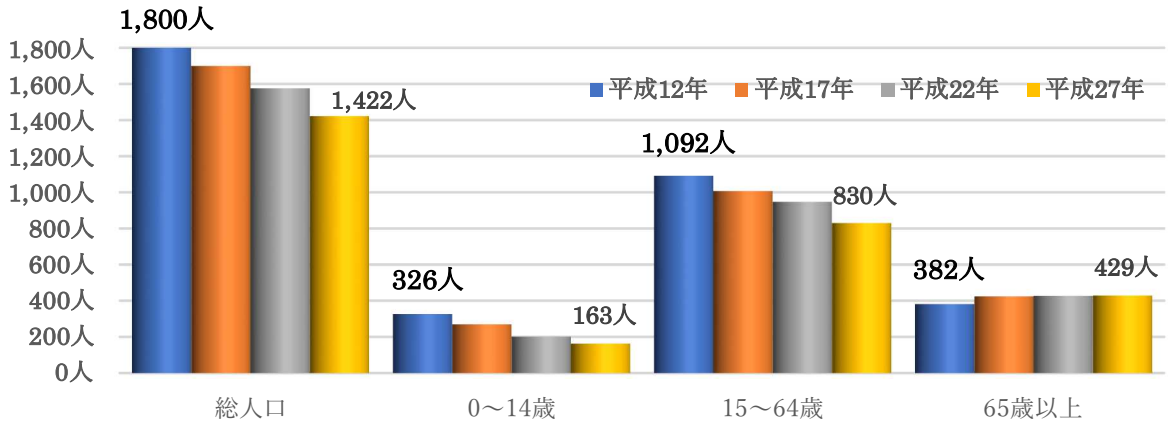
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

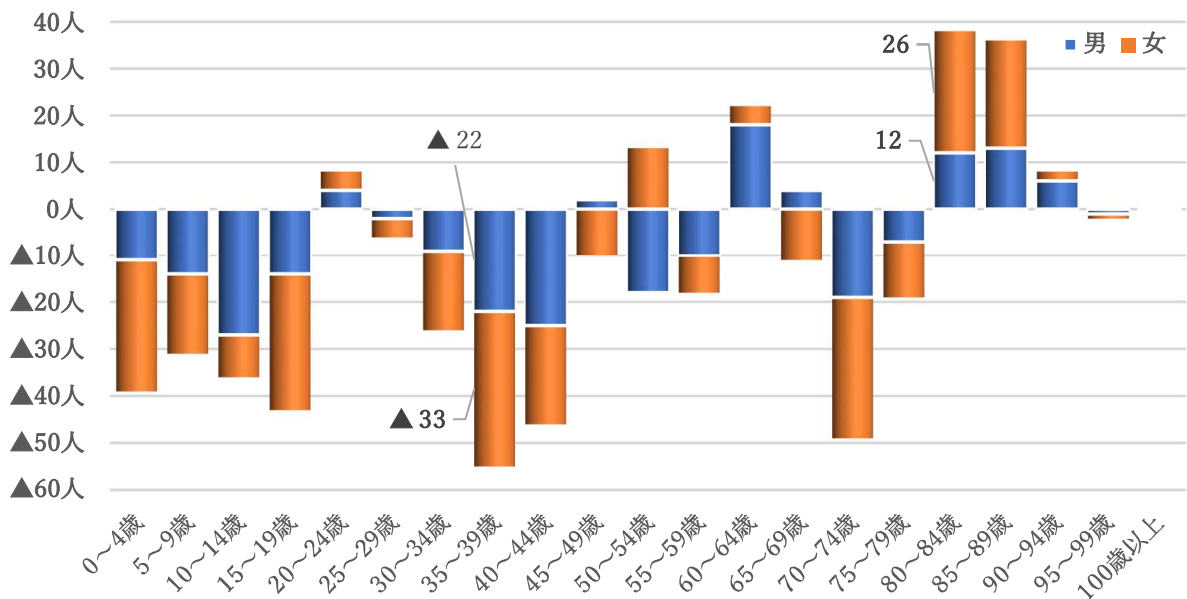
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



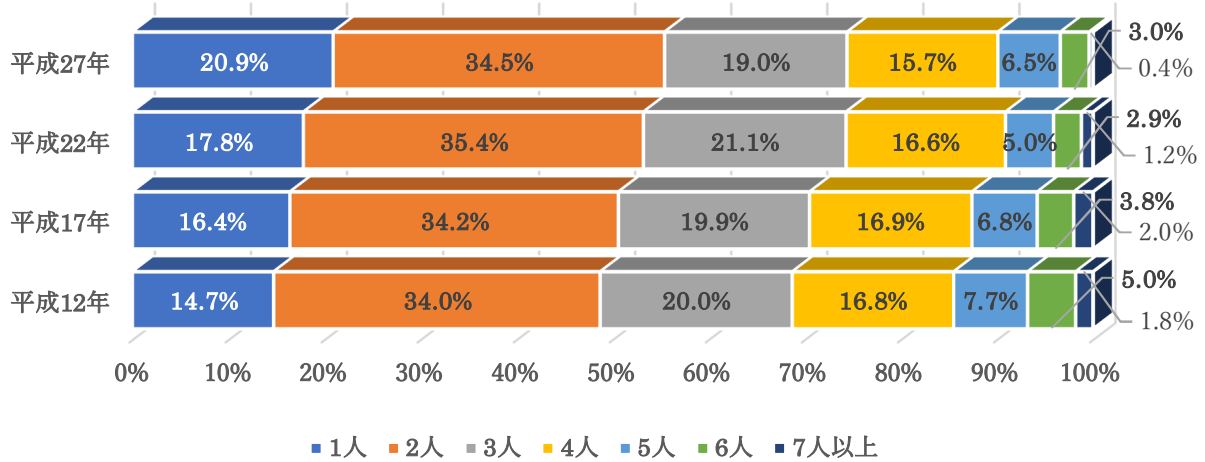
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



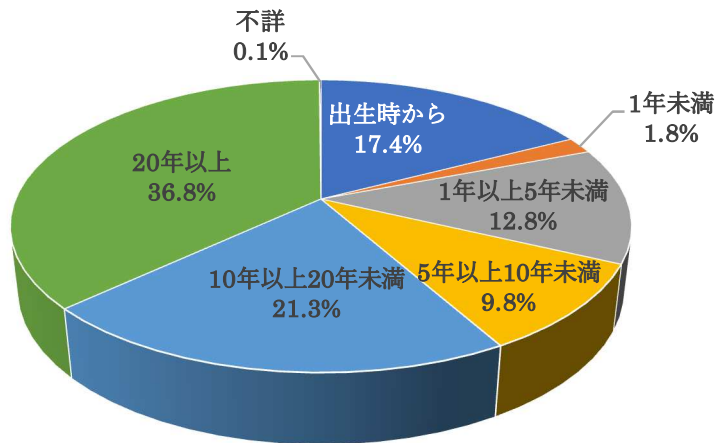
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分	H12	H17	H22	H27		比較 (④-①)	
	①	②	③	④	割合		
総数	総数（労働力状態）	1,474	1,431	1,375	1,259	100.0%	△215
	労働力人口	918	876	820	749	59.5%	△169
	非労働力人口	556	552	541	488	38.8%	△68
	不詳	-	3	14	22	1.7%	22
男	総数（労働力状態）	700	650	627	582	100.0%	△118
	労働力人口	530	482	445	394	67.7%	△136
	非労働力人口	170	167	178	173	29.7%	3
	不詳	-	1	4	15	2.6%	15
女	総数（労働力状態）	774	781	748	677	100.0%	△97
	労働力人口	388	394	375	355	52.4%	△33
	非労働力人口	386	385	363	315	46.5%	△71
	不詳	-	2	10	7	1.0%	7

萩野地区の概況

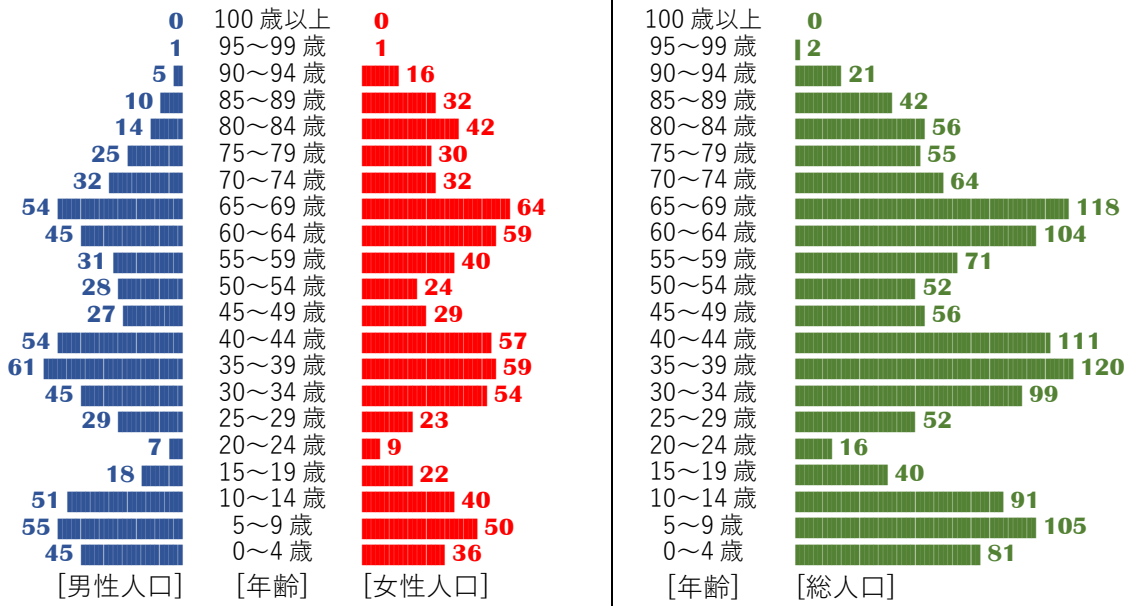
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		1,091 人	1,083 人	1,257 人	1,356 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	116 人	126 人	218 人	277 人
		割合	10.6%	11.6%	17.3%	20.4%
	15～64 歳	実数	741 人	698 人	729 人	721 人
		割合	67.9%	64.5%	58.0%	53.2%
	65 歳以上	実数	234 人	259 人	310 人	358 人
		割合	21.4%	23.9%	24.7%	26.4%
世帯数	総世帯数	313 世帯	340 世帯	397 世帯	445 世帯	
	施設等世帯数	0 世帯	0 世帯	2 世帯	2 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		3.5 人	3.2 人	3.1 人	3.0 人	
平均年齢※2		44.1 歳	45.6 歳	45.1 歳	43.9 歳	
	男性	42.7 歳	43.4 歳	42.7 歳	40.8 歳	
	女性	45.5 歳	47.6 歳	47.0 歳	46.8 歳	

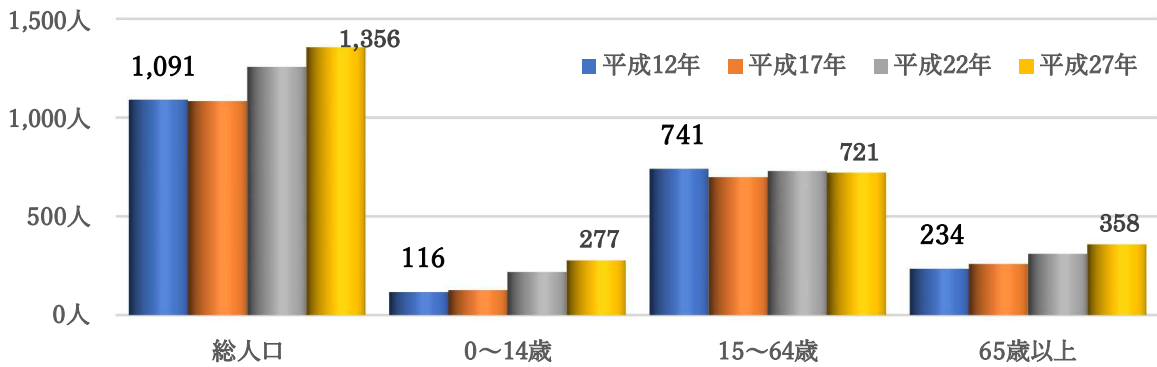
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

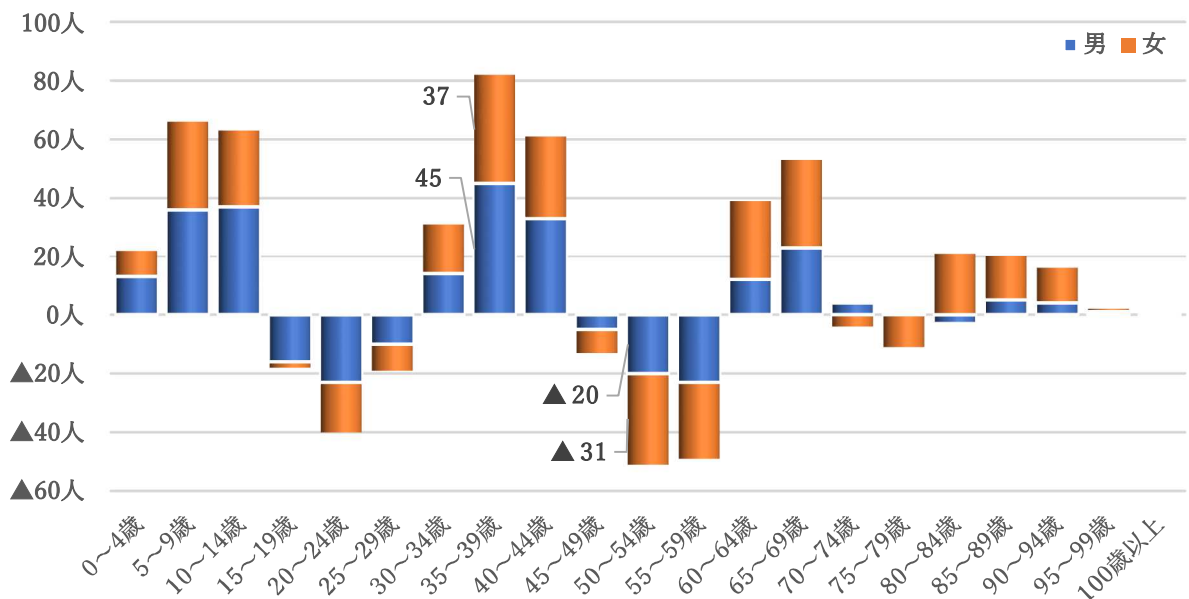
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



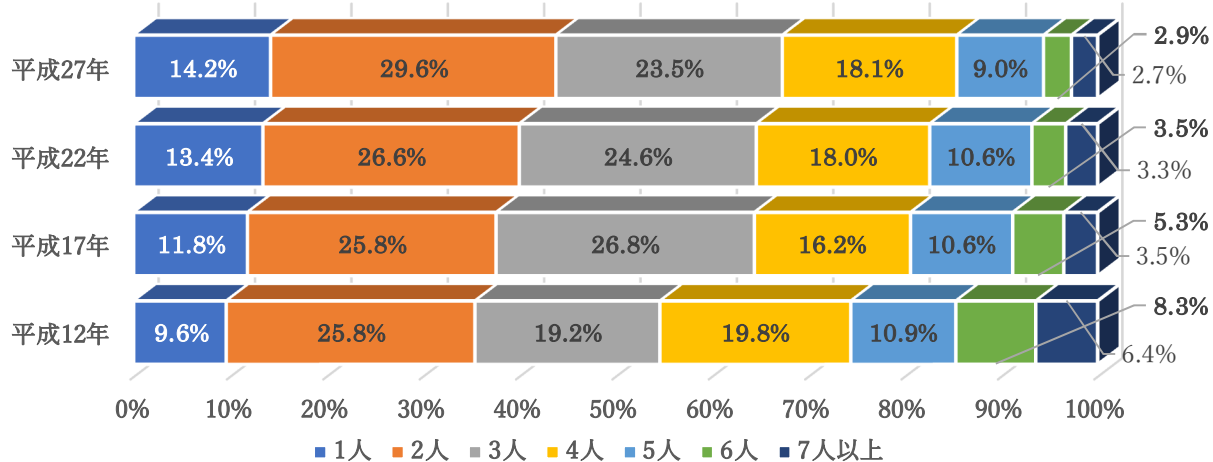
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



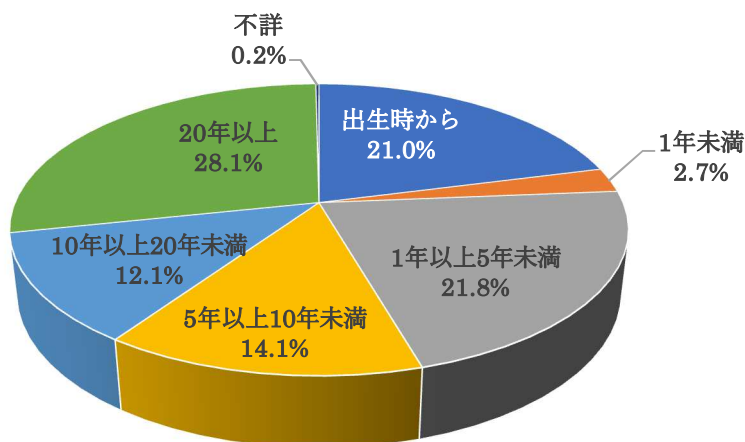
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	975	957	1,039	1,079	100.0%	104
	労働力人口	692	665	693	675	62.6%	△17
	非労働力人口	282	292	340	373	34.6%	91
	不詳	1	-	6	31	2.9%	30
男	総数（労働力状態）	455	444	459	486	100.0%	31
	労働力人口	372	368	372	369	75.9%	△3
	非労働力人口	83	76	85	103	21.2%	20
	不詳	-	-	2	14	2.9%	14
女	総数（労働力状態）	520	513	580	593	100.0%	73
	労働力人口	320	297	321	306	51.6%	△14
	非労働力人口	199	216	255	270	45.5%	71
	不詳	1	-	4	17	2.9%	16

島川地区の概況

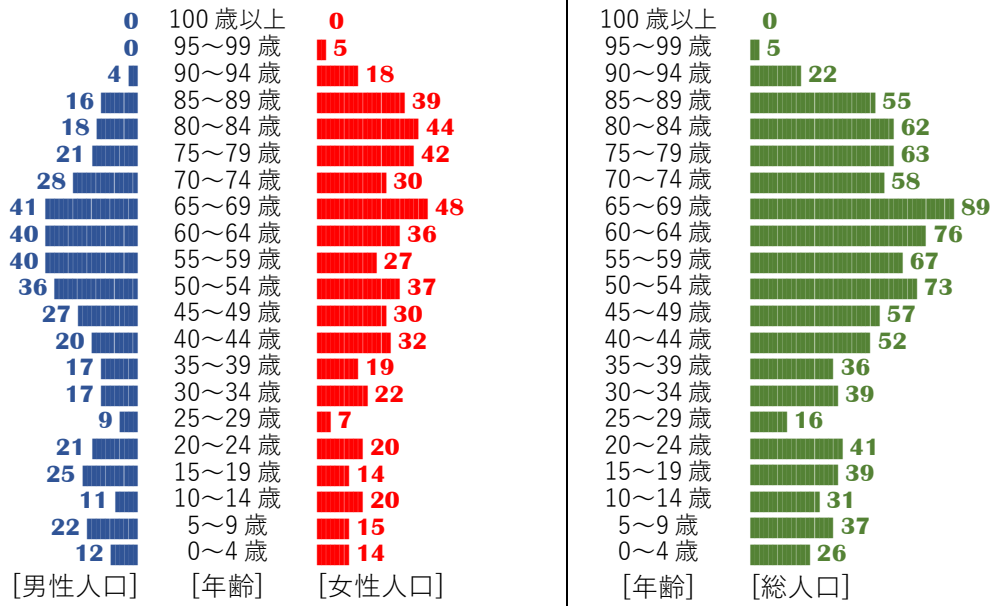
1 人口、世帯数、年齢別人口割合及び平均年齢の推移（国勢調査 小地域集計データ）

項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口※1		1,138 人	1,165 人	1,134 人	944 人	
年齢別人口	0～14 歳	実数	199 人	180 人	150 人	94 人
		割合	17.5%	15.5%	13.2%	10.0%
	15～64 歳	実数	705 人	685 人	643 人	496 人
		割合	62.0%	58.8%	56.7%	52.5%
	65 歳以上	実数	234 人	300 人	341 人	354 人
		割合	20.6%	25.8%	30.1%	37.5%
世帯数	総世帯数	350 世帯	350 世帯	365 世帯	313 世帯	
	施設等世帯数	0 世帯	1 世帯	1 世帯	4 世帯	
一般世帯 1 世帯当たりの人数		3.3 人	3.2 人	2.9 人	2.7 人	
平均年齢※2		42.0 歳	45.4 歳	48.6 歳	52.7 歳	
	男性	40.4 歳	43.5 歳	45.0 歳	49.3 歳	
	女性	43.5 歳	47.0 歳	51.5 歳	55.6 歳	

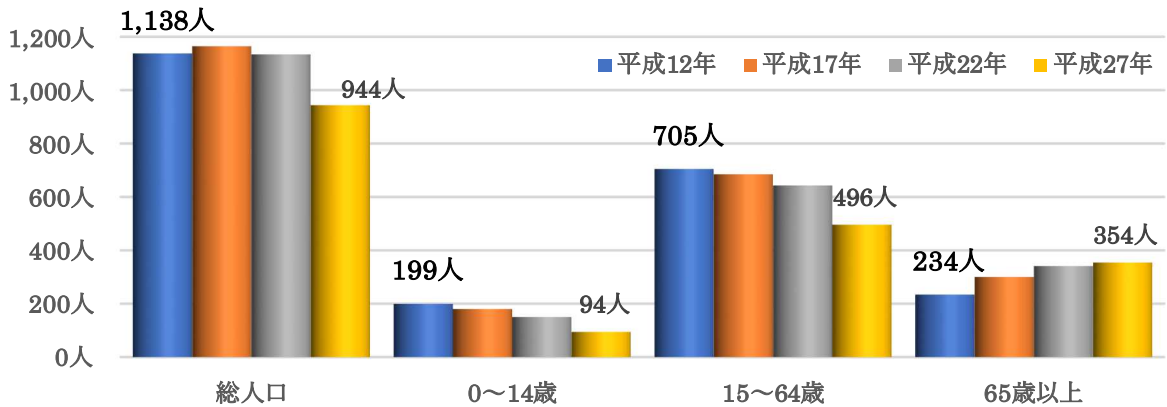
※1 年齢不詳者がいるため、「総人口」と「年齢別人口の総数」は一致しない場合があります。

※2 平均年齢の算出方法：当該地区総年齢数÷（地区人口－地区年齢不詳人数）

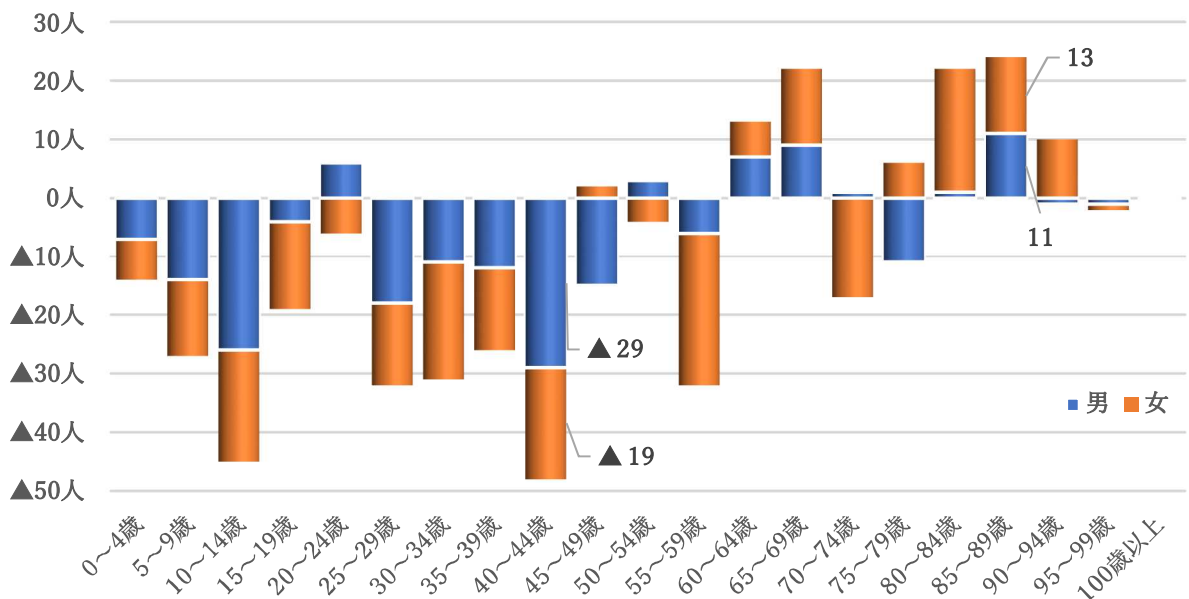
2 人口ピラミッド（平成27年国勢調査 小地域集計データ）



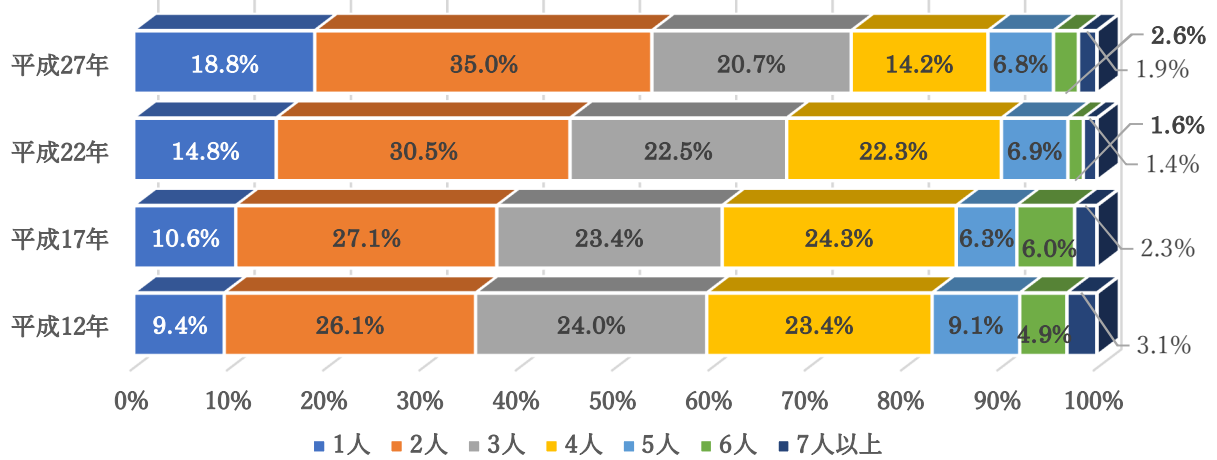
3 総人口及び年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査 小地域集計データ）



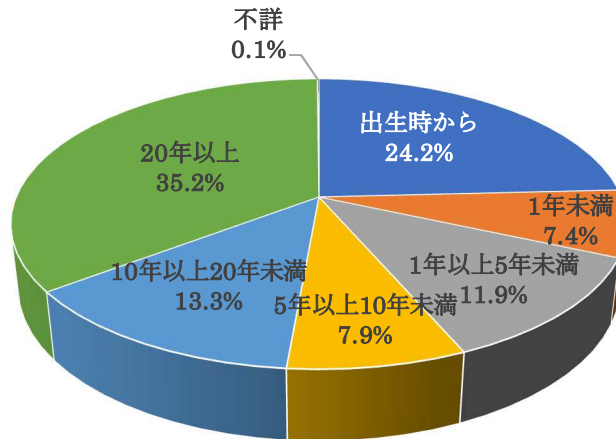
4 10年間の年齢階層別人口の増減（平成27年年齢階層別人口－平成17年年齢階層別人口）



5 世帯人数の変動（国勢調査 小地域集計データ）



6 居住期間（平成 27 年国勢調査 小地域集計データ）



7 労働力状態別（2区分）15歳以上人口（国勢調査 小地域集計データ）

区分		H12	H17	H22	H27	割合	比較 (④-①)
		①	②	③	④		
総数	総数（労働力状態）	939	985	984	850	100.0%	△89
	労働力人口	643	660	575	478	56.2%	△165
	非労働力人口	296	325	397	363	42.7%	67
	不詳	-	-	12	9	1.1%	9
男	総数（労働力状態）	438	450	420	380	100.0%	△58
	労働力人口	358	354	301	256	67.4%	△102
	非労働力人口	80	96	114	121	31.8%	41
	不詳	-	-	5	3	0.8%	3
女	総数（労働力状態）	501	535	564	470	100.0%	△31
	労働力人口	285	306	274	222	47.2%	△63
	非労働力人口	216	229	283	242	51.5%	26
	不詳	-	-	7	6	1.3%	6



「ほっとちゃん」：道内の社会福祉協議会イメージキャラクター
「北のまちから あったかハート」：道内の社会福祉協議会キャッチフレーズ

第2期 北斗市地域福祉実践計画

平成 30 年 3 月

発行・編集 **社会福祉法人北斗市社会福祉協議会**

〒049-0156 北海道北斗市中野通 2 丁目 18 番 1 号

電話 0138-74-2500

FAX 0138-74-3655